

嘉麻市地域防災計画

— 資料編 —

令和 3 年 6 月

令和 7 年 6 月改定

嘉麻市防災会議

資料編目次

項 番	資 料 名	頁
【市の現況資料】		
1 災害、危険箇所等		
1-1	嘉麻市の風水害状況	1
1-2	国内の地震災害状況	8
1-3	嘉麻市の火災発生状況	13
1-4	重要水防箇所（河川）	16
1-5	災害危険河川区域	19
1-6	砂防指定地	21
1-7	土石流危険渓流	22
1-8	地すべり防止区域	25
1-9	地すべり危険箇所	25
1-10	急傾斜地崩壊危険区域	26
1-11	急傾斜地崩壊危険箇所	27
1-12	道路危険箇所	34
1-13	山腹崩壊危険地区	37
1-14	崩壊土砂流出危険地区	40
1-15	地すべり危険地区	42
1-16	危険物施設	43
1-17	ため池	44
1-18	土砂災害（特別）警戒区域	48
2 設備、施設等		
2-1	嘉麻市防災行政無線	62
2-2	水防倉庫	64
2-3	給水タンク保有状況	65
2-4	水道施設	65
2-5	指定緊急避難場所	67
2-6	指定避難所	70
2-7	福祉施設	71
2-8	病院・医科診療所	78
2-9	歯科診療所	81
2-10	学校、学童、保育園、保育所、幼稚園	82
2-11	災害時における臨時ヘリポート	84
2-12	市有車両	85
2-13	近隣火葬場	90
2-14	ごみ処理施設	91
2-15	し尿処理施設	91
2-16	リサイクルセンター	92
2-17	最終処分場	92
3 職員の活動体制等		
3-1	災害時の連絡先	93
3-2	地区区分表	100
3-3	嘉麻市災害対策本部組織図	101
3-4	嘉麻市災害対策本部分掌事務	102
3-5	嘉麻市災害対策本部配備基準	104
【例規、基準、応援協定等】		
4 市、一部事務組合等の例規等		
4-1	嘉麻市防災会議条例	105
4-2	嘉麻市防災会議条例施行規則	107
4-3	嘉麻市防災会議委員名簿	109
4-4	嘉麻市災害対策本部条例	110
4-5	嘉麻市災害対策本部設置規程	111
4-6	嘉麻市消防団の組織等に関する規則	114
4-7	嘉麻市火入れに関する条例	118
4-8	嘉麻市災害弔慰金の支給等に関する条例	121
4-9	嘉麻市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	125
4-10	嘉麻市災害見舞金交付規程	129

項 番	資 料 名	頁
5 国、県の例規、基準等		
5-1	注意報及び警報の種類並びに発表の基準	131
5-2	気象庁震度階級関連解説表	132
5-3	火災・災害等即報要領	135
5-4	福岡県災害調査報告実施要綱	145
5-5	被害の判定基準	149
5-6	福岡県災害救助法施行細則	152
5-7	福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等	155
6 応援協定等		
6-1	応援協定等一覧	163
	【各種様式】	
7 職員の参集		
7-1	参集記録票	170
7-2	参集途上の被災状況記録票	171
8 情報の収集・伝達		
8-1	災害対応票	172
8-2	被災情報一覧	174
8-3	被災台帳	175
8-4	人的被害報告	177
8-5	住家被害報告	178
8-6	その他の被害報告	179
8-7	火災・災害等即報要領様式	180
9 応援要請		
9-1	自衛隊災害派遣要請依頼書	186
9-2	自衛隊災害派遣撤収依頼書	187
10 避難所		
10-1	避難所利用者登録票	188
10-2	避難所利用者名簿	189
10-3	避難所運営記録	190
10-4	物品の受払簿(避難所用)	191
10-5	避難所設置及び収容状況	192
10-6	個別引き継ぎ事項	193
11 救助・医療		
11-1	行方不明者名簿	194
11-2	医療救護所開設状況報告	195
12 緊急輸送		
12-1	緊急通行車両事前届出書	196
12-2	緊急通行車両以外の車両通行止め標示	197
12-3	緊急通行車両通行標章	198
12-4	緊急通行車両確認証明書	199
12-5	物品の受払簿(物資集配拠点用)	200
12-6	通行止情報一覧	201
13 遺体の処理等		
13-1	遺体処理票	202
13-2	遺留品処理票	202
14 市民生活の安定		
14-1	罹災証明申請書	203
14-2	罹災証明書	204
14-3	被害届出兼証明書	205
14-4	義援金品受領書	206

1-1 嘉麻市の風水害状況

(1) 災害をもたらした気象事例（福岡県）

災害発生日		災害名称種別	人的被害			建 物 被 害				耕 地 被 害	
年	月／日		死者・行方不明者 (人)	負傷者 (人)	罹災世帯 (世帯)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	流失埋没 (ha)	冠水 (ha)
S20	9/17～18	枕崎台風	87	61		1,820	1,669	4,375	16,179	27,028	8
S20	10/8～11	阿久根台風	5	2		43	17	706	2,437		1,349
S21	7/8～10	低気圧による豪雨	1			3	2		8		91
S22	6/21～26	キャロル台風	8			7	14	145	1,117		2,184
S24	6/16～22	デラ台風	16	7		56	239	167	575	200	80
S24	7/4～7	低気圧による大雨	1	1		6	10		1,510		910
S24	8/13～19	ジュディス台風	7	39		118	298	10,927	28,375	546	31,152
S24	9/22～24	低気圧による大雨	5	3		1	20		2		
S25	1/29～30	低気圧による暴風雨	1			2					
S25	9/13～15	キジア台風	6	3		165	285	2,695	6,913	322	5,833
S26	7/7～17	低気圧による豪雨	8	4		12	31	2,681	2,760	187	35,110
S26	10/13～15	ルース台風	10	2		46	108	798	3,366	376	2,687
S28	6/4～8	梅雨前線及び台風第2号による豪雨	13	3		14	2	424	5,326	97	9,617
S28	6/25～29	西日本水害(梅雨前線豪雨)	286	1,402		2,150	2,819	92,532	119,127	22,908	54,470
S28	9/25～26	台風第13号	8						15		
S29	8/18～20	台風第5号	2	14	255	26	21	51	373	2	394
S29	9/26～27	洞爺丸台風	8	13	997	51	98	1,264	9,244	180	5,147
S30	4/14～18	前線豪雨	1	12	251	4	3	339	4,355	14	4,120
S30	7/6～8	梅雨前線降雨	2	1	1,168	7	4	1,192	6,186	94	7,018
S30	9/26～10/1	台風第22号	8	25	1,265	174	313	435	2,074	16	970
S31	8/16～18	台風9号	4	41	2,096	315	726	706	2,613	5	762
S31	9/9～11	台風第12号	6	33	254	132	263	3	243	1	154
S32	7/2～5	梅雨前線豪雨	4	1	527	7	13	527	4,542	2	11,085
S32	7/25～28	梅雨前線豪雨 (諫早集中豪雨)	1	4	9	1	3	6	1,211		1,759

災害発生日		災害名称種別	人的被害			建 物 被 害				耕 地 被 害	
年	月／日		死者・行方不明者(人)	負傷者(人)	罹災世帯(世帯)	全壊(棟)	半壊(棟)	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)	流失埋没(ha)	冠水(ha)
S34	7/6～8	低気圧による大雨	1		123	1	1	122	1,952		4,053
S34	7/13～16	梅雨前線豪雨(台風第5号)	24	58	4,586	103	81	4,281	14,674	1,611	9,994
S34	9/16～18	台風第14号	19	33	182	31	28	117	842		8
S36	6/24～7/10	昭和36年梅雨前線豪雨	2		2			2	58		92
S37	7/1～9	梅雨前線による大雨	4	11		30	29	3,656	23,291	23,490	
S37	7/12～15	雷雨・降ひょう	1								
S38	1月～2月	雪害(38.1豪雪)	1	4		2	5				
S38	6/29～7/2	梅雨前線豪雨	18	10	1,138	45	50	10,279	28,745	339	9,078
S40	5/26～28	梅雨前線と台風第6号による強風雨	3		3						
S41	6/30～7/2	梅雨前線降雨		12	495	5	10	478	6,823	2	191
S42	7/8～10	梅雨前線豪雨(42年7月豪雨)	2	2	365	1	6	343	7,365	36	3,362
S43	2/14～15	豪雪害	2	7	8	7	1			1.1	
S43	7/1～5	梅雨前線による大雨	1	9	29	6	2	21	420		6.4
S44	6/28～7月上旬	梅雨前線による大雨		20	1,146	3	8	1,135	8,326	1,379.0	1,225.1
S45	8/14～15	台風9号による災害	2	111	1,073	50	975	48	1,098	567.7	2,638.5
S46	7/18	豪 雨	1		2			2	111		
S46	7/21～23	豪 雨	2	2	964	12	9	943	4,215	214.7	5,425.4
S47	7/3～6	豪 雨	7	9	797	10	23	764	12,861	207.0	15,556.0
S47	7/9～13	豪 雨	4	31	3,696	48	180	3,468	19,071	747.0	21,362.0
S48	6/26～27	大 雨	4	6	264	2	5	257	3,808	657.0	10,498.0
S48	7/30～31	大 雨	28	64	9,112	116	173	8,828	27,143	327.0	2,628.0
S51	4/27～30	大 雨	1	2	2	2			22		
S51	9/10～13	台風第17号	2	12	661	27	87	547	7,605	104.0	2,025.0
S52	6/9～10	梅雨前線による大雨		3	253	5	2	246	2,454	20.9	1,140.0
S53	9/15	台風第18号	5	399	464	30	410	24	1		
S54	6/27	梅雨前線による大雨	7	41	4,475	34	49	4,392	16,998	973	34,385

災害発生日		災害名称種別	人的被害			建 物 被 害				耕 地 被 害	
年	月／日		死者・行方不明者 (人)	負傷者 (人)	罹災世帯 (世帯)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	流失埋没 (ha)	冠水 (ha)
S55	7/30	梅雨前線の停滞による大雨	1	5	240	5	9	226	5,224	110	14,249
S55	8/28～31	前線の停滞による大雨	8	28	2,321	44	65	2,321	10,969	404	12,363
S56	6/25～7/7	S56.6.25～7.7にか けての梅雨前線の 活動による大雨	4	45	1,514	16	44	1,442	5,973	150	7,475
S57	7/10～25	昭和57年7月 豪雨				1	1	273	4,447	5.9	3,844
S58	7/15～17	梅雨前線による大 雨						207	2,640	6	
S60	6/21～7/6	梅雨前線による大 雨	3	13	431 (竜巻 1,185)	6	74 (竜巻 65)	351	4,124	108	19,126
S60	8/31～9/1	台風第13号	4	95	335 (竜巻 1,151)	6	86	243	805	102	1,168
S61	6/15～7/16	梅雨前線による大 雨	1			1	2	73	875	197.8	1,901.1
S62	8/24～25	集中豪雨	1						44	1.4	213
S63	7/15	集中豪雨	2		5		2	3	340	9	494
H1	9/1～3	大雨	1		11			9	24		25
H1	9/12～22	大雨	1		1				30		
H2	6/14～16	梅雨前線豪雨	1		16			19	883	2.4	3,738.7
H2	6/28～7/3	梅雨前線豪雨	4	19	1,468	20	56	1,391	7,105	2,245	10,375
H3	7/28～30	台風第9号	1	13	11			11	87	1.0	14.0
H3	9/14	台風第17号	3	125	500	7	136	358	1,126	34.8	844.0
H3	9/27	台風第19号	11	766	4,705	263	4,042	58	99	2.7	316.0
H5	9/3	台風第13号	1	1	40	1		52	159	22.2	79.0
H9	6/27～28	台風第8号	1	軽傷 1					2	6.7	63.0
H9	9/6～8	大雨災害	1						30	4	
H11	6/23～7/3	豪雨	2	重傷 3 軽傷 3	290	7	6	1,273	4,890	77	2,534
H11	9/23～24	台風第18号	4	重傷 4 軽傷 5	470	6	125	504	1,026	0.1	120
H15	7/18～19	集中豪雨	死者 1	重傷 10 軽傷 4	3,415	26	56 一部74	3,472	3,489	72.8	1,053.0
H17	3/20	福岡県西方沖地震	死者 1	重傷 197 軽傷 989	1,161	143	352 一部 9,185				

災害発生日		災害名称種別	人的被害			建 物 被 害				耕 地 被 害	
年	月／日		死者・行方不明者 (人)	負傷者 (人)	罹災世帯 (世帯)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	流失埋没 (ha)	冠水 (ha)
H18	9/17～18	台風第13号	死者 1	重傷 2 軽傷 69	17	2	1,658 一部 120		5	3.0	
H21	7/24～8/6	平成21年7月中国・九州北部豪雨	10	重傷 9 軽傷 9	1,522	13	11 一部 70	1,319	4,157	93.1	1,763.5
H24	7/3～5	大雨	死者 1		56	5	3 一部 6	48	411	2.0	82.0
H24	7/13～8/6	平成24年7月九州北部豪雨	死者 4	重傷 8 軽傷 9	1,583	70	432 一部 117	1,085	4,678	445.3	3,347.2
H26	8/21～22	大雨	死者 1		41			40	75	4.6	
H28	6/22～25	大雨	死者 1		1		一部 2		3		1.0
H29	7/5～	平成29年7月九州北部豪雨	死者 37 行方不明者 2	重傷 12 軽傷 9	1,131	277	831 一部 39	22	597	42.0	9.0
H30	7/2～	台風第7号	死者 1	軽傷 6			一部 68				
H30	7/5～	大雨	死者 3	重傷 8 軽傷 7	1,378	19	230 一部 159	929	2,461	138.0	971.0
R1	8/26～	大雨	死者 1	軽傷 1	154	6	24 一部 27	120	349	0.0124	155.0
R2	7/5～7/31	令和2年7月豪雨	死者 2	重傷 7 軽傷 4	1,991	14	997 一部 1,215	648	1,383	10.0	3,315.0

(福岡県主要自然災害被害統計(昭和20年以降))

死者・行方不明者1名以上又は床下浸水2,000件以上のいずれかを抜粋

(2)嘉麻市の水害状況(H13～H15)

年	月日	気象	人的被害			住家被害															非住家			
			死者	行方不明	負傷者		全壊			半壊			一部損壊			床上浸水			床下浸水			公共建物	その他	
					重症	軽症	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人			棟
H13	6/19～25	豪雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	76	212	169	166	364	棟	3
	7/5～6	大雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7/11～12	大雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H14	5/15	豪雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9/16～17	大雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7/1	大雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	0	0	
H15	7/18～19	集中豪雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	57	137	125	125	272	0	0	

年	月日	気象	田		畑		文教施設	医療機関	道路	橋梁	河川	港湾	砂防	清掃施設	崖崩れ	鉄道不通	被害船舶	航空機被害	水道	電話	電気	ガス	ブロック	罹災世帯	罹災者数
			流出埋没	冠水	流出埋没	冠水																			
							ha	ha	ha	ha															
H13	6/19～25	豪雨	14.7	148.8	0.4	44.2	6	0	149	0	117	0	0	0	65	0	0	0	100	0	0	0	1	21	52
	7/5～6	大雨	0.0	0.0	0.0	0.0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7/11～12	大雨	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H14	5/15	豪雨	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9/16～17	大雨	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7/1	大雨	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H15	7/18～19	集中豪雨	0.0	0.0	0.0	0.0	0	1	22	0	1	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(福岡県災害年報)

(3)嘉麻市の水害状況(H16～H17)

年	月日	気象	地区	人的被害			住家被害															非住家		
				死者	行方不明	負傷者	全壊			半壊			一部損壊			床上浸水			床下浸水			公共建物	その他	
							棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人			棟
H16	9/6～9/7	台風	山田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0	0	0	3	7	39	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0	0	0	4	17	10	10	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H17	3/20	地震	山田	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	27	0	0	0	0	0	0	0	0	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	13	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7/8～7/11	大雨	山田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9/5～9/7	台風	稲築	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

年	月日	気象	地区	田		畑		文教施設	医療機関	道路	橋梁	河川	港湾	砂防	清掃施設	崖崩れ	鉄道不通	被害船舶	航空機被害	水道	電話	電気	ガス	ブロック	罹災世帯	罹災者数	
				流出埋没	冠水	流出埋没	冠水																				
																											ha
H16	9/6～9/7	台風	山田 稲築 碓井 嘉穂	0.0	0.0	0.0	0.0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
				0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H17	3/20	地震	山田 稲築 碓井 嘉穂	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
				0.0	0.0	0.0	0.0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				0.0	0.0	0.0	0.0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7/8～7/11	大雨	山田 稲築	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	0.0			0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400	0	0	0		

(福岡県災害年報)

(4) 嘉麻市の水害状況(H18～H30)

年	月日	気象	人的被害				住家被害												非住家			
			死者	行方不明	負傷者		全壊			半壊			一部損壊			床上浸水			床下浸水			
					重症	軽症	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟
H18	9/17～9/19	台風	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	2	2	6	0	0	0	0	0	0	0
H19	7/2～7/8	大雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H20	6/19～6/22	大雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
	8/4～8/17	大雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H21	6/29～7/1	大雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
	7/24～8/6	豪雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	81	175	175	241	1	1
H22	6/28～6/29	大雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7/11～7/16	大雨	0	0	0	0	0	0	0	3	3	7	1	1	1	7	7	12	48	48	0	0
H24	7/13～8/6	豪雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	7	19	78	78	177	357	357	未確認	0
H27	8/24～8/26	台風	0	0	0	0	0	0	0	2	2	3	21	21	51	0	0	0	0	0	0	0
H29	7/5～	豪雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	2	2	9	0
H30	7/2～	豪雨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	15	0	0	0	0	0	0	0
H30	7/5～7/17	大雨	0	0	1	1	2	2	5	8	29	3	3	12	27	29	65	19	19	48	0	2

年	月日	気象	田		畑		文教施設	医療機関	道路	橋梁	河川	港湾	砂防	清掃施設	崖崩れ	鉄道不通	被害船舶	被害機被	航空機被	水道	電話	電気	ガス	ブロック	罹災世帯	罹災者数
			流出埋没	冠水	流出埋没	冠水																				
H18	9/17～9/19	台風	0.0	0.0	0.0	0.0	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
H19	7/2～7/8	大雨	0.0	0.0	0.0	0.0	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
H20	6/19～6/22	大雨	0.0	0.0	0.0	0.0	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
	8/4～8/17	大雨	0.0	0.0	0.0	0.0	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
H21	6/29～7/1	大雨	0.0	0.0	0.0	0.0	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
	7/24～8/6	豪雨	0.0	0.0	0.0	0.0	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
H22	6/28～6/29	大雨	0.0	0.0	0.0	0.0	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
	7/11～7/16	大雨	2.7	0.0	0.1	0.0	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
H24	7/13～8/6	豪雨	0.0	0.0	0.0	0.0	3	0	112	1	38	0	0	0	0	21	0	0	0	57	0	0	0	0	78	177
H27	8/24～8/26	台風	0.3	0.0	0.0	0.0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	3
H29	7/5～	豪雨	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	18	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	4
H30	7/2～	豪雨	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	7/5～7/17	大雨	11.2	0.0	0.1	0.0	1	0	12	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	99	99

(福岡県災害年報)

1-2 国内の地震災害状況 その1(1925年以前)

【嘉麻市に震度4以上の揺れをもたらした可能性が推測される歴史地震】

年	月	日	時間	東経 (°)	北緯 (°)	マグニチュード	震源 深度 (km)	震源域	被害等の概要	推定 最大 震度※1	地震のタイプ※2
679(天武7)	12	-	夜	130.8	33.1	7±0.5	-	筑紫の国	筑紫の国で家屋破壊多く、幅2丈、長さ3000余丈の地割れ発生	-	内
1498(明応7)	7	9	未～申	132.3	33.0	7.0～7.5	-	日向灘	伊予で地変多し。詳細不明	-	間
1596(文禄5/慶長1)	9	1	申	131.6	33.3	7.0±1/4	-	大分県別府湾	別府湾で大津波。瓜生島陥没。大分市5,000戸のうち4,800損壊。	-	線
1700(元禄13)	4	15	-	129.6	33.9	7.0	-	杵岐・対馬	杵岐・対馬で被害大。潰家89。久留米で有感。	-	内
1703(元禄16)	6	22	-	-	-	-	-	佐賀県	小城古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。久留米で有感。	-	内
1706(宝永3)	11	26	夜	-	-	-	-	筑後	久留米・柳川で強い地震。被害記録なし。	-	線
1707(宝永4)	10	28	未	135.9	33.2	8.4	-	「宝永南海地震」	潰家は東海、近畿、四国のほか、信濃、甲斐でも多く、北陸・山陽・九州でも生じた。津波は房総から九州に至る太平洋岸を襲った。九州では佐伯で潰家約100、津波波高約3m等の被害	7	間
1723(享保8)	12	19	朝五ツ時	130.6	32.9	6.5±1/4	-	九州北部	肥後で倒家980。筑後でも瓦落ち、潰家もあり、河畔に地割れを生じ泥を噴出。久留米で寺々の石塔倒れる。	5	線
1769(明和6)	8	29	未の半刻	132.1	33.0	7.75±1/4	-	大分県	延岡城石垣損壊。臼杵で潰家531など。柳川でも被害あり。	6	間
1792(寛政4)	5	21	酉	130.3	32.8	6.4	-	長崎県島原	震害による被害は軽微。眉山(前山)崩壊し、土砂が有明海に大量に進入し、波高9mの大津波発生。(「島原大変肥後迷惑」)。	5～6	-
1831(天保2)	11	14	丑	130.3	33.2	6.1	-	佐賀県	佐賀城の石垣が崩れる。詳細不明。	-	内
1848(弘化4)	1	10	-	130.4	33.2	5.9	-	福岡県柳川	柳川で家屋崩壊あり。	-	線
1854(安政1)	12	24	申の中刻	135.0	33.0	8.4	-	「安政南海地震」	32時間前に東海沖で発生した巨大地震に引き続いて発生。関東から九州にかけて大被害。津波襲来。全国で潰家2万以上。	7	間
1854(安政1)	12	26	朝四ツ時	132.0	33.3	7.3～7.5	-	伊予西部	中国・四国・九州で強い揺れ。	6	間
1872(明治5)	3	14	17時頃	132.1	35.2	7.1±0.2	-	島根沖「浜田地震」	浜田県で潰家4000件以上。 久留米市付近でも液状化による被害があった。	7	内
1889(明治22)	7	28	23:45	130.7	32.8	6.3	-	熊本	熊本市付近で大被害。 計200以上の潰家発生。柳川方面でも潰家60余。	5	線
1894(明治27)	8	8	23:19	131.0	32.9	6.3	-	熊本県中部	阿蘇郡において石垣の崩壊多数など。	-	線
1895(明治28)	8	27	22:42	131.0	32.9	6.3	-	熊本	同上	-	線
1898(明治31)	8	10	21:57	130.2	33.6	6.0	-	福岡県西部	糸島半島に被害が集中し全壊7。家屋破損58。	4	内
1898(明治31)	8	12	8:35	130.2	33.6	5.8	-	福岡県西部	上記の最大余震。	4	内
1922(大正11)	12	8	1:50	130.1	32.7	6.9	-	千々石湾	島原半島南部で被害大。約200件の住家が全壊。	-	線

※1 最大震度は資料より推測した。

※2 間:プレート間地震、内:プレート内地震、線:構造線型地震(震源の位置や、被害地域よりの推測した)

1-2 国内の地震災害状況 その2(明治以降～1995年)

【国内100人以上の死者・行方不明者を出した地震・津波】

西暦	発生年月日	M*	地震名	死者**	津波
1872	M5.3.14	7.1	浜田地震	555	
1891	M24.10.28	8	濃尾地震	7,273	
1894	M27.10.22	7	庄内地震	726	
1896	M29.6.15	8.5	明治三陸地震	約22,000	○
1896	M29.8.31	7.2	陸羽地震	209	
1923	T12.9.1	7.9	関東地震 (関東大震災)	99,331 43,476	○
1925	T14.5.23	6.8	北但馬地震	428	
1927	S2.3.7	7.3	北丹後地震	2,925	○
1930	S5.11.26	7.3	北伊豆地震	272	
1933	S8.3.3	8.1	昭和三陸地震	1,522 1,542	○
1943	S18.9.10	7.2	鳥取地震	1,083	
1944	S19.12.7	7.9	東南海地震	998	○
1945	S20.1.13	6.8	三河地震	1,961	○
1946	S21.12.21	8	南海地震	1,330 113	○
1948	S23.6.28	7.1	福井地震	3,769	
1960	S35.5.23	9.5*	チリ地震津波	122 20	○
1983	S58.5.26	7.7	日本海中部地震	104	○
1993	H5.7.12	7.8	北海道南西沖地震	202 28	○
1995	H7.1.17	7.3	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	6,434 3	○

* 地震の規模(マグニチュード)、ただしチリ地震津波はモーメントマグニチュード

** 上段は、死者数。下段は行方不明数(被害数は宇佐美「日本被害地震総覧」、総務省消防庁の資料による。)

1-2 国内の地震災害状況 その3(1996年以降)

【日本付近で発生した主な被害地震より最大震度5弱以上】

西暦	発 生 年月日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大 震度	津波
1996	H8.3.6	5.5	山梨県東部〔山梨県東部・富士五湖〕	負 8	住家一部破損 86など	5	
1996	H8.8.11	6.1	秋田県内陸南部	負 16	住家半壊 28 住家一部破損 185など	5	
1996	H8.12.21	5.6	茨城県南部	負 1	住家一部破損 82など	5弱	
1997	H9.3.3	5.5	伊豆半島東方沖	負 3	住家一部破損 65 崖崩れなど	5弱	
1997	H9.3.16	5.9	愛知県東部	負 4	住家一部破損 2など	5強	
1997	H9.3.26	6.6	鹿児島県薩摩地方	負 37	住家全壊 4 半壊 34	5強	
1997	H9.5.13	6.4	鹿児島県薩摩地方	負 74	住家全壊 4 半壊 31	6弱	
1997	H9.6.25	6.6	山口県北部	負 2	住家全壊 1 半壊 2	5強	
1998	H10.9.3	6.2	岩手県内陸北部	負 9	道路被害など	6弱	
2000	H12.6.3	6.1	千葉県北東部〔千葉県東方沖〕	負 1	住家一部破損 30など	5弱	
2000	H12.6.7	6.2	石川県西方沖	負 3	住家一部破損 1など	5弱	
2000	H12.6.8	5	熊本県熊本地方	負 1	住家一部破損 5など	5弱	
2000	H12.7.1	6.5	新島・神津島近海	死 1	住家一部破損 15など	6弱	7cm
2000	H12.7.15	6.3	新島・神津島近海	負 14	住家半壊 7など	6弱	7cm
2000	H12.7.30	6.5	三宅島近海	負 1	住家一部破損 1など	6弱	14cm
2000	H12.10.6	7.3	鳥取県西部 鳥取県西部地震	負 182	住家全壊 435 住家半壊 3,101など	6強	
2000	H12.10.31	5.7	三重県中部	負 6	住家一部破損 2など	5弱	
2001	H13.1.4	5.3	新潟県中越地方	負 2	住家一部破損 607など	5弱	
2001	H13.3.24	6.7	安芸灘 芸予地震	死 2 負 288	住家全壊 70 住家半壊 774など	6弱	
2001	H13.4.3	5.3	静岡県中部	負 8	住家一部破損 80など	5強	
2002	H14.2.12	5.7	茨城県沖	負 1	非住家破損など	5弱	
2002	H14.10.14	6.1	青森県東方沖	負 2	なし	5弱	
2002	H14.11.3	6.3	宮城県沖	負 1	なし	5弱	
2003	H15.5.26	7.1	宮城県沖	負 174	住宅全壊 2棟 住家半壊 21棟など	6弱	
2003	H15.7.26	6.4	宮城県北部〔宮城県中部〕	負 677	住宅全壊 1,276棟 住宅半壊 3,809棟など	6強	
2003	H15.9.26	8	釧路沖〔十勝沖〕 十勝沖地震	死 1 不明 1 負 849	住宅全壊 116棟 住宅半壊 368棟など	6弱	255cm
2004	H16.9.5	7.1	紀伊半島沖〔三重県南東沖〕	負 6	水道管破損など	5弱	63cm
2004	H16.9.5	7.4	東海道沖〔三重県南東沖〕	負 36	住家一部破損 2棟など	5弱	93cm
2004	H16.10.6	5.7	茨城県南部	負 4	水道管破裂など	5弱	
2004	H16.10.23	6.8	新潟県中越地方 新潟県中越地震	死 67 負 4,805	住家全壊3,175棟 住家半壊13,794棟など	7	
2004	H16.11.29	7.1	釧路沖	負 52	住宅一部破損4棟など	5強	13cm
2004	H16.12.6	6.9	釧路沖	負 12	校舎一部破損など	5強	
2004	H16.12.14	6.1	留萌支庁南部	負 8	住宅一部破損165棟	5強	
2005	H17.1.18	6.4	釧路沖	負 1	校舎一部破損など	5強	
2005	H17.2.16	5.3	茨城県南部	負 26	ブロック塀倒壊	5弱	
2005	H17.3.20	7	福岡県西方沖 〔福岡県北西沖〕	死 1 負 1,087	住家全壊133棟 住家半壊244棟など	6弱	
2005	H17.4.11	6.1	千葉県北東部	負 1	窓ガラス破損	5強	
2005	H17.4.20	5.8	福岡県西方沖 〔福岡県北西沖〕	負 58	住家一部破損279棟 建物火災1件	5強	
2005	H17.6.3	4.8	熊本県天草・芦北地方	負 2	なし	5弱	
2005	H17.6.20	5	新潟県中越地方	負 1	住家一部破損5棟など	5弱	
2005	H17.7.23	6	千葉県北西部	負 38	住家一部破損12棟など	5強	
2005	H17.8.16	7.2	宮城県沖	負 100	住家全壊1棟 住家一部破損984棟	6弱	13cm
2005	H17.8.21	5	新潟県中越地方	負 2	なし	5強	
2005	H17.10.19	6.3	茨城県沖	負 2	なし	5弱	
2006	H18.6.12	6.2	大分県西部	負 8	住家一部破損5棟	5弱	
2007	H19.3.25	6.9	能登半島沖 H19能登半島地震	死 1 負 356	住家全壊686棟 住家半壊1,740棟など	6強	22cm
2007	H19.4.15	5.4	三重県中部	負 13	住家一部破損122棟	5強	
2007	H19.7.16	6.8	新潟県上中越沖 H19新潟県中越沖地震	死 15 負 2,346	住家全壊1,331棟 住家半壊5,710棟 住家一部破損37,633棟など	6強	32cm
2007	H19.8.18	4.8	千葉県南部	負 1	なし	5弱	
2007	H19.10.1	4.9	神奈川県西部	負 2	住家一部破損5棟	5強	
2008	H20.5.8	7	茨城県沖	負 6	なし	5弱	

西暦	発 生 年月日	M	震央地名・地震名	人的被害	物的被害	最大 震度	津波
2008	H20.6.14	7.2	岩手県内陸南部 H20岩手・宮城内陸地震	死 17 不明 6 負 426	住家全壊30棟 住家半壊146棟など	6強	
2008	H20.7.24	6.8	岩手県沿岸北部	死 1 負 211	住家全壊1棟 住家半壊379棟	6弱	
2009	H21.8.11	6.5	駿河湾	死 1 負 319	住家全壊6棟 住家半壊8,672棟	6弱	36cm
2009	H21.12.17	5	伊豆半島東方沖	負 7	住家一部破損278棟	5弱	
2009	H21.12.18	5.1				5弱	
2010	H22.2.27	7.2	沖縄本島近海	負 2	住家一部破損4棟	5弱	0.1m
2010	H22.3.14	6.7	福島県沖	負 1	住家一部破損2棟	5弱	
2011	H23.3.9	7.3	三陸沖	負 2	住家一部破損1棟など	5弱	55cm
2011	H23.3.11	9	三陸沖 H23東北地方太平洋沖地震	死 18,493 不明 2,683 負 6,217	住家全壊128,801棟 住家半壊269,675棟 住家一部破損756,814棟など	7	9.3m以上
2011	H23.3.12	6.7	長野県・新潟県県境付近	死 3 負 57	住家全壊73棟 住家半壊427棟など	6強	
2011	H23.3.15	6.4	静岡県東部	負 75	住家半壊103棟 住家一部破損984棟	6強	
2011	H23.4.1	5	秋田県内陸北部	負 1	住家一部破損2棟	5強	
2011	H23.4.7	7.2	宮城県沖	死 4 負 296	物的被害は、H23東北地方 太平洋沖地震の被害に含 む。	6強	
2011	H23.4.11	7	福島県浜通り	死 4 負 10	物的被害は、H23東北地方 太平洋沖地震の被害に含 む。	6弱	
2011	H23.4.12	6.4	福島県中通り	負 1	物的被害は、H23東北地方 太平洋沖地震の被害に含 む。	6弱	
2011	H23.4.16	5.9	茨城県南部	負 6	なし	5強	
2011	H23.6.30	5.4	長野県中部	死 1 負 17	住家半壊24棟 住家一部破損6,117棟	5強	
2011	H23.7.31	6.5	福島県沖	負 11	なし	5強	
2011	H23.8.1	6.2	駿河湾	負 13	住家一部破損15棟など	5弱	
2011	H23.8.19	6.5	福島県沖	負 2	なし	5弱	
2011	H23.11.20	5.3	茨城県北部	負 1	なし	5強	
2011	H23.11.21	5.4	広島県北部	負 2	なし	5弱	
2012	H24.1.28	5.4	山梨県東部・富士五湖	負 1	なし	5弱	
2012	H24.3.1	5.3	茨城県沖	負 1	なし	5弱	
2012	H24.3.14	6.1	千葉県東方沖	死 1 負 1	住家一部破損3棟など	5強	
2012	H24.3.27	6.6	岩手県沖	負 2	なし	5弱	
2012	H24.7.10	5.2	長野県北部	負 3	住家一部破損9棟など	5弱	
2012	H24.8.30	5.6	宮城県沖	負 4	なし	5強	
2012	H24.12.7	7.3	三陸沖	死 1 負 15	住家一部破損1棟	5弱	98cm
2013	H25.2.2	6.5	十勝地方南部	負 14	住家一部破損1棟	5強	
2013	H25.4.13	6.3	淡路島付近	負 34	住家全壊6棟 住家半壊66棟 住家一部破損8,000棟	6弱	
2013	H25.4.17	6.2	宅島近海	負 1	なし	5強	
2013	H25.4.17	5.9	宮城県沖	負 2	なし	5弱	
2013	H25.8.4	6	宮城県沖	負 4	なし	6弱	
2013	H25.9.20	5.9	福島県浜通り	負 2	住家一部破損2棟	5強	
2014	H26.3.14	6.2	伊予灘	負 21	住家一部破損26棟	5強	
2015	H27.5.25	5.5	埼玉県北部	負 3	住家一部破損2棟など	5弱	
2015	H27.5.30	8.1	小笠原諸島西方沖	負 8	住家一部破損2棟など	5強	
2015	H27.7.10	5.7	岩手県沿岸北部	負 2		5弱	
2015	H27.7.13	5.7	大分県南部	負 3	住家一部破損3棟	5強	
2015	H27.9.12	5.2	東京湾	負 11	非住家建物1棟	5強	
2016	H28.4.14	6.5	熊本県熊本地方	死 273 負 2809	住家全壊8,667棟 住家半壊3,4719棟 住家一部破損163,500棟	7	
2016	H28.5.16	5.5	茨城県南部	負 1	住家一部破損2棟	5弱	
2016	H28.6.16	5.3	内浦湾	負 1	住家一部破損3棟	6弱	
2016	H28.8.31	5.2	熊本県熊本地方	負 2	住家一部破損1棟	5弱	
2016	H28.10.21	6.6	鳥取県中部	負 32	住家全壊18棟 住家半壊312棟 住家一部破損15,095棟	6弱	
2016	H28.11.22	7.4	福島県沖	負 21	住家一部破損9棟	5弱	

西暦	発 生 年 月 日	M	震央地名・地震名	人の被害	物の被害	最大 震度	津波
2016	H28.12.28	6.3	茨城県北部	負 2	住家半壊1棟 住家一部破損25棟	6弱	
2017	H29.6.25	5.6	長野県南部	負 2	住家全壊1棟 住家一部破損30棟	5強	
2017	H29.7.1	5.1	胆振地方中東部	負 1		5弱	
2017	H29.7.11	5.3	鹿児島湾	負 1	住家一部破損3棟	5強	
2017	H29.10.6	5.9	福島県沖	負 1		5弱	
2018	H30.4.9	6.1	島根県西部	負 9	住家全壊16棟 住家半壊58棟 住家一部破損556棟 非住家56棟	5強	
2018	H30.9.6	6.7	胆振地方中東部	死43 負782	住家全壊469棟 住家半壊1,660棟 住家一部破損13,849棟 非住家2,490棟	7	
2019	H31.1.3	5.1	熊本県熊本地方	負 4	住家一部破損60棟	6弱	
2019	H31.2.21	5.8	胆振地方中東部	負 6	住家一部破損19棟	6弱	
2019	R1.5.10	6.3	日向灘	負 3		5弱	
2019	R1.5.25	5.1	千葉県北東部	負 1		5弱	
2019	R1.6.18	6.7	山形県沖	負 43	住家半壊28棟 住家一部破損1,580棟	6強	
2019	R1.8.4	6.4	福島県沖	負 1	住家一部破損1棟	5弱	
2020	R2.3.13	5.5	石川県能登地方	負 2		5強	
2020	R2.6.25	6.1	千葉県東方沖	負 2		5弱	
2020	R2.9.4	5	福井県嶺北	負 13		5弱	
2020	R2.12.21	6.3	青森県東方沖	負 1		5弱	
2021	R3.2.13	7.3	福島県沖	死 1 負 187	住家全壊69棟 住家半壊729棟 住家一部破損19,758棟	6強	
2021	R3.3.20	6.9	宮城県沖	負 11	住家一部破損2棟	5強	
2021	R3.5.1	6.8	宮城県沖	負 4		5強	
2021	R3.10.6	5.9	岩手県沖	負 3	住家一部破損1棟	5強	
2021	R3.10.7	5.9	千葉県北西部	負 49	建物火災1件	5強	
2021	R3.12.3	5.4	紀伊水道	負 5	住家一部破損2棟	5弱	
2022	R4.1.22	6.6	日向灘	負 13	住家一部破損1棟	5強	
2022	R4.3.16	7.4	福島県沖	死 4 負 247	住家全壊217棟 住家半壊4,556棟 住家一部破損52,162棟	6強	
2022	R4.6.19	5.4	石川県能登地方	負 7	住家一部破損62棟	6弱	
	R4.6.20	5				5強	
2022	R4.11.9	4.9	茨城県南部	負 1		5強	
2023	R5.5.5	5.9	能登半島沖	死 1 負 52	住家全壊40棟 住家半壊313棟 住家一部破損3,073棟	5強	
2023	R5.5.11	5.2	千葉県南部	負 8	住家一部破損77棟	5強	
2023	R5.6.11	6.2	苫小牧沖	負 1		5弱	
2024	R6.1.1	7.6	石川県能登地方	死 592 負 1,395	住家全壊6,520棟 住家半壊23,600棟 住家一部破損134,520棟	7	80cm
2024	R6.3.15	5.8	福島県沖	負 4		5弱	
2024	R6.4.2	6	岩手県沿岸北部	負 2		5弱	
2024	R6.4.17	6.6	豊後水道	負 14	住家半壊8棟 住家一部破損370棟	6弱	
2024	R6.8.8	7.1	日向灘	負 14	住家全壊1棟 住家半壊4棟 住家一部破損266棟	6弱	51cm
2024	R6.8.9	5.3	神奈川県西部	負 3	住家一部破損7棟	5弱	
2025	R7.1.13	6.6	日向灘	負 4	住家一部破損2棟	5弱	

(気象庁HP(気象統計情報))

人の被害と物の被害は総務省消防庁による。

1-3 嘉麻市の火災発生状況

(火災件数:件)

年	区分	地 区				
		碓井	山田	稲築	嘉穂	計
平成31年 (令和元年)	建物火災	1	2	3	5	11
	焼損床面積(m ²)	0	24	324	1,750	2,098
	焼損表面積(m ²)	24	0	69	1	94
	林野火災	0	0	0	0	0
	焼損面積(a)	0	0	0	0	0
	車両火災	0	0	0	0	0
	その他火災	2	2	2	5	11
	合 計	3	4	5	10	22
平成30年	建物火災	0	1	6	2	9
	焼損床面積(m ²)	0	0	356	221	577
	焼損表面積(m ²)	0	0	0	4	4
	林野火災	0	0	0	0	0
	焼損面積(a)	0	0	0	0	0
	車両火災	0	0	0	0	0
	その他火災	2	2	6	5	15
	合 計	2	3	12	7	24
平成29年	建物火災	3	2	3	1	9
	焼損床面積(m ²)	174	43	96	18	331
	焼損表面積(m ²)	9	9	0	14	32
	林野火災	0	0	0	0	0
	焼損面積(a)	0	0	0	18	18
	車両火災	1	0	1	1	3
	その他火災	1	1	5	1	8
	合 計	5	3	9	3	20
平成28年	建物火災	2	1	5	1	9
	焼損床面積(m ²)	0	386	342	82	810
	焼損表面積(m ²)	4	0	21	0	25
	林野火災	0	0	0	0	0
	焼損面積(a)	0	0	0	0	0
	車両火災	0	0	0	2	2
	その他火災	0	0	1	6	7
	合 計	2	1	6	9	18
平成27年	建物火災	3	5	15	2	25
	焼損床面積(m ²)	228	402	63	53	746
	焼損表面積(m ²)	1	23	180	35	239
	林野火災	0	0	0	0	0
	焼損面積(a)	0	0	0	1	1
	車両火災	0	0	1	0	1
	その他火災	1	2	3	2	8
	合 計	4	7	19	4	34
平成26年	建物火災	0	3	1	4	8
	焼損床面積(m ²)	0	161	126	21	308
	焼損表面積(m ²)	0	0	0	39	39
	林野火災	0	0	0	0	0
	焼損面積(a)	0	0	0	0	0
	車両火災	1	0	0	0	1
	その他火災	2	1	4	3	10
	合 計	3	4	5	7	19

年	区分	地 区				
		碓井	山田	稲築	嘉穂	計
平成25年	建物火災	1	1	4	3	9
	焼損床面積(㎡)	77	61	75	78	291
	焼損表面積(㎡)	0	0	0	8	8
	林野火災	0	0	0	0	0
	焼損面積(a)	0	0	0	0	0
	車両火災	0	0	0	0	0
	その他火災	0	1	3	3	7
	合 計	1	2	7	6	16
平成24年	建物火災	1	4	4	2	11
	焼損床面積(㎡)	0	205	109	417	731
	焼損表面積(㎡)	0	0	53	153	206
	林野火災	0	0	0	0	0
	焼損面積(a)	0	0	0	0	0
	車両火災	0	0	2	0	2
	その他火災	0	1	0	3	4
	合 計	1	5	6	5	17
平成23年	建物火災	2	1	6	1	10
	焼損床面積(㎡)	21	76	258	159	514
	焼損表面積(㎡)	4	7	1	0	12
	林野火災	0	0	0	1	1
	焼損面積(a)	0	0	0	3	3
	車両火災	0	0	0	0	0
	その他火災	0	0	3	2	5
	合 計	2	1	9	4	16
平成22年	建物火災	0	1	4	5	10
	焼損床面積(㎡)	0	31	118	109	258
	焼損表面積(㎡)	0	0	52	5	57
	林野火災	0	0	0	0	0
	焼損面積(a)	0	0	0	0	0
	車両火災	0	0	0	0	0
	その他火災	0	1	0	0	1
	合 計	0	2	4	5	11
平成21年	建物火災	2	3	9	4	18
	焼損床面積(㎡)	140	233	1,284	255	1,912
	焼損表面積(㎡)	42	18	5	95	160
	林野火災	0	0	0	0	0
	焼損面積(a)	0	0	0	0	0
	車両火災	0	0	0	0	0
	その他火災	0	0	2	1	3
	合 計	2	3	11	5	21
平成20年	建物火災	2	6	3	4	15
	焼損床面積(㎡)	0	386	0	169	555
	焼損表面積(㎡)	5	41	5	69	120
	林野火災	0	0	0	0	0
	焼損面積(a)	0	0	0	0	0
	車両火災	0	0	0	0	0
	その他火災	0	1	3	1	5
	合 計	2	7	6	5	20

年	区分	地 区				
		碓井	山田	稲築	嘉穂	計
平成19年	建物火災	1	2	6	5	14
	焼損床面積(㎡)	27	73	1,039	2,305	3,444
	焼損表面積(㎡)	0	3	62	1	66
	林野火災	0	0	0	0	0
	焼損面積(a)	0	0	0	0	0
	車両火災	1	1	3	2	7
	その他火災	0	3	4	1	8
	合 計	2	6	13	8	29
平成18年	建物火災	2	6	7	1	16
	焼損床面積(㎡)	0	71	566	290	927
	焼損表面積(㎡)	0	27	81	0	108
	林野火災	0	0	0	0	0
	焼損面積(a)	0	0	0	0	0
	車両火災	1	0	0	1	2
	その他火災	0	0	3	5	8
	件数合計	3	6	10	7	26
平成17年	建物火災	1	6	8	4	19
	焼損床面積(㎡)	5	44	386	257	692
	焼損表面積(㎡)	12	9	36	4	61
	林野火災	0	0	0	0	0
	焼損面積(a)	0	0	0	0	0
	車両火災	0	0	0	0	0
	その他火災	3	3	1	4	11
	合 計	4	9	9	8	30
平成16年	建物火災	0	4	9	9	22
	焼損床面積(㎡)	0	295	446	1,082	1,823
	焼損表面積(㎡)	0	33	18	25	76
	林野火災	0	0	0	1	1
	焼損面積(a)	0	0	0	5	5
	車両火災	0	0	1	0	1
	その他火災	1	4	6	3	14
	件数合計	1	8	16	13	38
平成15年	建物火災	0	3	6	6	15
	焼損床面積(㎡)	0	22	170	326	518
	焼損表面積(㎡)	0	18	9	123	150
	林野火災	0	0	0	0	0
	焼損面積(a)	0	0	0	0	0
	車両火災	0	1	1	1	3
	その他火災	2	0	7	3	12
	合 計	2	4	14	10	30
平成14年	建物火災	2	6	6	8	22
	焼損床面積(㎡)	15	89	403	569	1,076
	焼損表面積(㎡)	0	46	53	64	163
	林野火災	0	1	0	0	1
	焼損面積(a)	0	4	0	80	84
	車両火災	1	1	2	1	5
	その他火災	0	1	0	1	2
	件数合計	3	9	8	10	30

(飯塚地区消防本部 火災統計)

1-4 重要水防箇所(河川)

県知事管理区間 重要水防箇所(河川)

令和2年4月現在

番号	土木事務所名	水系名	河川名	左右岸別	延長(m)	位置			重要度	予想される事態	水防工法
						市郡	大字	キロ杭位置			
10-14	飯塚	遠賀川	山田川	左右	500 500	嘉麻	上山田	前田井堰下流から神降橋まで	A	溢水	積み土のう工
10-15	飯塚	遠賀川	千手川	左右	950 950	嘉麻	上臼井	笹原橋下流から妙見井堰まで	C	溢水	積み土のう工
10-16	飯塚	遠賀川	千手川	右	150	嘉麻	九郎原	九郎原橋から江星橋下流30mまで	C	溢水	積み土のう工
10-17	飯塚	遠賀川	千手川	左	53	嘉麻	大力	かじや橋下流からハルダ井堰まで	B	溢水	積み土のう工
10-18	飯塚	遠賀川	千手川	右	150	嘉麻	大力	井出上橋から上流150mまで	B	溢水	積み土のう工

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

国土交通大臣管理区間(遠賀川水系)

重要水防箇所(重点区間)＜堤防＞

令和2年4月現在

番号	河川名	地先名	左右岸別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	遠賀川	嘉麻市漆生地先 嘉麻市下臼井地先	左	41/100～41/500	400	越水 A	積み土俵

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

重要水防区域(Aランク)＜堤防＞

令和2年4月現在

番号	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
2	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	41/100～41/300	200	越水 A	積み土俵
3	遠賀川	嘉麻市漆生地先 嘉麻市下臼井地先	左	41/300～41/500	200	越水 A	積み土俵
4	遠賀川	嘉麻市上西郷地先	左	44/900～45/100	200	越水 A 堤体漏水 B	シート張り 積み土俵
5	遠賀川	嘉麻市中益地先 嘉麻市椎木地先	左	47/300～47/900	600	越水 A 堤体漏水 B	シート張り 積み土俵
7	遠賀川	嘉麻市中益地先	右	47/500～47/900	400	越水 A	積み土俵

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

重要水防区域(Bランク)＜堤防＞

令和2年4月現在

番号	河川名	地先名	左右 岸別	位 置	延長 (m)	備 考	水防工法
48	遠賀川	嘉麻市山野地先	左	34/960～35/100	140	越水 B	積み土俵
49	遠賀川	嘉麻市山野地先 嘉麻市岩崎地先	左	36/650～38/300	1,650	堤 体 漏 水 B(法崩れ)	シート張り
50	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	左	38/300～38/500	200	越水 B 堤 体 漏 水 B(法崩れ)	シート張り 積み土俵
51	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	左	38/500～38/700	200	堤 体 漏 水 B(法崩れ)	シート張り
52	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	左	38/700～38/900	200	越水 B	積み土俵
53	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	左	39/100～39/200	100	越水 B 堤 体 漏 水 B(法崩れ)	シート張り 積み土俵
54	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	左	39/200～39/300	100	越水 B	積み土俵
55	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	39/700～39/900	200	越水 B	積み土俵
56	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	39/900～40/000	100	越水 B	積み土俵
57	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	40/000～40/100	100	越水 B	積み土俵
58	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	40/100～40/580	480	越水 B	積み土俵
59	遠賀川	嘉麻市漆生地先	左	40/580～41/100	520	越水 B	積み土俵
60	遠賀川	嘉麻市下臼井地先	左	42/100～42/200	100	越水 B	積み土俵
61	遠賀川	嘉麻市下臼井地先	左	42/200～42/300	100	越水 B	積み土俵
62	遠賀川	嘉麻市上西郷地先	左	44/700～44/900	200	堤体漏水 B	シート張り
63	遠賀川	嘉麻市上西郷地先	左	45/100～45/500	400	越水 B 堤体漏水 B	シート張り 積み土俵
64	遠賀川	嘉麻市上西郷地先	左	45/500～46/100	600	堤体漏水 B	シート張り
65	遠賀川	嘉麻市大隈地先 嘉麻市中益地先	左	46/700～47/100	400	越水 B 堤体漏水 B	シート張り 積み土俵
66	遠賀川	嘉麻市中益地先	左	47/100～47/300	200	堤体漏水 B	シート張り
100	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	右	38/700～38/900	200	越水 B	積み土俵
101	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	右	39/300～39/500	200	越水 B	積み土俵
102	遠賀川	嘉麻市岩崎地先	右	39/500～39/900	400	越水 B	積み土俵
103	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/100～40/230	130	越水 B	積み土俵
104	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/230～40/500	270	越水 B	積み土俵

番号	河川名	地先名	左右岸別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
105	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/500～40/710	210	越水 B	積み土俵
106	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/710～40/750	40	越水 B	積み土俵
107	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/750～40/880	130	越水 B 基礎地盤漏水 B	シート張り・ 積み土俵・ 釜段工
108	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	40/880～41/050	170	越水 B	積み土俵
109	遠賀川	嘉麻市漆生地先	右	41/050～41/100	50	越水 B	積み土俵
110	遠賀川	嘉麻市西郷地先 嘉麻市貞月地先	右	43/200～45/100	1,900	堤体漏水 B 43/200 ～ 44/000 (法崩れ)	シート張り
111	遠賀川	嘉麻市貞月地先	右	45/100～45/300	200	越水 B、 堤体漏水 B	シート張り・ 積み土俵
112	遠賀川	嘉麻市貞月地先 嘉麻市大隈町地先	右	45/500～45/700	200	越水 B	積み土俵
113	遠賀川	嘉麻市大隈町地先 嘉麻市中益地先	右	46/700～47/100	400	越水 B	積み土俵
114	遠賀川	嘉麻市中益地先	右	47/300～47/500	200	越水 B	積み土俵

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

重要水防区域(Aランク)＜構造物＞

令和2年4月現在

番号	河 川 名	名 称	地先名	左右岸別	位 置	備 考
3	遠賀川	上西郷橋	嘉麻市	—	45/110	許可工作物
4	遠賀川	火渡橋	嘉麻市	—	47/700	許可工作物

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

重要水防区域(Bランク)＜構造物＞

令和2年4月現在

番号	河 川 名	名 称	地先名	左右岸別	位 置	備 考
29	遠賀川	茶屋ノ元橋	嘉麻市	—	36/680	許可工作物
30	遠賀川	新宮前橋	嘉麻市	—	38/100	許可工作物
31	遠賀川	宮前橋	嘉麻市	—	38/440	許可工作物
32	遠賀川	岩崎橋	嘉麻市	—	39/270	許可工作物

番号	河川名	名称	地先名	左右岸別	位置	備考
33	遠賀川	中江橋	嘉麻市	—	40/110	許可工作物
34	遠賀川	田中橋	嘉麻市	—	40/730	許可工作物
35	遠賀川	中河原橋	嘉麻市	—	41/560	許可工作物
36	遠賀川	東口橋	嘉麻市	—	42/200	許可工作物
37	遠賀川	原田橋	嘉麻市	—	42/770	許可工作物
38	遠賀川	光代橋	嘉麻市	—	43/470	許可工作物
39	遠賀川	大隈橋	嘉麻市	—	45/780	許可工作物
40	遠賀川	上河原橋	嘉麻市	—	46/870	許可工作物

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

重要水防区域(要注意)＜構造物＞

令和2年4月現在

番号	河川名	名称	地先名	左右岸別	位置	備考
18	遠賀川	岩崎第1陸閘	嘉麻市岩崎	左	39/136	
19	遠賀川	岩崎第2陸閘	嘉麻市岩崎	左	39/200	
20	遠賀川	岩崎第3陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/238	
21	遠賀川	岩崎第5陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/262	
22	遠賀川	岩崎第4陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/320	
23	遠賀川	岩崎第6陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/322	
24	遠賀川	岩崎第7陸閘	嘉麻市岩崎	右	39/433	

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

1-5 災害危険河川区域

令和6年4月現在

級別	水系	河川名	左右岸別	延長(m)	位置		
					市郡	大字	キ口杭位置
一	遠賀川	遠賀川	右	90	嘉麻市	大隈	0K520～0K610
一	遠賀川	遠賀川	左	80	嘉麻市	馬見	1K300～1K380
一	遠賀川	遠賀川	左	80	嘉麻市	上	2K270～2K350
一	遠賀川	遠賀川	右	80	嘉麻市	宮吉	2K650～2K730
一	遠賀川	遠賀川	左	280	嘉麻市	宮吉	3K270～3K550 天神橋上流

級別	水系	河川名	左右岸別	延長(m)	位置		
					市郡	大字	キロ杭位置
一	遠賀川	遠賀川	左	150	嘉麻市	普門寺	2K210～2K360 普門寺橋下流
一	遠賀川	遠賀川	左	270	嘉麻市	桑野	5K070～5K340
一	遠賀川	遠賀川	右	200	嘉麻市	桑野	5K250～5K450
一	遠賀川	遠賀川	左	30	嘉麻市	桑野	5K320～5K350
一	遠賀川	遠賀川	左	150	嘉麻市	千束野	5K450～5K600 仙道橋下流
一	遠賀川	遠賀川	左右	230	嘉麻市	千束野	5K790～6K020 千束橋下流
一	遠賀川	遠賀川	左	40	嘉麻市	添ヶ倉	6K860～6K900 添ヶ倉橋下流
一	遠賀川	泉河内川		150	嘉麻市	嘉穂才田	7K540～7K690
一	遠賀川	泉河内川		50	嘉麻市	嘉穂才田	7K690～7K740
一	遠賀川	山田川	左	350	嘉麻市	岩崎	0K100～0K450
一	遠賀川	山田川	右	135	嘉麻市	鴨生	0K600～0K735
一	遠賀川	山田川	左	135	嘉麻市	岩崎	1K330～1K465
一	遠賀川	山田川	左	135	嘉麻市	岩崎	1K935～2K070
一	遠賀川	山田川	右	135	嘉麻市	平	2K510～2K645
一	遠賀川	山田川	右	170	嘉麻市	下山田	5K630～5K800
一	遠賀川	山田川	右	90	嘉麻市	下山田	5K840～5K930
一	遠賀川	山田川	左	70	嘉麻市	上山田	7K920～7K990
一	遠賀川	山田川	右	100	嘉麻市	上山田	8K200～8K300 小夜橋付近
一	遠賀川	千手川	右	180	嘉麻市	下臼井	1K200～1K380 西口橋上・下流
一	遠賀川	千手川	左右	290	嘉麻市	大力	7K420～7K710 新井出井堰下流
一	遠賀川	千手川	左	60	嘉麻市	大力	7K710～7K770 新井出井堰～ハルダ井
一	遠賀川	千手川	右	120	嘉麻市	大力	7K980～8K100 利三井堰上流
一	遠賀川	千手川	左	220	嘉麻市	大力	8K760～8K980 上の原井堰下流

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

1-6 砂防指定地

令和2年4月現在

番号	溪流名	住所	告示年月日	告示番号	指定面積 (ha)	備考
52	長原川	熊ヶ畑	S45.11.24	1674	5.50	旧山田市
53	長原川	熊ヶ畑	S55. 3.26	662	1.44	旧山田市
54	咽ノ畑川	熊ヶ畑	S60. 1.21	85	0.08	旧山田市
55	小富士川	上山田	S61.11.11	1778	0.26	旧山田市
56	小富士川左支川	上山田	S61.11.11	1778	0.26	旧山田市
57	小富士川	上山田	H 4. 3.17	678	0.15	旧山田市
58	小富士川左支川	上山田	S10. 7.16	1488	0.13	旧山田市
59	大力川	大力	S14.10.31	522	0.82	旧嘉穂町
60	大力川	大力	S23. 5.20	93	0.83	上記と重複
61	泉河内川	泉河内	S32.10. 7	1253	0.73	旧嘉穂町
62	泉河内川	泉河内	S34. 6.26	1169	2.72	旧嘉穂町
63	畑川	泉河内	S34. 6.26	1169	1.88	旧嘉穂町
64	大力川	大力	S40. 3.25	805	3.02	旧嘉穂町
65	本町川	千手	S40. 3.25	805	2.74	旧嘉穂町
66	長野川	千手	S40. 3.25	805	1.80	旧嘉穂町
67	屏川	屏	S40. 3.25	805	4.06	旧嘉穂町
68	尾谷川	馬見	S50. 1.31	75	3.20	旧嘉穂町
69	蛇谷川	桑野	S54. 4.21	902	0.94	旧嘉穂町
70	畑川	東畑	S54. 4.21	902	1.40	旧嘉穂町
71	畑川	東畑	S55. 3.26	662	4.81	旧嘉穂町
72	蛇谷川	桑野	S61. 3.25	762	1.73	旧嘉穂町
73	青井手川	桑野	S63.11.15	2214	1.52	旧嘉穂町
74	蛇谷川	桑野	S63.11.15	2214	0.28	旧嘉穂町
75	遠賀川	桑野	H 2. 3.30	782	2.00	旧嘉穂町
76	市野川	桑野	H 2. 3.30	782	1.07	旧嘉穂町
77	青井手川	桑野	H 7. 2.22	279	1.52	旧嘉穂町
78	小野谷川	小野谷	H 8. 2. 5	163	0.50	旧嘉穂町
79	竹谷川	泉河内	H22. 4.26	447	5.37	旧嘉穂町
80	吉庵川	下山田	H26.12.16	1153	1.82	旧山田市

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

1-7 土石流危険渓流

令和2年4月現在

渓流番号	河川名	渓流名	渓流所在地	渓流概要			保全対象	
			所在地 (嘉麻市)	渓流 長 (km)	流域 面積 (km ²)	平均 河床 勾配 (度)	対象 戸数 (戸)	公共施設 等
208-I-001	山田川	長原川	長原	1.88	1.38	11	28	
208-I-002	山田川	柳町川	柳町	0.98	0.47	16	12	
208-I-003	山田川	寿町川 1	寿町	0.14	0.02	18	26	
208-I-004	山田川	寿町川 2	寿町	0.08	0.04	7	15	
208-I-005	山田川	筑紫川	筑紫	0.45	0.31	5	6	
208-I-006	山田川	大谷川 1	大谷	0.14	0.03	12	14	
208-I-007	山田川	猪ノ鼻川 1	猪ノ鼻	0.08	0.17	17	14	
208-I-008	山田川	猪ノ鼻川 2	猪ノ鼻	0.13	0.03	9	14	
208-I-009	山田川	猪ノ鼻川 3	猪ノ鼻	0.15	0.04	8	10	
208-I-010	山田川	吉庵川	吉庵	0.35	0.09	12	49	集会所
208-I-011	山田川	寺谷川	寺谷	0.15	0.08	5	16	集会所
208-I-012	山田川	矢ノ浦川	平尾	0.80	0.23	10	19	小学校
208-I-013	山田川	極楽寺川	極楽寺	1.10	0.41	11	14	
208-I-014	山田川	下ノ谷川	下ノ谷	0.22	0.15	10	12	寺
208-I-015	山田川	ウナブシ川	ウナブシ	0.20	0.05	11	7	
208-I-016	山田川	サワラテ川 1	サワラテ	0.20	0.10	7	14	
208-I-017	山田川	原町川 1	原町	0.13	0.03	9	59	集会所
208-I-018	山田川	原町川 2	原町	0.15	0.08	7	9	
208-I-019	山田川	咽ノ畑川	白木	0.90	0.45	17	17	
422-I-001	遠賀川	木ノ間川	稲築木ノ間	0.08	0.01	11	9	—
422-I-002	遠賀川	元三谷川	稲築元三谷	0.20	0.02	7	7	—
422-I-003	山田川	松山川	稲築松山	0.08	0.01	7	15	—
422-I-004	山田川	錨場川	稲築錨場	0.23	0.07	10	40	—
423-I-001	千手川	シバセ谷川 2	碓井中村	0.56	0.19	0	9	—
423-I-002	千手川	シバセ谷川	碓井中村	0.47	0.12	0	9	—
423-I-003	千手川	山本川	碓井平山	0.36	0.06	9	0	中学校
423-I-004	千手川	山の口川	碓井山の口	0.23	0.02	0	0	中学校
423-I-005	千手川	門前川 2	碓井門前	0.38	0.05	14	10	老人福祉 センター
423-I-006	千手川	門前川 1	碓井平原	0.48	0.12	10	9	公民館
423-I-007	千手川	平原川	碓井本町	0.17	0.03	9	27	集会所
423-I-008	千手川	大平川	碓井大平	0.89	0.22	6	20	—
424-I-001	遠賀川	山瀬川 1	市野	0.75	0.63	13	8	小学校
424-I-002	遠賀川	山瀬川 2	山瀬川	0.12	0.02	22	0	小学校
424-I-003	遠賀川	山瀬川 3	山瀬川	0.18	0.03	20	8	—
424-I-004	遠賀川	山瀬川 4	山瀬川	0.10	0.03	11	8	—
424-I-005	遠賀川	田手原川	田出原	0.38	0.10	10	6	—
424-I-006	遠賀川	青井手川	普門寺	0.73	1.89	14	18	—
424-I-007	遠賀川	庄手川	庄手	0.38	0.19	6	7	公民館

溪流番号	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概要			保全対象	
			所在地 (嘉麻市)	溪流 長 (km)	流域 面積 (km2)	平均 河床 勾配 (度)	対象 戸数 (戸)	公共施設 等
424-I-008	遠賀川	迫谷川	迫谷	0.45	0.19	8	10	—
424-I-009	遠賀川	上大隈川	上大隈	0.30	0.07	6	11	—
424-I-010	遠賀川	二段川	二段	0.45	0.16	8	15	—
424-I-011	遠賀川	中益川	中益	0.35	0.11	9	22	—
424-I-012	遠賀川	上益川	下益	0.65	0.29	7	16	—
424-I-013	遠賀川	山口谷川	山口谷	1.33	0.29	6	14	公民館
424-I-014	遠賀川	向屋敷川	向屋敷	0.60	0.19	9	8	—
424-I-015	遠賀川	榎谷川	榎谷	1.77	0.55	9	5	—
424-I-016	遠賀川	谷川 1	谷	1.00	0.23	11	7	公民館
424-I-017	遠賀川	谷川 2	谷	0.27	0.04	10	5	—
424-I-018	遠賀川	荒谷川 1	荒谷	0.30	0.04	15	11	
424-I-019	遠賀川	吉田川	荒谷	1.93	1.22	12	9	—
424-I-020	遠賀川	屏川	ウドウラ	1.40	2.10	15	5	宿泊施設
424-I-021	遠賀川	宮小路川 1	宮小路	1.50	0.82	17	14	—
424-I-022	遠賀川	宮小路川 2	宮小路	1.68	0.73	13	18	—
424-I-023	遠賀川	尾谷川 1	東馬見	1.23	1.11	13	8	—
424-I-024	遠賀川	所迫川 1	所迫	0.68	0.19	5	7	—
424-I-025	遠賀川	所迫川 2	所迫	0.13	0.03	9	8	—
424-I-026	遠賀川	田平川	田平	0.18	0.02	10	10	—
424-I-027	遠賀川	本明川 1	本明	0.23	0.04	8	6	—
424-I-028	遠賀川	小山川	小山	0.33	0.05	6	7	—
424-I-029	遠賀川	小野谷川	小野	1.50	0.49	10	6	公民館
424-I-030	遠賀川	山口川 1	山口	1.63	0.31	10	7	—
424-I-031	遠賀川	中野川	中野	0.77	0.25	14	6	—
424-I-032	遠賀川	蛇谷川	中野	1.35	1.56	15	21	—
424-I-033	遠賀川	神有川	神有	0.44	0.14	13	12	公民館
424-I-034	遠賀川	市野川 1	市野	0.83	0.20	14	9	小学校
424-I-035	遠賀川	市野川 2	市野	1.13	1.15	14	13	小学校
424-I-036	芥田川	平迫川 1	平迫	0.79	0.24	10	2	公民館
424-I-037	芥田川	平迫川 2	平迫	0.15	0.05	8	2	公民館
424-I-038	千手川	長野川	長野	1.08	0.96	14	6	—
424-I-039	千手川	正手川	正手	0.35	0.06	8	15	—
424-I-040	千手川	本町川	中村	3.18	1.71	7	9	—
424-I-041	千手川	中村川 1	中村	2.10	0.95	7	9	—
424-I-042	千手川	西野川 1	西野	0.08	0.07	11	10	集会所
424-I-043	千手川	下鳥川	下鳥	0.38	0.11	15	5	—
424-I-044	泉河内川	高畑川 1	高畑	0.29	0.07	14	7	—
424-I-045	泉河内川	泉河内川 1	泉河内	0.53	0.09	8	6	—
424-I-046	泉河内川	泉河内川 2	泉河内	2.13	1.30	9	5	—
424-I-047	泉河内川	東畑川	東畑	0.60	0.15	7	7	—

溪流番号	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概要			保全対象	
			所在地 (嘉麻市)	溪流 長 (km)	流域 面積 (km2)	平均 河床 勾配 (度)	対象 戸数 (戸)	公共施設 等
208-II-001	山田川	浦田川	浦田	0.44	0.25	12	1	—
208-II-002	山田川	安国寺川	観音谷	0.20	0.14	11	1	—
208-II-003	山田川	サワラテ川 2	サワラテ	0.10	0.05	8	1	—
208-II-004	山田川	堤川 1	堤	0.20	0.03	12	3	—
208-II-005	山田川	堤川 2	堤	0.50	0.19	9	2	—
208-II-006	山田川	原川	原	0.02	0.01	11	1	—
422-II-001	山田川	平川 1	稲築平	0.13	0.02	0	3	—
424-II-001	遠賀川	倉谷川	倉谷	1.43	0.58	18	3	—
424-II-002	遠賀川	掛橋川	掛橋	1.40	0.71	15	1	—
424-II-003	遠賀川	高屋川	高屋	1.75	0.81	14	3	—
424-II-004	遠賀川	堀田川	堀田	0.10	0.04	11	1	—
424-II-005	遠賀川	荒谷川 2	荒谷	1.40	0.35	11	3	—
424-II-006	遠賀川	荒谷川 3	荒谷	0.85	0.28	14	2	—
424-II-007	遠賀川	東馬見川	東馬見	0.23	0.05	10	4	—
424-II-008	遠賀川	東尾谷川 1	東尾谷	0.38	0.09	9	1	—
424-II-009	遠賀川	東尾谷川 2	東尾谷	0.18	0.03	12	4	—
424-II-010	遠賀川	所迫川 3	所迫	0.22	0.05	10	2	—
424-II-011	遠賀川	山上川	山上	1.43	0.51	15	3	—
424-II-012	遠賀川	山口川 2	山口	0.19	0.02	12	3	—
424-II-013	遠賀川	添ヶ倉川 1	添ヶ倉	0.93	0.22	12	2	—
424-II-014	遠賀川	添ヶ倉川 2	添ヶ倉	0.55	0.20	11	2	—
424-II-015	芥田川	大村川	平迫	0.85	0.26	7	2	—
424-II-016	千手川	川底川	川底	1.55	1.13	12	2	—
424-II-017	千手川	芝原川	芝原	0.55	0.13	8	2	—
424-II-018	千手川	横町川	正手	1.65	1.10	11	3	—
424-II-019	千手川	八方川	枝国	0.40	0.39	8	4	—
424-II-020	千手川	西野川 2	西野	0.06	0.03	13	2	—
424-II-021	千手川	長坂川	長坂	0.70	0.16	14	1	—
424-II-022	泉河内川	高畑川 2	高畑	0.47	0.09	9	3	—
424-II-023	泉河内川	泉河内川 3	泉河内	0.12	0.02	20	3	—
424-II-024	泉河内川	栗野川	栗野	0.45	0.23	8	3	—
424-II-025	泉河内川	高底川 1	高底	0.60	0.25	14	1	—
424-II-026	泉河内川	高底川 2	高底	0.67	0.16	16	1	—
424-II-027	泉河内川	古屋敷川	古屋敷	1.78	0.60	7	1	—
424-II-028	泉河内川	鬼松川	鬼松	0.22	0.04	10	1	—

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

1-8 地すべり防止区域

令和2年4月現在

番号	区域名	所在地	区域面積	指定年月日	告示番号	備考
9	西川	嘉麻市上山田西川	5.60	S41.7.23	2341	

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

1-9 地すべり危険箇所

令和2年4月現在

番号	区域名	水系名	幹川名	所在地	区域面積 (ha)	勾配	基盤岩の 名称	河川への 影響 (×千 m ³)	保全 人家 (戸)	公共施設等への影響 (国-国道、県-県道、市町村-市町村道) (単位:m)その他は略号表示								耕地 (ha)
66	西川	—	—	嘉麻市 上山田	10.8	20	直方層群	—	49	国	50	市	550	病	1	学	1	0
67	中央	—	—	嘉麻市 上山田	9.0	15	直方層群	—	28	国	400	病	1	学	1			0
68	泉河内	遠賀川	泉河内川	嘉麻市 泉河内	50.4	16	花崗岩	1509	37	県	350	町	206					25.5

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

1-10 急傾斜地崩壊危険区域

令和6年4月現在

区域名	所在地 (嘉麻市)	指定面積(ha)	指定年月日	告示番号
白門	山野字白門	1.04	S45.3.28	262
立石	下山田字矢の浦	1.0901	S54.4.12	541
猿尾田	下山田字猿尾田	0.4179	S54.8.28	1272
新原	下山田字ムタダ	0.2175	S54.8.28	1272
大和	上山田字西川	0.6066	S54.10.25	1604
昭和	上山字猪ノ鼻	0.3044	S56.2.24	247
神幸	下山田字杉町	0.2495	S58.1.18	75
長野	下山田字岩穴, 大柳	0.4004 0.591	S58.7.28 H3.3.29	1245 635
西新	下山田字吉庵	0.1005 1.3337	S59.3.13 S63.9.20	333 1462
柿ノ木	上山田字柿ノ木	0.1058 0.23	S59.7.10 S60.12.13	1037 1820-3
蛭子(2)	上山田字蛭子	1.3636 0.0894 0.3029	S59.9.18 S62.7.4 H9.3.3	1364 1004 345
西郷	西郷	0.282	H3.2.27	383
柿の木	上山田	0.4878	H4.5.20	912
櫨ノ木	上山田, 下山田	0.536	H5.3.19	525
新原(2)	下山田	0.3065 0.4743	H5.3.19 H8.2.9	525 249
井ノ浦	西郷字井ノ浦	0.1998 0.272	H6.1.12 H6.12.16	100 2174
市ヶ坂	岩崎字市ヶ坂	0.171	H7.9.20	1612
下臼井西	下臼井字木屋ノ谷	0.1779	H8.1.10	58
政所	上山田字熊ヶ畑	0.2377	H8.3.25	568
新原	下山田字新原	0.2665	H8.3.25	568
尾浦	上山田字尾浦	0.1924	H10.2.25	367
中央(2)	上山田字サワラテ	1.087 0.3579	H10.6.19 H26.2.21	1048 108
蛭子(3)	上山田	0.4888 0.5687	H10.7.1 H15.2.7	1113 225
柿ノ木(2)	山田柿ノ木	0.2662	H11.7.9	1176
寺谷	下山田字安国寺	0.4117	H12.10.13	1552
迫浦	下山田	0.9918	H13.12.26	2089
中央(三)	上山田	1.7889	H14.5.1	717
石ヶ崎	下山田字ウナブシ	1.5576	H20.3.31	553
一丁五反	千手字一丁五反	0.6367	H24.3.28	529
東岩崎	岩崎字鍛冶屋	0.2001	H26.4.25	413
上山田	上山田字木城	0.6246	H26.6.13	540
西新(2)	下山田字寺ノ谷、字門前、字安国寺	0.9013	H27.1.6	1
五反田	下山田字ムタダ	0.4528	H28.10.4	728
木屋ノ谷	下臼井字木屋ノ谷、字堤ヶ谷、字古賀ノ谷			

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

1-11 急傾斜地崩壊危険箇所

(自然斜面 I)

令和2年4月現在

箇所番号	箇所名	所在地 (嘉麻市)		地形			人家 (戸)	公共的建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜 面(度)	高さ (m)		種類	数	種類	数
208-I-001N	新原(3)	下山田	新原	130	60	6	6			都道府県道	80
208-I-003N	下ノ谷	下山田	下ノ谷	100	40	15	5				
208-I-004N	新原(3)	下山田	下餅田	50	45	10	9				
208-I-005N	猿尾田	下山田	猿尾田	150	80	15	5	学校	1	市町村道	130
208-I-006N	立石	下山田	矢ノ浦	160	70	15	11	学校 その他	1 1	都道府県道	80
208-I-007N	門前(1)	下山田	門前	90	60	12	7				
208-I-010N	太郎丸	下山田	太郎丸	90	45	30	12				
208-I-011N	西新(2)	下山田	寺の谷	80	65	10	11				
208-I-012N	西新	下山田	寺の谷	100	60	20	31			市町村道	140
208-I-013N	西新(3)	下山田	寺の谷	100	70	12	5				
208-I-014N	観音谷	下山田	吉庵	80	60	20	9			市町村道	80
208-I-015N	新原	下山田	牟多田	80	60	8	6				
208-I-016N	弁多田	下山田	弁多田	80	50	15	5				
208-I-017N	餅田-1	餅田	ー	75	55	12	5				
208-I-018N	山下(1)	下山田	山下	50	45	12	5				
208-I-019N	石ヶ崎(b)	下山田	石ヶ崎	80	40	20	7				
208-I-020N	山下(2)	下山田	山下	50	45	15	5				
208-I-021N	追迫	下山田	追迫	90	50	20	5				
208-I-022N	迫浦	下山田	迫浦	60	45	10	8				
208-I-024N	長野	下山田	岩穴	90	40	15	13			都道府県道	90
208-I-026N	櫓の木	下山田	櫓ノ木	130	60	10	8			市町村道	30
208-I-028N	昭和(2)	上山田	猪ノ鼻	180	60	30	87				
208-I-030N	昭和	下山田	猪ノ鼻	60	35	20	7				
208-I-031N	蛭子(2)	下山田	猪ノ原	250	50	10	39			高速・国道 市町村道	30 250
208-I-032N	蛭子(3)	上山田	蛭子	110	45	13	10				
208-I-033N	猪の鼻	下山田	猪ノ原	70	45	7	10			市町村道	70
208-I-034N	蛭子(1)	下山田	猪ノ原	70	50	5	10			市町村道	70
208-I-035N	上山田(1)	上山田	上山田	170	50	36	32	公民館 老人福祉 施設	1 1		
208-I-036N	上山田-2	上山田	ー	100	55	16	19	老人福祉 施設	1		
208-I-037N	神幸(3)	上山田	神幸	110	50	20	7				
208-I-038N	原町(1)	下山田	原町	80	50	20	11				
208-I-039N	上山田(2)	上山田	上山田	140	55	20	17				
208-I-041N	中央(4)	下山田	中央	60	30	5	6				
208-I-042N	中央(3)	下山田	中央	100	60	12	25	公民館	1		
208-I-043N	下山田	下山田	下山田	120	50	20	5				
208-I-044N	原町(3)	下山田	原町	80	50	20	5				
208-I-045N	中央(2)	下山田	サワラテ	300	60	15	13			高速・国道 市町村道	100 200
208-I-046N	上山田(3)	上山田	上山田	100	50	15	5				
208-I-048N	百々浦(3)	下山田	百々浦	45	70	15	10				
208-I-050N	柿ノ木	下山田	柿ノ木	35	65	12	12	その他	1		

箇所番号	箇所名	所在地 (嘉麻市)		地形			人家 (戸)	公共の建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜 面(度)	高さ (m)		種類	数	種類	数
208-I-051N	神幸	下山田	杉町	50	60	8	5	身体障害者厚生支援施設	1	都道府県道	50
208-I-052N	柿ノ木	下山田	柿ノ木	80	50	15	5			市町村道	35
208-I-053N	尾浦(3)	上山田	尾浦	110	40	30	15				
208-I-054N	尾浦第一	下山田	尾浦	100	45	15	15			市町村道	100
208-I-055N	尾浦(4)	上山田	尾浦	80	45	20	8				
208-I-056N	木城	下山田	木城	120	40	11	10			市町村道	50
208-I-057N	神幸(2)	上山田	神幸	220	40	12	6				
208-I-058N	尾浦第二(b)	上山田	尾浦第二	80	45	8	8				
208-I-059N	尾浦第二	上山田	尾浦第二	130	45	10	10				
208-I-060N	尾浦(1)	下山田	尾浦	60	50	15	9			市町村道	60
208-I-061N	神幸(4)	上山田	神幸	100	45	20	10				
208-I-062N	神幸(5)	上山田	神幸	100	55	20	5				
208-I-063N	木城(2)	上山田	木城	140	45	25	22				
208-I-064N	木城(3)	上山田	木城	120	60	7	5				
208-I-065N	寿町(2)	上山田	寿町	110	60	8	23	公民館	1		
208-I-067N	尾浦(5)	上山田	尾浦	120	45	12	12				
208-I-069N	尾浦(2)	下山田	尾浦	30	40	10	6				
208-I-070N	尾浦(4)	上山田	尾浦	200	50	25	13				
208-I-073N	政所	下山田	熊ヶ畑	150	60	20	12				
208-I-074N	中畑	熊ヶ畑	中畑	100	45	20	8				
208-I-075N	松木田	熊ヶ畑	松木田	90	45	10	6				
208-I-076N	白木(a)	熊ヶ畑	白木	90	45	30	5				
208-I-077N	白木-1	白木	ー	50	60	25	2	公民館	1	市町村道	50
422-I-001N	向ヶ浦	山野	向ヶ浦	150	60	5	5				
422-I-002N	茶屋ノ元(1)	山野	茶屋ノ元	110	45	10	6				
422-I-003N	茶屋ノ元(2)	山野	茶屋ノ元	80	60	10	5				
422-I-004N	高鳥井	山野	高鳥井	110	70	5	6				
422-I-005N	ヒガシ谷	山野	ヒガシ谷	240	60	10	11				
422-I-006N	大西浦(e)	漆生	大西浦	180	60	7	6				
422-I-007N	平	平	平	120	45	11	5	警察・派出所	1		
422-I-008N	外池	山野	外池	90	45	10	19				
422-I-009N	白門	山野	白門	310	70	20	6				
422-I-010N	貴船ノ後(3)	鴨生	貴船ノ後	220	40	5	8				
422-I-011N	貴船ノ後(2)	鴨生	貴船ノ後	90	45	17	6				
422-I-012N	鴨生(4)	鴨生	鴨生	60	60	15	5				
422-I-013N	中村(3)	鴨生	中村	290	50	8	10				
422-I-014N	貴船ノ後(1)	鴨生	貴船ノ後	150	45	16	14				
422-I-015N	兎坂(1)	鴨生	兎坂	120	50	5	10				
422-I-016N	中村(4)	鴨生	中村	110	60	8	4	宿泊所	1		
422-I-017N	横江	鴨生	横江	280	55	18	12				
422-I-018N	中村	鴨生	中村	100	60	6	18				
422-I-019N	下一作(2)	鴨生	下一作	180	50	5	16				
422-I-020N	兎坂(2)	鴨生	兎坂	160	70	5	21				
422-I-021N	鴨生(3)	鴨生	鴨生	100	40	8	6	消防署 公民館	1 1	都道府県道	100

箇所番号	箇所名	所在地 (嘉麻市)		地形			人家 (戸)	公共的建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜 面(度)	高さ (m)		種類	数	種類	数
422- I -022N	下一作	鴨生	中村	200	55	6	24				
422- I -023N	伏ヶ浦	岩崎	伏ヶ浦	150	75	5	6				
422- I -024N	モグラカ	岩崎	モグラカ	80	50	45	8				
422- I -025N	野添-1	岩崎	野添	125	45	14	5				
422- I -026N	市ヶ坂	岩崎	市ヶ坂	100	60	15	9				
422- I -027N	西岩崎	岩崎	西岩崎	90	70	8	6				
422- I -028N	宮ノ上(2)	岩崎	宮ノ上	70	30	10	6				
422- I -029N	岩崎(4)	岩崎	岩崎	100	80	10	71	医療提供 施設	1		
422- I -030N	松山	岩崎	松山	120	60	15	8				
422- I -031N	堂ヶ坂(2)	岩崎	堂ヶ坂	70	60	6	3	宿泊所	1		
422- I -032N	鴨生(5)	鴨生	鴨生	200	45	10	5	その他	1		
422- I -033N	下一作	鴨生	中村	70	60	10	12				
422- I -034N	大西浦	漆生	大西浦	90	45	10	5				
422- I -035N	小古野	山野	小古野	150	70	6	5				
422- I -037N	田中	漆生	田中	160	75	5	8				
422- I -038N	中江	漆生	中江	100	75	5	8				
422- I -039N	下黒田	漆生	下黒田	100	55	20	6				
422- I -040N	漆生本村(2)	漆生	漆生本村	100	80	5	6			市町村道	100
422- I -041N	鷺山	岩崎	鷺山	100	80	14	7				
422- I -042N	清水口	平	清水口	260	55	18	13				
422- I -043N	辻	平	辻	140	55	6	2	宿泊所	1		
422- I -044N	漆生老松	漆生	漆生老松	120	60	5	11				
422- I -045N	宇度	漆生	宇度	160	45	10	7				
422- I -046N	大坪(2)	漆生	大坪	90	70	5	5				
422- I -047N	才田	稲築才田	才田	190	60	10	8				
423- I -001N	下臼井西	下臼井	古賀谷	250	60	10	47			市町村道	30
423- I -005N	昭嘉(1)	上臼井	赤尾松	40	40	15	10	公民館	1	市町村道	60
423- I -008N	サヤノモト	上臼井	サヤノモト	170	45	78	19			市町村道	80
423- I -010N	井ノ浦	西郷	井ノ浦	90	70	10	18			市町村道	120
423- I -011N	西郷	西郷	本村	110	40	10	11				
423- I -012N	猪起(1)	上臼井	猪起	100	40	5	5				
423- I -013N	猪起(2)	上臼井	猪起	130	40	20	21	公民館	1		
423- I -014N	猪起(3)	上臼井	猪起	110	50	20	21				
423- I -015N	昭嘉(2)	上臼井	赤尾松	45	45	15	24			市町村道	80
424- I -003N	柳ヶ谷	牛隈	柳ヶ谷	100	45	20	8			市町村道	100
424- I -004N	迎原	嘉穂才田	迎原	140	50	20	3	公民館	1		
424- I -005N	上山(1)	大隈	上山(1)	40	80	8	6	公民館	1		
424- I -006N	上才田	嘉穂才田	上才田	210	60	5	4	宿泊所	1		
424- I -007N	一丁五反	千手	一丁五反	140	40	20	7	公民館	1		
424- I -008N	溝口	芥田	溝口	200	60	16	11	公民館	1		
424- I -009N	井の浦(2)	芥田	井の浦(2)	140	65	10	10				
424- I -010N	井の浦(1)	芥田	井の浦(1)	70	35	20	6	公民館	1		
424- I -011N	杉坂	大隈	杉坂	130	35	11	6	公民館	1	市町村道	130
424- I -012N	山口谷	椎木	山口谷	30	40	15	1	公民館	1	市町村道	30
424- I -013N	庄手	上	庄手	100	70	6	5			市町村道	100
424- I -014N	政所	宮吉	政所	120	40	20	11			市町村道	120

箇所番号	箇所名	所在地 (嘉麻市)		地形			人家 (戸)	公共の建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜 面(度)	高さ (m)		種類	数	種類	数
424-I-015N	天神	宮吉	天神	300	60	12	10			市町村道	300
424-I-017N	所迫	馬見	所迫	150	60	10	8			市町村道	150
424-I-018N	栗野	泉河内	栗野	50	60	8	1	学校	1	市町村道	50
424-I-019N	荒谷	屏	荒谷	90	65	8	5				
424-I-020N	山口	桑野	山口	100	60	12	8			市町村道	100
424-I-021N	仙道	桑野	仙道	130	35	6	7			市町村道	130
424-I-022N	山瀬川	桑野	山瀬川	150	40	12	7			市町村道	150

注)所在地については、市において一部修正している

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

(自然斜面Ⅱ)

令和2年4月現在

箇所番号	箇所名	所在地 (嘉麻市)		地形			人家 (戸)	公共の建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜 面(度)	高さ (m)		種類	数	種類	数
208-II-001N	穴ヶ坂-1	穴ヶ坂		70	60	10	2				
208-II-002N	鶴巻	下山田	鶴巻	50	70	5	2				
208-II-003N	浪人原-1	浪人原		85	40	20	1				
208-II-004N	下山田-1	下山田		70	40	8	1				
208-II-005N	五反田	下山田	五反田	60	45	15	2				
208-II-006N	五反田	下山田	五反田	170	45	9	4				
208-II-008N	井土田	下山田	井土田	100	60	10	2				
208-II-009N	檜木郷(a)	下山田	檜木郷	60	80	11	2				
208-II-010N	檜木郷(b)	下山田	檜木郷	100	45	12	3				
208-II-011N	門前	下山田	門前	100	50	14	2				
208-II-012N	矢ノ浦	下山田	矢ノ浦	90	40	10	2				
208-II-013N	大谷(b)	上山田	大谷	40	45	15	1				
208-II-014N	石ヶ崎(c)	下山田	石ヶ崎	50	65	8	1				
208-II-015N	石ヶ崎-1	石ヶ崎		45	40	14	2				
208-II-016N	石ヶ崎(a)	下山田	石ヶ崎	120	60	8	4				
208-II-017N	石ヶ崎	下山田	ウナブシ	100	45	6	1			市町村道	30
208-II-018N	石ヶ崎(2)	下山田	石ヶ崎	70	60	5	3				
208-II-019N	大橋	上山田	大橋	70	50	12	3				
208-II-020N	上山田-1	上山田		60	45	10	2				
208-II-021N	大谷(a)	上山田	大谷	30	45	15	1				
208-II-023N	木城-1	木城		40	45	8	2				
208-II-024N	原町(a)	下山田	原町	50	50	9	1				
208-II-025N	原町(b)	下山田	原町	30	50	8	1				
208-II-026N	原町(c)	下山田	原町	40	45	8	1				
208-II-027N	中央(5)	上山田	中央	120	50	15	2				
208-II-028N	中央(1)	下山田	サワラテ	60	70	12	1			市町村道	70
208-II-029N	下山田	下山田	下山田	70	50	17	2				
208-II-030N	上山田(e)	上山田	上山田	60	45	15	4				
208-II-031N	下宮	上山田	下宮	60	40	10	4				
208-II-032N	大和	下山田	西川	50	55	15	4			市町村道	150
208-II-033N	天神(a)	上山田	天神	60	45	20	1				
208-II-035N	天神(b)	上山田	天神	50	45	17	3				
208-II-036N	天神-1	天神		40	40	13	2				

箇所番号	箇所名	所在地 (嘉麻市)		地形			人家 (戸)	公共の建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜 面(度)	高さ (m)		種類	数	種類	数
208-II-037N	尾浦(a)	上山田	尾浦	50	45	15	3				
208-II-038N	木城-2	木城		40	35	13	1				
208-II-039N	木城-3	木城		70	50	8	2				
208-II-040N	上山田(b)	上山田	上山田	100	45	14	3				
208-II-041N	上山田(a)	上山田	上山田	20	45	20	1				
208-II-042N	尾浦第二(a)	上山田	尾浦第二	50	50	10	2				
208-II-043N	上山田(c)	上山田	上山田	100	45	6	4				
208-II-044N	尾浦第二(c)	上山田	尾浦第二	110	80	8	3				
208-II-045N	木城-4	木城		70	45	18	1				
208-II-046N	筑紫(c)	上山田	筑紫	80	45	15	3				
208-II-047N	筑紫(a)	上山田	筑紫	140	45	70	4				
208-II-048N	筑紫(b)	上山田	筑紫	70	40	13	2				
208-II-049N	百々浦(3)	下山田	百々浦	50	50	15	1				
208-II-050N	神幸-1	神幸		60	45	18	3				
208-II-051N	神幸-2	神幸		65	50	14	1				
208-II-052N	サヤ	下山田	サヤ	50	60	7	4				
208-II-053N	神幸(b)	上山田	神幸	60	30	20	2				
208-II-054N	堀川-2	堀川		70	45	11	1				
208-II-055N	堀川	熊ヶ畑	堀川	80	45	12	3				
208-II-056N	サヤ(a)	上山田	サヤ	70	45	15	2				
208-II-057N	赤池-1	赤池		80	60	14	2				
208-II-058N	サヤ(b)	上山田	サヤ	90	45	10	2				
208-II-059N	赤池-2	赤池		30	60	15	1				
208-II-061N	熊ヶ畑-1	熊ヶ畑		40	40	6	2				
208-II-062N	井出ノ本-1	井出ノ本		50	40	14	3				
208-II-063N	咽畑-1	咽畑		35	50	13	1				
208-II-065N	咽畑	熊ヶ畑	咽畑	70	45	40	1				
208-II-067N	熊ヶ畑第一	熊ヶ畑	熊ヶ畑第一	70	45	12	2				
208-II-068N	熊ヶ畑第一-1	熊ヶ畑第一		65	55	20	2				
208-II-069N	長原(a)	熊ヶ畑	長原	30	50	15	2				
208-II-070N	末旨-1	末旨		50	55	13	1				
208-II-071N	熊ヶ畑第一	熊ヶ畑	熊ヶ畑第一	70	55	8	1				
208-II-072N	末旨-2	末旨		70	45	12	3				
208-II-073N	長原(b)	熊ヶ畑	長原	70	50	10	1				
208-II-074N	菖浦田	熊ヶ畑	菖浦田	70	45	17	4				
422-II-001N	奥立	山野	奥立	130	65	7	3				
422-II-003N	藪狭	山野	藪狭	50	60	12	2				
422-II-004N	貴船ノ後	鴨生	貴船ノ後	70	40	13	4				
422-II-005N	中村(2)	鴨生	中村	100	45	20	4				
422-II-006N	大西浦(a)	漆生	大西浦	40	40	5	1				
422-II-007N	大西浦(b)	漆生	大西浦	110	40	18	2				
422-II-008N	大西浦(c)	漆生	大西浦	60	50	10	3				
422-II-009N	岩崎-2	岩崎	岩崎	40	50	14	1			市町村道	50
422-II-010N	岩崎-1	岩崎	岩崎	100	50	12	3			市町村道	110
422-II-011N	中小路-1	中小路	中小路	110	45	12	1				
422-II-012N	宮ノ上	岩崎	宮ノ上	100	70	6	4				
422-II-013N	梅ノ木	鴨生	梅ノ木	70	55	7	4				

箇所番号	箇所名	所在地 (嘉麻市)		地形			人家 (戸)	公共の建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜 面(度)	高さ (m)		種類	数	種類	数
422-Ⅱ-014N	ナギノ	平	ナギノ	110	75	5	3				
422-Ⅱ-015N	太郎丸	山野	太郎丸	100	40	10	3				
422-Ⅱ-016N	大西浦-1	漆生	大西浦	100	45	12	1				
422-Ⅱ-017N	漆生	漆生	漆生	70	40	10	3				
422-Ⅱ-018N	大西浦(d)	漆生	大西浦	60	50	20	1				
422-Ⅱ-019N	下黒田	漆生	下黒田	80	40	15	4				
422-Ⅱ-020N	漆生本村	漆生	漆生老松	90	70	10	3				
422-Ⅱ-021N	観音堂-1	観音堂	観音堂	80	55	40	1				
422-Ⅱ-022N	中小路-2	中小路	中小路	55	50	10	1				
422-Ⅱ-023N	ナギノ	平	ナギノ	170	45	10	3				
422-Ⅱ-024N	緑ヶ丘	平	緑ヶ丘	50	60	6	1				
422-Ⅱ-025N	錨場	平	錨場	120	50	10	3				
422-Ⅱ-026N	大坪(1)	漆生	大坪	100	50	5	4				
422-Ⅱ-027N	貴船-1	貴船	貴船	55	50	7	2			市町村道	15
422-Ⅱ-028N	七畝田	稲築才田	七畝田	50	50	8	1				
422-Ⅱ-029N	山畑	平	山畑	120	55	25	4				
423-Ⅱ-001N	白水	平山	白水	50	50	10	2				
423-Ⅱ-002N	門前	上臼井	門前	100	60	5	2				
423-Ⅱ-003N	井土	西郷	井土	120	30	10	4				
424-Ⅱ-001N	春田-1	春田		90	50	8	3				
424-Ⅱ-002N	九郎原-1	九郎原		150	45	10	3				
424-Ⅱ-003N	倉屋敷	上西郷	倉屋敷	180	60	20	2				
424-Ⅱ-004N	倉屋敷-1	倉屋敷		65	45	8	2				
424-Ⅱ-005N	倉屋敷-2	倉屋敷		50	45	10	2				
424-Ⅱ-006N	久吉-1	久吉		110	45	8	4				
424-Ⅱ-007N	上山(2)	大隈	上山(2)	30	30	6	1				
424-Ⅱ-008N	大力-1	大力		55	40	8	1				
424-Ⅱ-009N	才田(a)	嘉穂才田	才田	50	40	8	1				
424-Ⅱ-010N	一丁五反-1	一丁五反		70	60	12	1				
424-Ⅱ-011N	貝島-1	貝島		90	45	10	2				
424-Ⅱ-012N	泉河内	泉河内	泉河内	80	45	20	3				
424-Ⅱ-014N	平追	千手	平追	90	60	8	2				
424-Ⅱ-015N	山口谷-1	山口谷		80	50	6	1				
424-Ⅱ-016N	上権木(a)	権木	上権木	160	70	10	4				
424-Ⅱ-017N	上権木(b)	権木	上権木	150	50	15	4				
424-Ⅱ-018N	中組	大力	中組	120	70	8	2				
424-Ⅱ-019N	柴原	大力	柴原	140	60	10	3				
424-Ⅱ-020N	屏(2)	屏	屏	80	50	15	4				
424-Ⅱ-021N	本村-1	本村		60	45	12	1				
424-Ⅱ-022N	西尾谷(a)	馬見	西尾谷	40	60	15	1				
424-Ⅱ-023N	東尾谷	馬見	東尾谷	110	65	12	4				
424-Ⅱ-025N	石井谷	小野谷	石井谷	50	60	20	1				
424-Ⅱ-026N	永天-1	永天		50	60	10	1				
424-Ⅱ-027N	天神(a)	宮吉	天神	70	55	11	1				
424-Ⅱ-028N	天神(b)	宮吉	天神	50	60	5	1				
424-Ⅱ-029N	古屋敷	泉河内	古屋敷	60	50	12	1				
424-Ⅱ-030N	高畑	泉河内	高畑	100	70	5	4				

箇所番号	箇所名	所在地 (嘉麻市)		地形			人家 (戸)	公共の建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜 面(度)	高さ (m)		種類	数	種類	数
424-Ⅱ-031N	荒谷(a)	馬見	荒谷	60	60	20	1				
424-Ⅱ-032N	荒谷(b)	馬見	荒谷	50	60	30	2				
424-Ⅱ-033N	西尾谷(b)	馬見	西尾谷	70	40	20	3				
424-Ⅱ-034N	東馬見	馬見	東馬見	80	50	18	3				
424-Ⅱ-036N	中野-1	中野		80	60	10	1				
424-Ⅱ-037N	神有-1	神有		90	50	8	2				
424-Ⅱ-038N	掛橋	桑野	掛橋	120	45	12	4				
424-Ⅱ-039N	倉谷	桑野	倉谷	50	50	20	2				
424-Ⅱ-040N	倉谷-1	倉谷		80	50	8	1				
424-Ⅱ-041N	市野(a)	桑野	市野	120	60	15	2				
424-Ⅱ-042N	市野(b)	桑野	市野	70	60	13	1				

注)所在地については、市において一部修正している

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

(人工斜面Ⅰ)

令和2年4月現在

箇所番号	箇所名	所在地 (嘉麻市)		地形			人家 (戸)	公共の建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜 面(度)	高さ (m)		種類	数	種類	数
208-Ⅰ-002A	新原-1	新原		90	55	35	8				
208-Ⅰ-008A	門前(2)	下山田	門前	30	50	6	5				
208-Ⅰ-009A	安国寺	下山田	安国寺	70	50	8	15				
208-Ⅰ-023A	下夕田	下山田	下夕田	50	45	22	7				
208-Ⅰ-025A	下夕田	下山田	下夕田	60	45	50	14				
208-Ⅰ-027A	夕陽ヶ丘	下山田	夕陽ヶ丘	100	50	20	17				
208-Ⅰ-029A	昭和(a)	下山田	昭和	80	45	20	8				
208-Ⅰ-040A	原町(2)	下山田	原町	130	50	30	12				
208-Ⅰ-047A	西川	上山田	西川	100	45	12	4	公民館	1		
208-Ⅰ-049A	柿ノ木(2)	上山田	柿ノ木	80	50	11	7				
208-Ⅰ-066A	寿町(3)	上山田	寿町	150	60	6	7				
208-Ⅰ-068A	尾浦	上山田	尾浦	100	40	20	13				
208-Ⅰ-071A	熊ヶ畑第三	熊ヶ畑	熊ヶ畑第三	170	55	5	11				
208-Ⅰ-072A	井手ノ本	熊ヶ畑	井手ノ本	130	60	20	6				
208-Ⅰ-078A	白木(b)	熊ヶ畑	白木	70	50	45	5				
422-Ⅰ-036A	東西浦	漆生	東西浦	110	55	10	35	老人福祉施設	1		
423-Ⅰ-002A	古賀谷(2)	下臼井	古賀谷	50	50	10	20				
423-Ⅰ-003A	野口	下臼井	野口	80	50	7	12				
423-Ⅰ-004A	城ノ辻	上臼井	城ノ辻	120	60	10	-	老人福祉施設	2		
423-Ⅰ-006A	笹原谷町	上臼井	笹原	260	50	7	35	公民館	1	市町村道	400
423-Ⅰ-007A	笹原本町	上臼井	城ノ辻	115	40	15	35	公民館	1	市町村道	100
423-Ⅰ-009A	向山	光代	向山	110	50	10	5				
423-Ⅰ-016A	熊本	上臼井	熊本	60	50	20	27				
424-Ⅰ-001A	野添	牛隈	野添	130	40	10	6				
424-Ⅰ-002A	早川	牛隈	早川	60	45	15	9				
424-Ⅰ-016A	屏(1)	屏	屏	260	60	20	5				

注)所在地については、市において一部修正している

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

(人工斜面Ⅱ)

令和2年4月現在

箇所番号	箇所名	所在地 (嘉麻市)		地形			人家 (戸)	公共の建物		公共施設	
				長さ (m)	傾斜 面	高さ (m)		種類	数	種類	数
208-II-007A	新原(a)	下山田	新原	30	50	17	4				
208-II-022A	大谷(c)	上山田	大谷	70	40	40	4				
208-II-034A	百々浦	上山田	西川	50	70	10	4			市町村道	50
208-II-060A	赤池-3	赤池	—	45	55	13	2				
208-II-064A	井手ノ本(a)	熊ヶ畑	井手ノ本	80	45	15	2				
208-II-066A	井手ノ本(b)	熊ヶ畑	井手ノ本	60	50	15	3				
208-II-075A	白木-2	白木	—	75	60	12	1				
422-II-002A	976	山野	町	70	45	6	1				
424-II-013A	977	嘉徳才田	才田	80	50	6	2				
424-II-024A	978	小野谷	永天	60	60	10	4				
424-II-035A	中野	桑野	中野	80	50	30	2				

注)所在地については、市において一部修正している

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

1-12 道路危険箇所

令和6年4月現在

道路 種別	路線名	所在地 (嘉麻市)	施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
一国	211号	桑野	K211A010	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
一国	211号	桑野	K211A020	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
一国	211号	桑野	K211A030	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
一国	211号	桑野	K211A040	防災カルテ	落石崩壊	取壊し、モルタル吹付け
一国	211号	桑野	K211A070	要対策	落石崩壊	法面整形、ストーンガード
一国	211号	桑野	K211E020	防災カルテ	土石流	土砂撤去
一国	211号	桑野	K211F005	防災カルテ	盛土	ブロック補修
一国	211号	桑野	K211F010	要対策	盛土	張ブロック
一国	211号	桑野	K211F020	防災カルテ	盛土	張ブロック
一国	211号	桑野	K211F030	防災カルテ	盛土	り枠工
一国	211号	桑野	K211F050	防災カルテ	盛土	り枠工
一国	211号	桑野	K211F055	防災カルテ	盛土	ブロック補修
一国	211号	桑野	K211F060	防災カルテ	盛土	法枠工
一国	211号	桑野	K211F070	防災カルテ	盛土	法枠工
一国	211号	桑野	K211G010	防災カルテ	擁壁	裏込め注入工
一国	211号	桑野	K211G020	防災カルテ	擁壁	アンカー工
一国	211号	添生	K211G060	防災カルテ	擁壁	基礎部注入工
一国	322号	上山田サワラデ	K322A010	要対策	落石崩壊	落石防止鋼
一国	322号	大隈	K322A035	防災カルテ	落石崩壊	落石防護工
一国	322号	大隈	K322A050	防災カルテ	落石崩壊	落石防止棚
一国	322号	大隈	K322A060	防災カルテ	落石崩壊	落石防止棚
一国	322号	大力	K322A080	要対策	落石崩壊	落石防護工
一国	322号	大隈	K322A084	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
一国	322号	大隈	K322A086	要対策	落石崩壊	擁壁工
一国	322号	上山田	K322A510	防災カルテ	落石崩壊	
一国	322号	上山田	K322A520	防災カルテ	落石崩壊	
一国	322号	下山田	K322A530	防災カルテ	落石崩壊	
一国	322号	下山田	K322A540	要対策	落石崩壊	
一国	322号	下山田	K322A550	要対策	落石崩壊	
一国	322号	下山田	K322A560	要対策	落石崩壊	

道路 種別	路線名	所在地 (嘉麻市)	施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
一国	322号	下山田	K322A570	防災カルテ	落石崩壊	
一国	322号	上山田サワラテ	K322B010	防災カルテ	岩盤崩壊	擁壁
一国	322号	上山田	K322F010	防災カルテ	盛土	裏込材料・舗装工
一国	322号	上山田	K322F019	防災カルテ	盛土	裏込材料・舗装工
一国	322号	上山田	K322F020	防災カルテ	盛土	プレキャスト法枠工
一国	322号	上山田	K322F510	防災カルテ	盛土	
一国	322号	下山田	K322F520	防災カルテ	盛土	
一国	322号	嘉穂才田	K322G010	防災カルテ	擁壁	法枠工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A040	防災カルテ	落石崩壊	
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A050	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A055	要対策	落石崩壊	
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A085	防災カルテ	落石崩壊	
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A100	要対策	落石崩壊	法枠工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A105	防災カルテ	落石崩壊	
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A110	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A120	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A200	防災カルテ	落石崩壊	落石防護工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A210	防災カルテ	落石崩壊	吹付け工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A227	防災カルテ	落石崩壊	
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A230	防災カルテ	落石崩壊	吹付けモルタル取壊し、 モルタル吹付け
主地	桂川下秋月	泉河内	K066A240	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F025	防災カルテ	盛土	
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F030	防災カルテ	盛土	裏込材料・舗装工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F033	要対策	盛土	法面保護工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F035	防災カルテ	盛土	法面保護工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F050	防災カルテ	盛土	法面保護工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F060	防災カルテ	盛土	
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F070	防災カルテ	盛土	
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F080	要対策	盛土	法面保護工
主地	桂川下秋月	泉河内	K066F090	防災カルテ	盛土	
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A010	防災カルテ	落石崩壊	厚層基材吹付け
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A020	防災カルテ	落石崩壊	厚層基材吹付け
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A025	防災カルテ	落石崩壊	
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A040	防災カルテ	落石崩壊	重力擁壁、落石防護棚
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A070	防災カルテ	落石崩壊	現場打ち吹付け法枠
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A080	防災カルテ	落石崩壊	重力擁壁、落石防護棚
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A090	防災カルテ	落石崩壊	現場打ち吹付け法枠
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A100	防災カルテ	落石崩壊	重力擁壁、落石防護棚
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A110	防災カルテ	落石崩壊	吹付け工
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A120	防災カルテ	落石崩壊	厚層基材吹付け
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A130	防災カルテ	落石崩壊	現場打ち吹付け法枠
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A132	防災カルテ	落石崩壊	
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A134	防災カルテ	落石崩壊	
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067A135	防災カルテ	落石崩壊	モルタル吹付け
主地	田川桑野	桑野	K067A137	防災カルテ	落石崩壊	
主地	田川桑野	桑野	K067A139	要対策	落石崩壊	
主地	田川桑野	桑野	K067A140	防災カルテ	落石崩壊	法枠工
主地	田川桑野	桑野普門寺	K067A150	防災カルテ	落石崩壊	落石防止鋼
主地	田川桑野	桑野普門寺	K067A160	防災カルテ	落石崩壊	重力擁壁、落石防止鋼
主地	田川桑野	桑野田出原	K067A170	防災カルテ	落石崩壊	重力擁壁、落石防止鋼
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067F010	防災カルテ	盛土	張りブロック

道路種別	路線名	所在地 (嘉麻市)	施設管理 番号	総合評価	危険内容	対策工法
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067F012	防災カルテ	盛土	
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067F014	防災カルテ	盛土	
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067F016	防災カルテ	盛土	
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067F018	防災カルテ	盛土	
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067F020	防災カルテ	盛土	現場打法枠、アンカー工
主地	田川桑野	熊ヶ畑	K067F025	防災カルテ	盛土	
主地	田川桑野	熊ヶ畑山下	K067F030	防災カルテ	盛土	コンクリート枠工
主地	田川桑野	桑野普門寺	K067F040	防災カルテ	盛土	盛土、プレキャスト法材
一県	宮小路・中益	馬見	K440A010	要対策	落石崩壊	モルタル吹付け
一県	熊ヶ上山田	熊ヶ畑	K441A010	防災カルテ	落石崩壊	吹付け取壊し、モルタル吹付け
一県	原田上山田	馬見	K442A001	防災カルテ	落石崩壊	
一県	原田上山田	馬見	K442A005	防災カルテ	落石崩壊	
一県	原田上山田	上	K442A010	防災カルテ	落石崩壊	吹付け取壊し、モルタル吹付け
一県	原田上山田	横谷	K442A015	防災カルテ	落石崩壊	
一県	原田上山田	上	K442A025	防災カルテ	落石崩壊	吹付け取壊し、モルタル吹付け
一県	原田上山田	大隈	K442A030	防災カルテ	岩盤崩壊	現場打ち吹付け法枠
一県	原田上山田	大隈	K442B010	要対策	岩盤崩壊	モルタル吹付け
一県	原田上山田	大隈	K442B020	要対策	岩盤崩壊	吹付とりこわし、モルタル吹付
一県	原田上山田	山田	K442B040	防災カルテ	岩盤崩壊	モルタル吹付

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

1-13 山腹崩壊危険地区

(国有林)

令和2年4月現在

番号	所在地 (嘉麻市)	保全対象				備考
		人家数 (戸)	公共施設		道路	
			種類	数量		
227-1	上山田	70			市	
227-2	上山田	50			市	

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

(民有林)

令和2年4月現在

番号	所在地 (嘉麻市)	保全対象			危険度 ランク	備考
	大字	人家数	公共施設 (道路除く)	道路		
227-001	鴨生	3		他	C	
227-002	鴨生	2	1	他	B	
227-003	平	74		他	A	
227-004	平	73		他	A	
227-005	下山田	8	1	他	B	
227-006	下山田	69	1	他	B	
227-007	下山田	138		国	B	
227-008	上山田	11		国	B	
227-009	上山田	17		他	B	
227-010	上山田	9		他	C	
227-011	上山田	13		国	B	
227-012	上山田	49		他	B	
227-013	上山田	30	1	他	B	
227-014	上山田	36		他	B	
227-015	上山田	31		他	B	
227-016	上山田	20		他	B	
227-017	上山田	24		他	B	
227-018	上山田	6		他	C	
227-019	熊ヶ畑	6		他	C	
227-020	熊ヶ畑	14		他	B	
227-021	熊ヶ畑	6		他	C	
227-022	熊ヶ畑	1		他	C	
227-023	熊ヶ畑	0		他	C	
227-024	熊ヶ畑	14		他	B	
227-025	熊ヶ畑	6		県	C	
227-026	熊ヶ畑	17		県	B	
227-027	熊ヶ畑	6		他	C	
227-028	熊ヶ畑	1		県	C	
227-029	熊ヶ畑	3		他	C	
227-030	熊ヶ畑	8		他	C	
227-031	上山田	3		県	C	
227-032	上山田	9		他	C	
227-033	上山田	14		他	B	
227-034	上山田	6		他	C	
227-035	上山田	11		他	B	
227-036	下山田	8		他	C	
227-037	牛隈	2		一	C	
227-038	牛隈	2		他	C	

番号	所在地 (嘉麻市)	保全対象			危険度 ランク	備考
	大字	人家数	公共施設 (道路除く)	道路		
227-039	牛隈	1		—	C	
227-041	大隈	33	1	国	B	
227-042	中益	75		国	B	
227-043	大隈	38		国	B	
227-044	上	3		県	C	
227-045	上	1		他	C	
227-046	上	10		他	B	
227-047	宮吉	15		他	B	
227-048	宮吉	0		他	C	
227-049	桑野	12		県	B	
227-050	桑野	0		他	C	
227-051	桑野	0		他	B	
227-052	桑野	0		他	C	
227-053	桑野	9		県	C	
227-054	桑野	7		県	C	
227-055	桑野	11		国	B	
227-056	桑野	6		国	C	
227-057	桑野	3		国	C	
227-058	桑野	7		国	A	
227-059	桑野	10		他	A	
227-060	桑野	3		国	B	
227-061	桑野	4		国	C	
227-062	桑野	3		国	C	
227-063	桑野	2		他	C	
227-064	桑野	2		他	C	
227-065	桑野	7		国	C	
227-066	桑野	1		他	C	
227-067	桑野	8		国	C	
227-068	馬見	8		国	C	
227-069	小野谷	0		他	C	
227-070	馬見	4		他	C	
227-071	上	4		他	C	
227-072	馬見	8		他	C	
227-073	馬見	1		他	C	
227-074	馬見	4		他	C	
227-075	馬見	5		他	C	
227-076	馬見	2		他	C	
227-077	馬見	1		他	C	
227-078	屏	0		他	C	
227-079	屏	8		他	C	
227-081	屏	4		他	C	
227-082	屏	2		他	C	
227-083	屏	6		他	C	
227-084	椎木	4		他	C	
227-085	椎木	4		他	C	
227-086	椎木	2		他	C	
227-087	中益	3		他	C	
227-088	大隈	1		他	C	
227-089	大隈	1		—	C	
227-090	芥田	2		他	C	

番号	所在地 (嘉麻市)	保全対象			危険度 ランク	備考
	大字	人家数	公共施設 (道路除く)	道路		
227-091	芥田	0		他	C	
227-092	芥田	2		国	C	
227-093	芥田	12		国	B	
227-094	芥田	5		国	C	
227-095	千手	4		他	C	
227-096	千手	6		他	C	
227-097	千手	2		他	C	
227-098	千手	0		他	C	
227-099	千手	2		国	C	
227-100	千手	1		国	C	
227-101	千手	3		国	C	
227-102	九郎原	5		他	C	
227-103	光代	81	1	他	B	
227-104	上臼井	51	2	他	B	
227-105	嘉穂才田	18		県	B	
227-106	千手	3		他	C	
227-107	千手	0		他	C	
227-108	千手	0		他	C	
227-109	千手	0		他	C	
227-110	千手	0		国	C	
227-111	大力	11		国	B	
227-112	大力	3		国	C	
227-114	千手	1		他	C	
227-115	千手	2		他	C	
227-116	千手	4		他	C	
227-117	千手	1		他	C	
227-118	千手	1		他	C	
227-121	泉河内	0		国	B	
227-122	大力	3		国	C	
227-123	大力	1		他	C	
227-124	大力	9		他	C	
227-125	大力	1		他	C	
227-126	嘉穂才田	5		他	C	
227-127	大力	2		他	C	
227-128	大力	2		他	C	
227-129	大力	12		他	B	
227-130	嘉穂才田	2		県	C	
227-131	嘉穂才田	1		県	C	
227-132	嘉穂才田	0		林	C	
227-133	九郎原	1		他	C	
227-134	九郎原	8		他	C	
227-135	九郎原	6		他	C	
227-136	上臼井	29		県	B	
227-137	上臼井	11	1	県	A	
227-138	平山	9	1	他	B	
227-139	漆生	11		他	B	
227-140	岩崎	39	1	県	B	
227-141	嘉穂才田	0		他	C	
227-143	嘉穂才田	5		他	C	
227-144	嘉穂才田	1		県	C	

番号	所在地 (嘉麻市)	保全対象			危険度 ランク	備考
	大字	人家数	公共施設 (道路除く)	道路		
227-145	泉河内	10		県	B	
227-146	泉河内	1		県	C	
227-147	泉河内	2		県	C	
227-148	泉河内	6		県	C	
227-149	泉河内	5		県	C	
227-150	泉河内	2		他	C	
227-151	泉河内	1		他	C	
227-152	泉河内	2		他	C	
227-153	泉河内	1		他	C	
227-154	泉河内	3		他	C	
227-155	泉河内	3		他	C	
227-156	泉河内	1		県	C	
227-157	泉河内	2		県	C	
227-158	東畑	7		他	C	
227-159	泉河内	1		他	C	
227-160	泉河内	1		他	C	
227-161	泉河内	4		県	C	
227-162	泉河内	3		県	C	
227-163	泉河内	1		県	C	

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

1-14 崩壊土砂流出危険地区

(国有林)

令和2年4月現在

番号	所在地 (嘉麻市)	保全対象				備考
		人家数 (戸)	公共施設		道路	
			種類	数量		
227-1	下山田	70			国	
227-2	上山田	70			市	
227-3	上山田	90			市	
227-4	熊ヶ畑	15			県	
227-5	熊ヶ畑	25			市	
227-6	熊ヶ畑	35			市	
227-7	大隈	70			国	
227-8	桑野	40			国	
227-9	桑野	40			国	
227-10	桑野	25			国	

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

(民有林)

令和6年4月現在

番号	所在地 (嘉麻市)	保全対象			危険度ランク	備考
		人家数	公共施設 (道路除く)	道路		
227-001	下山田	17		県	B	
227-002	下山田	5		他	C	
227-003	上山田	14		他	A	
227-004	熊ヶ畑	10		県	A	
227-005	熊ヶ畑	8		他	C	
227-006	熊ヶ畑	6		県	A	

番号	所在地 (嘉麻市)	保全対象			危険度ランク	備考
		人家数	公共施設 (道路除く)	道路		
227-007	熊ヶ畑	11		県	A	
227-008	中益	16		他	B	
227-009	中益	23		国	B	
227-010	上	2		他	C	
227-011	桑野	14		国	A	
227-012	桑野	12		他	B	
227-013	桑野	4		国	C	
227-014	桑野	7		国	A	
227-015	桑野	2		国	B	
227-016	桑野	4		国	B	
227-017	桑野	3		国	B	
227-018	桑野	3		国	B	
227-019	桑野	12		国	A	
227-020	桑野	4		国	B	
227-021	桑野	7		国	A	
227-022	桑野	7		国	C	
227-023	桑野	7		国	A	
227-024	桑野	3		国	B	
227-025	桑野	18		国	A	
227-026	桑野	28		国	A	
227-027	小野谷	6		国	A	
227-028	小野谷	11		他	A	
227-029	小野谷	9		他	C	
227-030	馬見	5		他	A	
227-031	馬見	5		他	A	
227-032	馬見	5		他	C	
227-033	馬見	7		県	A	
227-034	馬見	8		県	A	
227-035	馬見	4		他	B	
227-036	屏	4		県	B	
227-037	屏	8		他	A	
227-038	屏	5		県	C	
227-039	屏	3		他	C	
227-040	屏	1		他	C	
227-041	屏	8		県	B	
227-042	屏	13		県	B	
227-043	椎木	11		他	B	
227-044	千手	12		他	A	
227-045	千手	6		他	A	
227-046	千手	3		他	B	
227-047	泉河内	0		国	C	
227-048	泉河内	0		国	C	
227-049	大力	9		他	C	
227-050	泉河内	2		他	B	
227-051	泉河内	2		他	C	
227-052	泉河内	0		県	C	
227-053	泉河内	3		県	C	
227-054	平山	48		他	B	

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

1-15 地すべり危険地区

(民有林)

令和2年4月現在

番号	所在地 (嘉麻市)	保全対象			危険度ランク
		人家数 (戸)	公共施設 (道路を除く)	道路	
227-001	大隈	5		県	A
227-002	九郎原	4		県	C
227-003	宮吉	1			C

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

1-16 危険物施設

令和3年1月現在
(単位:箇所)

区分		地 区				
		碓井	山田	稲築	嘉穂	計
製造所		0	0	1	1	2
貯蔵所	屋内	1	3	6	2	12
	屋外	0	1	3	0	4
	屋外タンク	0	6	13	4	23
	屋内タンク	0	0	0	0	0
	地下タンク	2	3	9	9	23
	簡易タンク	0	0	0	0	0
	移動タンク	3	0	24	4	31
	小 計	6	13	55	19	93
取扱所	給油	5	4	6	6	21
	(自家用給油)	(2)	(2)	(3)	(3)	(10)
	一般	1	3	7	4	15
	第1種販売	0	0	0	0	0
	小 計	6	7	13	10	36
合 計		12	20	69	30	131
指定可燃物施設		1	11	9	5	26
	可燃性固体類	0	1	2	0	3
	可燃性液体類	0	0	2	0	2
	合成樹脂類	1	9	4	3	17
	その他	0	1	1	2	4
少量危険物施設		31	23	59	72	185
	移動タンク	2	2	3	5	12

注)小計、合計に自家用給油取扱所は含んでいない。

(飯塚地区消防本部)

1-17 ため池

令和3年1月現在

池の名称	池の所在 (嘉麻市)	天端幅 m	堤高 m	堤頂長 m	総貯水量 m ³	堤体材料	防災重点農業用 ため池
唐人谷池	上山田字木城684	2.9	5.7	53	6,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
猪之鼻池	上山田字猪ノ鼻1102	3.0	5.9	60	10,000	均一型	○
ウナブシ1号池	下山田字ウナブシ39	2.5	5.0	48	6,300	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
ウナブシ2号池	下山田字ウナブシ65	0.8	6.0	45	6,000	均一型	
迫ノ浦池	下山田字迫ノ浦516	3.4	4.9	26	4,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
新牟多田	下山田941	-	-	-	22,200	コンクリート	
イボリ池	下山田字イボリ916	3.0	3.5	22	800	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	
門前池	下山田字門前325外	3.0	6.9	27	4,600	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
矢ノ浦1号池	下山田字矢ノ浦705	1.8	4.3	19	1,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
矢ノ浦2号池	下山田字矢ノ浦712	4.6	6.9	32	11,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
草場1号池	下山田字草場716	2.8	5.0	29	2,000	均一型	○
草場2号池	下山田字草場723	2.1	5.5	29	1,000	均一型	○
小松原1号池	下山田字小松原1031	-	-	-	-	不明	
小松原2号池	下山田字小松原1050	3.9	4.7	19	1,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
成竹1号池	下山田字成竹1175	1.6	3.8	23	1,000	均一型	○
成竹2号池	下山田字成竹1188	2.9	4.8	40	2,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
成竹3号池	下山田字成竹1189	2.6	6.5	93	9,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
成竹4号池	下山田字成竹1192	2.8	4.9	51	4,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
成竹5号池	下山田字成竹1223	2.0	4.5	30	1,600	均一型	○
浪人原1号池	下山田字浪人原1252	2.2	4.0	28	1,000	均一型	○
浪人原2号池	下山田字浪人原1256	1.8	3.8	26	1,000	均一型	○
浪人原3号池	下山田字浪人原1266	3.1	5.8	30	4,000	均一型	○
浪人原4号池	下山田字穴坂1435	2.0	2.5	14	300	均一型	
鷺ヶ浦溜池	漆生612	2.0	4.0	30	6,000	均一型	○
折口溜池	岩崎	4.3	12.8	51	3,000	均一型	
吉成溜池	口春654	8.5	5.1	83	25,000	均一型	○
伏ヶ浦溜池	口春784外	0.55	6.25	25	51,000	不明	
白門溜池	山野13-1	3.0	4.5	65	30,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
舞々溜池	山野2232	3.0	6.0	93	33,000	均一型	○
矢櫃溜池	山野2337	2.8	7.7	84	27,000	均一型	○
高鳥井溜池	山野2202	2.7	6.0	30	10,000	均一型	○
大界溜池	鴨生155	4.0	8.0	100	69,000	均一型	○
兔坂池	鴨生803	2.0	4.0	35	6,000	均一型	○
五反田溜池	平153、154	4.0	6.3	55	58,000	均一型	○
上矢ビツ(中)池	平257	3.2	6.1	55	18,300	均一型	○
田中池	平1374	3.0	3.0	3	15,000	不明	○
小舟池	平948-1	7.2	7.1	74	80,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
飛石尻溜池	平698	2.9	6.1	48	7,000	均一型	○
野添溜池	稲築才田字野添38-1	10.0	2.5	15	500	均一型	
才木溜池	漆生字才木57	4.0	4.0	20	3,200	重力式コンクリート	
山門溜池	漆生字山門575	6.0	4.0	32	1,300	均一型	
二塚溜池	漆生字二塚1131	-	-	-	-	均一型	
吉浦(下)溜池	漆生字吉浦2142	3.2	5.3	33	4,900	均一型	○
吉浦(上)溜池	漆生字吉浦2143	3.2	4.4	36	3,600	均一型	○

池の名称	池の所在 (嘉麻市)	天端幅 m	堤高 m	堤頂長 m	総貯水量 m ³	堤体材料	防災重点農業用 ため池
田中溜池	漆生田中2150-1外	11.0	4.0	14	3,800	コンクリート	
中江溜池	漆生字中江2555-1	2.5	3.0	9	872	コンクリート	
猫ヶ浦溜池	漆生字猫ヶ浦2415-2	0.2	1.5	7	200	重力式コンクリート	
松ヶ坂溜池	口春字松ヶ坂525	2.0	4.0	38	2,400	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
吉成(上)溜池	口春字吉成650-12	2.4	3.5	34	2,000	均一型	
廿歩溜池	山野字廿歩136	3.5	4.0	70	7,000	均一型	
黒坂(上)溜池	山野1218-2	1.2	3.2	26	1,000	均一型	
黒坂(下)溜池	山野字黒坂1241	5.0	3.3	31	1,600	均一型	○
樋渡(上)溜池	山野字樋渡1218-62	18.7	5.7	24	2,000	均一型	○
樋渡(中)溜池	山野字樋渡1221	2.4	1.9	33	2,000	均一型	○
樋渡(下)溜池	山野字樋渡1220	2.8	5.6	61	3,000	均一型	○
奈良ヶ坂溜池	山野字奈良ヶ坂1397	4.5	3.0	26	1,200	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
鴨ヶ坂溜池	山野字鴨ヶ坂2190	2.0	3.0	24	1,500	均一型	○
矢櫃(上)溜池	山野字矢櫃2340	1.8	5.8	47	4,100	均一型	
矢櫃(中)溜池	山野字矢櫃2339	1.5	3.5	45	-	均一型	
燈明田溜池	山野字燈明田2281	0.25	3.5	10	750	均一型	
梅ノ木溜池	鴨生字枝坂278	3.0	3.0	30	2,000	均一型	
山道溜池	平字山道179	2.0	3.7	32	1,600	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
城山溜池	中益	2.0	4.2	38	9,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
カリマタ溜池	平字カリマタ230	2.5	3.74	19.3	670	均一型	
上矢櫃(上)溜池	平字上矢櫃258	2.8	4.0	29	2,300	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	
下矢櫃溜池	平字下矢櫃342	2.8	4.5	36	1,600	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
田中山溜池	平字松ヶ坂1360-2外	3.0	3.5	10	1,095	均一型	○
飛石溜池	平字飛石669	-	-	-	-	均一型	
手洗場溜池	平字手洗場6	3.1	6.5	68	3,000	均一型	○
上ノ坂溜池	平字上ノ坂22	3.1	6.7	26	4,000	均一型	
池ノ上谷溜池	平字池ノ上谷986-1	3.0	2.1	120	12,000	均一型	○
ナギノ溜池	平字ナギノ909	2.0	2.5	24	870	均一型	○
大溜池	平山字シバセ969	2.7	9.1	120	25,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
新溜池	平山字シバセ718	2.8	8.9	105	8,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
白水溜池	平山字白水783	2.7	5.4	80	11,000	均一型	○
新溜池下溜池	平山字後村709	2.7	3.4	27	3,000	均一型	○
塚崎溜池	飯田字塚崎525	4.0	5.1	5	10,000	重力式コンクリート	
山ノ口溜池	平山字山ノ口484	3.0	6.2	36	6,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
赤松尾溜池	臼井字赤松尾969	3.3	6.4	73	26,000	均一型	○
長迫第一溜池	西郷字長迫1478	2.0	4.2	27.5	900	不明	
長迫第二溜池	西郷字長迫1461	2.6	5.6	35	2,300	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	
藤ヶ浦溜池	西郷字藤ヶ浦1116	2.0	5.0	26	1,500	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
千番溜池	西郷字井ノ浦1000	2.5	3.0	23	1,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
池田溜池	平山字池田355	2.1	3.9	58	3,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
納言原	桑野字納言原901	1.0	5.0	57	1,000	均一型	
高屋	桑野字タカヤ3732	1.5	8.0	45	5,400	均一型	
上の原	小野谷字上の原459	2.0	6.0	34	2,700	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
中尾	小野谷字中尾845	2.0	3.5	23	2,200	均一型	○
水上	小野谷字水上1547	2.0	4.5	19	1,500	均一型	
乙の口	宮吉字乙の口13	1.0	5.0	43	2,500	均一型	

池の名称	池の所在 (嘉麻市)	天端幅 m	堤高 m	堤頂長 m	総貯水量 m ³	堤体材料	防災重点農業用 ため池
江合山	宮吉字江合山305	1.9	3.7	31	3,000	均一型	
ムタ田	宮吉ムタ田365	2.8	7.0	63	12,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
浦迫	上字浦迫323の2	1.3	3.0	15	600	均一型	
穴江	上字穴江403	3.4	4.4	45	5,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	
古田	上字古田415	3.3	6.0	34	5,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
段州	上字タンシュウ813	2.0	3.0	14	600	均一型	
山の口	上字タンシュウ814	2.8	4.0	20	400	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	
横谷1	大隈字横谷153	3.4	6.3	39	10,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
横谷2	大隈字横谷140	3.2	6.1	24	1,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
数石	馬見字数石3203	2.4	2.3	60	3,500	均一型	
ヒルタ	馬見字多々羅1520	2.3	5.0	30	3,000	均一型	○
釘崎	馬見字釘崎965-3	1.8	2.5	20	1,000	均一型	
中原	馬見字天神山1266	4.5	12.5	30	32,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
天神山	馬見字天神山1285	4.0	8.0	70	20,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
二本楠	馬見字二本楠1038	3.5	5.0	73	6,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
鎌田	馬見字カマタ228	1.5	5.0	28	2,500	均一型	
古田2	屏字ウドウラ1771	1.0	4.0	15	3,000	均一型	○
古田1	屏字ウドウラ1827	5.0	22.3	93	150,000	均一型	○
榎谷	屏字キンカタ1007	3.5	8.9	63	10,000	均一型	○
ゴウラ	屏字ゴウラ428	2.5	3.0	23	1,600	均一型	○
祝儀(1)	椎木字祝義732,738	3.1	5.1	42	2,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
祝儀(2)	椎木字祝儀729	2.0	5.5	29	2,000	均一型	
祝儀(3)	椎木字祝儀691	2.8	3.8	25	4,000	均一型	○
上椎	椎木字上椎103	6.4	3.2	93	5,000	均一型	
水谷	椎木字水谷925	2.6	4.4	53	4,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
狸穴	中益字狸穴928	3.2	6.1	79	10,000	均一型	○
事ごもり	中益字野口1087	3.2	6.0	65	6,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
姥ヶ迫1	中益字姥ヶ迫1007	2.5	4.9	33	7,000	均一型	○
姥ヶ迫2	中益字姥ヶ迫1023	3.0	3.4	30	5,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
内川原	大隈町字内川原1296	3.2	5.7	52	10,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
野入坂	大隈町字野入坂1653	3.8	5.6	38	1,000	均一型	○
天神免	大隈町字天神免1813	2.7	3.3	36	2,000	均一型	○
藤木	大隈字藤木501	2.0	3.6	20	2,700	均一型	○
岩根寺	大隈尻無郷53-1	1.5	4.0	20	2,000	均一型	
尻無郷2	大隈尻無郷49	2.5	8.0	35	12,000	均一型	○
尻無郷1	大隈字尻無郷40	2.5	7.0	30	70,000	均一型	○
裏野	中益字裏野9	2.0	4.5	18	2,800	均一型	○
寺屋敷	大隈字寺屋敷81	1.5	3.5	16	1,000	均一型	
兎坂	大隈町字兎坂693	2.0	5.3	29	1,500	均一型	○
欠目石2	牛隈字欠目石3	1.8	5.0	20	2,000	均一型	
欠目石1	牛隈字欠目石2	1.2	4.2	30	2,000	均一型	○
辻田	牛隈字ウラ谷402	3.0	4.5	44	2,900	均一型	○
柿鶴	牛隈字柿鶴651	2.0	3.6	40	2,100	均一型	○
射場	牛隈字正ノ坂1467	-	-	-	-	均一型	
代ヶ浦	牛隈字下射場1909	2.5	4.3	40	2,000	均一型	○
松ヶ浦	牛隈字松ヶ浦2180	3.4	3.5	33	2,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○

池の名称	池の所在 (嘉麻市)	天端幅 m	堤高 m	堤頂長 m	総貯水量 m ³	堤体材料	防災重点農業用 ため池
細丸	牛隈字細丸2375	2.0	3.0	14	500	均一型	
中神田	上西郷字中神田769	2.8	3.3	28	3,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
久吉	上西郷イノ浦825-1	2.9	4.1	45	6,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
イノ浦	上西郷字井ノ浦831	2.6	5.7	38	12,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
奥町1	上西郷字牛町1079	2.7	7.2	45	6,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
奥町2	上西郷1080	3.8	8.4	62	41,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
井ノ浦1	芥田字井ノ浦7	1.3	5.4	30	1,300	均一型	
井ノ浦2	芥田字井ノ浦72	3.3	4.7	37	3,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
耳取1	芥田字耳取865	3.0	5.0	57	24,000	均一型	○
耳取2	芥田字耳取737	1.0	4.0	29	1,000	均一型	
耳取3	芥田字耳取762	2.0	4.0	26	1,200	均一型	
小水	千手字小水1468	3.5	7.2	69	52,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
上才田	嘉徳才田字サコ34-1	3.0	5.3	38	2,000	均一型	○
一丁五反	千手字一丁五反509	3.9	5.6	58	8,000	均一型	○
竹の内	千手字一丁五反523	1.1	3.2	29	1,000	均一型	○
平迫	千手字ヒウサコ662	0.9	3.3	21	1,000	均一型	
ゴウヤ	千手字梅ヶ葉山1073-1	3.5	5.7	42	3,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
山の神	千手字山の神102	1.0	7.5	27	3,700	均一型	
別所	千手字下の迫3175-1	6.8	22.8	99	334,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
原田	千手字ハルダ1990	1.2	6.0	35	3,000	均一型	○
浦田2	大力字タカヤケ浦1634	2.5	2.6	27	2,800	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	
浦田1	大力字ウラダ1525	2.7	3.6	20	1,000	前刃金土	
大久保	大力字大久保1682	3.0	5.0	40	2,500	均一型	
ヲリト	大力字ヲリト1772	1.0	3.0	35	1,200	均一型	
西野	大力字西野1894	2.5	4.1	78	11,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	
鳥越	九郎原字トリコエ2430	2.0	3.9	59	3,000	均一型	○
上寺	九郎原スズノ2569-2	1.3	4.0	34	2,000	均一型	○
八方	九郎原字がテラ2601	2.5	5.3	44	1,600	均一型	
島巡	嘉徳才田字島巡り2125	2.8	4.6	35	2,500	均一型	○
迫	泉河内字石セト325-4	2.0	3.0	7	300	均一型	
油田	泉河内535-3	3.0	5.0	41	6,000	均一型	
江星形	嘉徳才田字エボシタカ513	1.0	13.0	24	8,000	均一型	
柳下	芥田字柳下173	2.0	5.0	27	2,500	均一型	
神田	東畑字ジンテ276	2.0	6.6	36	1,600	均一型	
十文田	芥田字集545	2.0	4.0	27	1,600	均一型	○
瀬畑	泉河内字ソツ谷3102	4.5	17.0	80	239,000	ゾーン型(傾斜遮水ゾーン型)	○
檜畑	泉河内字ソツ谷3095	4.2	13.3	72	160,000	均一型	○
城山	中益打越11	1.0	6.7	28	1,300	均一型	
アマツヅミ	屏字アマツヅミ684	1.0	4.0	27	2,000	均一型	
小田淵	牛隈字小田淵432	2.0	4.4	50	3,000	均一型	○

1-18 土砂災害(特別)警戒区域

(集計表)

令和7年3月現在

市町村名	県土整備 事務所	土石流		急傾斜		地すべり		計		指定日
		土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	
嘉麻市 (旧嘉穂町)	飯塚	78	73	94	94	1	0	173	167	H23.3.16
嘉麻市 (旧山田市)	飯塚	37	36	173	167	2	0	212	203	H24.3.30
嘉麻市 (旧嘉穂町)	飯塚	0	0	3	3	0	0	3	3	H24.3.30
嘉麻市 (旧嘉穂町) 解除	飯塚	0	0	-1	-1	0	0	-1	-1	H24.12.18
嘉麻市 (旧嘉穂町)	飯塚	0	0	1	1	0	0	1	1	H24.12.18
嘉麻市 (旧稲築町)	飯塚	8	7	101	100	0	0	109	107	H25.3.22
嘉麻市 (旧碓井町)	飯塚	8	7	31	22	0	0	39	29	H26.1.7
嘉麻市 (旧山田市)	飯塚	0	0	2	0	0	0	2	0	H27.12.22
嘉麻市 (旧山田市) 解除	飯塚			-3	-3			-3	-3	H30.1.30
嘉麻市 (旧山田市)	飯塚			2	2			2	2	H30.1.30
嘉麻市 (旧嘉穂町) 解除	飯塚			-1	-1			-1	-1	H30.1.30
嘉麻市 (旧嘉穂町)	飯塚			1	1			1	1	H30.1.30
嘉麻市 (旧稲築町) 解除	飯塚			-1	-1			-1	-1	R2.6.16
嘉麻市 (旧山田市) 解除	飯塚	-1	-1					-1	-1	R2.6.16
嘉麻市 (旧山田市)	飯塚	1						1	0	R2.6.16
嘉麻市 (旧山田市)	飯塚					1		1	0	R3.6.18
嘉麻市 (旧山田市) 解除	飯塚			-1	-1			-1	-1	R4.1.14
嘉麻市 (旧山田市)	飯塚			1	1			1	1	R4.1.14
嘉麻市 (旧稲築町)	飯塚			-1	-1			-1	-1	R6.6.18

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

(土石流)

令和3年3月現在

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別警戒区域		警戒 区域面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日	告示 番号
					人家				
208-D-001	下ノ谷川	下山田	208-Ⅰ-014	○		55,683	2,829	H24.3.30	643
208-D-002	極楽寺川	下山田	208-Ⅰ-013	○	○	46,336	29,325	H24.3.30	643
208-D-003	矢ノ浦川	下山田	208-Ⅰ-012	○	○	15,137	8,504	H24.3.30	643
208-D-004	寺谷川	下山田	208-Ⅰ-011	○	○	7,056	3,925	H24.3.30	643
208-D-005	安国寺川	下山田	208-Ⅱ-002	○		27,425	547	H24.3.30	643
208-D-007	ウナブシ川	下山田	208-Ⅰ-015	○	○	28,555	4,341	H24.3.30	643
208-D-008	猪ノ鼻川 3	上山田	208-Ⅰ-009	○		25,808	107	H24.3.30	643
208-D-009	猪ノ鼻川 2	上山田及び猪国	208-Ⅰ-008	○		25,157	394	H24.3.30	643
208-D-010	猪ノ鼻川 1	上山田及び猪国	208-Ⅰ-007	○		32,930	806	H24.3.30	643
208-D-011	大谷川 1	上山田及び猪国	208-Ⅰ-006	○	○	8,737	2,592	H24.3.30	643
208-D-012	大谷川 2	上山田及び猪国	208-Ⅲ-007	○		10,062	1,102	H24.3.30	643
208-D-013	小富士川	上山田	208-Ⅲ-006	○		30,837	2,858	H24.3.30	643
208-D-014	筑紫川	上山田	208-Ⅰ-005	○	○	21,417	14,248	H24.3.30	643
208-D-015	寿町川 2-2	上山田	208-Ⅰ-004-2	○	○	21,375	1,036	H24.3.30	643
208-D-016	寿町川 2-1	上山田	208-Ⅰ-004-1	○		16,105	1,971	H24.3.30	643
208-D-017	寿町川 1	上山田	208-Ⅰ-003	○		22,491	680	H24.3.30	643
208-D-018	寿町川 4	上山田	208-Ⅲ-005	○		21,801	295	H24.3.30	643
208-D-019	寿町川 3	上山田	208-Ⅲ-004	○	○	18,104	3,763	H24.3.30	643
208-D-020	横町川	上山田	208-Ⅲ-003	○	○	15,630	5,193	H24.3.30	643
208-D-021	尾浦川	上山田	208-Ⅲ-002	○		12,471	333	H24.3.30	643
208-D-022	西川川	上山田	208-Ⅲ-008	○	○	34,185	6,225	H24.3.30	643
208-D-023	サワラテ川 2	上山田	208-Ⅱ-003	○		10,442	789	H24.3.30	643
208-D-024	原町川 2	上山田	208-Ⅰ-018	○	○	18,814	4,368	H24.3.30	643
208-D-025	原町川 1	上山田	208-Ⅰ-017	○		16,152	227	H24.3.30	643
208-D-026	サワラテ川 1-2	上山田	208-Ⅰ-016-2	○		21,161	276	H24.3.30	643
208-D-027	サワラテ川 1-1	上山田	208-Ⅰ-016-1	○		21,449	215	H24.3.30	643
208-D-028	浦田川	熊ヶ畑	208-Ⅱ-001	○	○	53,922	1,889	H24.3.30	643
208-D-029	柳町川	熊ヶ畑	208-Ⅰ-002	○	○	109,058	25,927	H24.3.30	643
208-D-030	長原川-3	熊ヶ畑	208-Ⅰ-001-3	○		213,887	541	H24.3.30	643
208-D-031	長原川-1	熊ヶ畑	208-Ⅰ-001-1			247,015	0	H24.3.30	643
208-D-032	長原川-2	熊ヶ畑	208-Ⅰ-001-2	○		236,693	10,380	H24.3.30	643
208-D-033	原川	熊ヶ畑	208-Ⅱ-006	○		14,746	16	H24.3.30	643
208-D-034	咽ノ畑川	熊ヶ畑	208-Ⅰ-019	○		97,727	1,257	H24.3.30	643
208-D-035	松木川	熊ヶ畑	208-Ⅲ-001	○		19,051	2,916	H24.3.30	643
208-D-036	堤川 2	熊ヶ畑	208-Ⅱ-005	○	○	14,749	9,134	H24.3.30	643
208-D-037	堤川 1	熊ヶ畑	208-Ⅱ-004	○		9,770	1,810	H24.3.30	643
208-D-038	吉庵川	下山田	208-Ⅰ-010			124,997	0	R2.6.16	514
422-D-001	飯田	口春	422-Ⅰ-001	○		1,957	569	H25.3.22	457
422-D-002	上飯江	平	422-Ⅱ-001	○		11,194	204	H25.3.22	457
422-D-003	飯江谷1	平	422-Ⅲ-003	○		73,181	140	H25.3.22	457
422-D-004	平	平	422-Ⅰ-004	○		28,911	207	H25.3.22	457
422-D-005	飛塚2	平	422-Ⅰ-003	○		4,654	96	H25.3.22	457

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別警戒区域		警戒 区域面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日	告示 番号
					人家				
422-D-006	飯江谷2	平	422-Ⅲ-002	○		17,597	35	H25.3.22	457
422-D-007	飯江谷3	岩崎	422-Ⅲ-001	○		9,287	200	H25.3.22	457
422-D-008	飛塚1	岩崎	422-Ⅰ-002			43,361	0	H25.3.22	457
423-D-001	山の口川	上臼井及び飯田	423-Ⅰ-004	○		126,614	16	H26.1.7	1
423-D-002	門前川2	上臼井及び飯田	423-Ⅰ-005			62,038	-	H26.1.7	1
423-D-003	門前川1	上臼井	423-Ⅰ-006	○		61,746	304	H26.1.7	1
423-D-004	平原川	上臼井	423-Ⅰ-007	○		51,670	100	H26.1.7	1
423-D-005	大平川	上臼井	423-Ⅰ-008	○		78,309	9,512	H26.1.7	1
423-D-006	シバセ谷川	上臼井及び飯田	423-Ⅰ-002	○		46,178	979	H26.1.7	1
423-D-007	山本川	上臼井及び飯田	423-Ⅰ-003	○		106,169	798	H26.1.7	1
423-D-008	シバセ谷川2	飯田	423-Ⅰ-001	○		41,036	468	H26.1.7	1
424-D-001	上益川	大隈町	424-Ⅰ-012	○		27,400	13,105	H23.3.16	453
424-D-002	中益川	中益	424-Ⅰ-011	○	○	38,223	6,457	H23.3.16	453
424-D-003	二段川	大隈及び中益	424-Ⅰ-010	○		20,975	312	H23.3.16	453
424-D-004	上大隈川	大隈	424-Ⅰ-009	○		42,166	7,781	H23.3.16	453
424-D-005	迫谷川	上	424-Ⅰ-008	○		23,009	4,403	H23.3.16	453
424-D-006	庄手川	上	424-Ⅰ-007	○		17,291	7,623	H23.3.16	453
424-D-007	田平川	上	424-Ⅰ-026	○		12,840	193	H23.3.16	453
424-D-008	本明川 1	上	424-Ⅰ-027	○		4,226	1,364	H23.3.16	453
424-D-009	青井手川	桑野	424-Ⅰ-006			64,504	0	H23.3.16	453
424-D-010	田手原川	桑野	424-Ⅰ-005	○		28,085	995	H23.3.16	453
424-D-011	高屋川	桑野	424-Ⅱ-003	○		93,988	4,768	H23.3.16	453
424-D-012	掛橋川	桑野	424-Ⅱ-002	○	○	7,544	6,155	H23.3.16	453
424-D-013	山瀬川 4	桑野	424-Ⅰ-004	○		7,438	336	H23.3.16	453
424-D-014	山瀬川 3	桑野	424-Ⅰ-003	○		8,693	576	H23.3.16	453
424-D-015	山瀬川 2	桑野	424-Ⅰ-002	○		4,142	60	H23.3.16	453
424-D-016	山瀬川 1	桑野	424-Ⅰ-001			83,838	0	H23.3.16	453
424-D-017	市野川 2	桑野	424-Ⅰ-035			34,052	0	H23.3.16	453
424-D-018	市野川 1	桑野	424-Ⅰ-034	○		19,651	3,676	H23.3.16	453
424-D-019	倉谷川	桑野	424-Ⅱ-001	○	○	28,799	10,141	H23.3.16	453
424-D-020	添ヶ倉川 2	桑野	424-Ⅱ-014	○		43,432	4,172	H23.3.16	453
424-D-021	添ヶ倉川 1	桑野	424-Ⅱ-013	○	○	52,095	14,176	H23.3.16	453
424-D-022	神有川	桑野	424-Ⅰ-033	○		161,240	1,014	H23.3.16	453
424-D-023	蛇谷川	桑野	424-Ⅰ-032			63,893	0	H23.3.16	453
424-D-024	中野川	桑野	424-Ⅰ-031	○		31,504	2,125	H23.3.16	453
424-D-025	山口川 1	桑野	424-Ⅰ-030	○		23,380	4,586	H23.3.16	453
424-D-026	山口川 2	桑野	424-Ⅱ-012	○		16,007	116	H23.3.16	453
424-D-027	小野谷川	小野谷及び桑野	424-Ⅰ-029	○	○	78,302	49,693	H23.3.16	453
424-D-028	山上川	小野谷	424-Ⅱ-011	○	○	117,458	53,552	H23.3.16	453
424-D-029	小山川	小野谷	424-Ⅰ-028	○		37,687	132	H23.3.16	453
424-D-030	所迫川 3	馬見	424-Ⅱ-010	○		11,424	32	H23.3.16	453
424-D-031	所迫川 2	馬見	424-Ⅰ-025	○		24,339	151	H23.3.16	453
424-D-032	所迫川 1	馬見	424-Ⅰ-024	○	○	30,365	15,025	H23.3.16	453

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別警戒区域		警戒 区域面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示 年月日	告示 番号
					人家				
424-D-033	東尾谷川 2	馬見	424-Ⅱ-009	○		9,686	629	H23.3.16	453
424-D-034	東尾谷川 1	馬見	424-Ⅱ-008	○		18,165	949	H23.3.16	453
424-D-035	東馬見川	馬見	424-Ⅱ-007	○	○	10,615	757	H23.3.16	453
424-D-036	尾谷川 1	馬見	424-Ⅰ-023			8,245	0	H23.3.16	453
424-D-037	宮小路川 2	馬見及び屏	424-Ⅰ-022	○		452,069	1,172	H23.3.16	453
424-D-038	宮小路川 1	馬見及び屏	424-Ⅰ-021	○		389,745	8,662	H23.3.16	453
424-D-039	屏川	馬見及び屏	424-Ⅰ-020	○		39,783	20,488	H23.3.16	453
424-D-040	荒谷川 3	屏	424-Ⅱ-006	○		43,530	511	H23.3.16	453
424-D-041	吉田川	屏	424-Ⅰ-019	○	○	61,517	20,491	H23.3.16	453
424-D-042	荒谷川 1-2	屏	424-Ⅰ-018-2	○		51,867	51	H23.3.16	453
424-D-043	荒谷川 1-1	屏	424-Ⅰ-018-1	○		35,491	69	H23.3.16	453
424-D-044	荒谷川 2	屏	424-Ⅱ-005	○	○	80,845	17,489	H23.3.16	453
424-D-045	堀田川	屏	424-Ⅱ-004	○		51,867	452	H23.3.16	453
424-D-046	谷川 2	屏	424-Ⅰ-017	○		99,427	1,244	H23.3.16	453
424-D-047	谷川 1	屏	424-Ⅰ-016	○		131,507	859	H23.3.16	453
424-D-048	榎谷川	屏	424-Ⅰ-015	○	○	106,960	35,207	H23.3.16	453
424-D-049	向屋敷川	屏	424-Ⅰ-014	○		118,894	5,348	H23.3.16	453
424-D-050	山口谷川	椎木	424-Ⅰ-013	○		6,744	4,887	H23.3.16	453
424-D-051	大村川	千手	424-Ⅱ-015	○		28,817	15,292	H23.3.16	453
424-D-052	平迫川 2	千手	424-Ⅰ-037	○		44,051	103	H23.3.16	453
424-D-053	平迫川 1	千手	424-Ⅰ-036	○		63,157	900	H23.3.16	453
424-D-054	中村川 1	千手	424-Ⅰ-041	○		24,009	20,850	H23.3.16	453
424-D-055	本町川	千手	424-Ⅰ-040	○	○	186,000	28,897	H23.3.16	453
424-D-056	正手川	千手	424-Ⅰ-039	○		263,697	110	H23.3.16	453
424-D-057	横町川-1	千手	424-Ⅱ-018-1	○		154,720	6,761	H23.3.16	453
424-D-058	横町川-2	千手	424-Ⅱ-018-2	○		49,428	1,425	H23.3.16	453
424-D-059	長野川	千手	424-Ⅰ-038	○	○	109,446	21,507	H23.3.16	453
424-D-060	川底川	千手	424-Ⅱ-016	○		34,750	19,819	H23.3.16	453
424-D-061	芝原川	大力	424-Ⅱ-017	○		22,366	710	H23.3.16	453
424-D-062	長坂川-2	大力	424-Ⅱ-021-2	○		30,914	527	H23.3.16	453
424-D-063	下鳥川	大力	424-Ⅰ-043	○		56,943	2,688	H23.3.16	453
424-D-064	長坂川-1	泉河内	424-Ⅱ-021-1	○		34,579	1,270	H23.3.16	453
424-D-065	高畑川 1	泉河内	424-Ⅰ-044	○		26,039	690	H23.3.16	453
424-D-066	高畑川 2	泉河内	424-Ⅱ-022	○	○	21,620	7,499	H23.3.16	453
424-D-067	高底川 2	泉河内	424-Ⅱ-026	○		33,478	3,127	H23.3.16	453
424-D-068	高底川 1	泉河内	424-Ⅱ-025	○		85,606	7,373	H23.3.16	453
424-D-069	栗野川	泉河内	424-Ⅱ-024	○		36,615	826	H23.3.16	453
424-D-070	古屋敷川	泉河内	424-Ⅱ-027	○	○	11,220	7,829	H23.3.16	453
424-D-071	泉河内川 2	泉河内	424-Ⅰ-046	○		37,414	2,743	H23.3.16	453
424-D-072	泉河内川 3	泉河内	424-Ⅱ-023	○		93,453	2,240	H23.3.16	453
424-D-073	泉河内川 1	泉河内	424-Ⅰ-045	○	○	17,843	2,199	H23.3.16	453
424-D-074	鬼松川	東畑	424-Ⅱ-028	○		10,855	1,015	H23.3.16	453
424-D-075	東畑川	東畑	424-Ⅰ-047	○		36,848	88	H23.3.16	453

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別警戒区域		警戒 区域面積	特別警戒 区域面積	告示 年月日	告示 番号
					人家	(㎡)	(㎡)		
424-D-076	西野川 2	西野	424-Ⅱ-020	○		55,238	660	H23.3.16	453
424-D-077	西野川 1	西野	424-Ⅰ-042	○		78,349	842	H23.3.16	453
424-D-078	八方川	嘉徳才田	424-Ⅱ-019	○		17,835	6,812	H23.3.16	453

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

(急傾斜地の崩壊)

令和3年3月現在

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別警戒区域		最大高さ	最大勾配	警戒 区域面積	特別警戒 区域面積	告示 年月日	告示 番号
					人家	(m)	(度)	(㎡)	(㎡)		
208-K-001	穴ヶ坂-1	下山田	208-Ⅱ-001N	○	○	8.0	59.0	2,732	664	H24.3.29	643
208-K-002	下ノ谷-1	下山田	208-Ⅰ-003N-1	○	○	18.0	46.0	657	262	H24.3.30	643
208-K-003	下ノ谷-2	下山田	208-Ⅰ-003N-2	○	○	17.0	33.0	3,210	1,109	H24.3.30	643
208-K-004	井土田	下山田	208-Ⅱ-008N	○	○	16.0	45.0	6,907	2,432	H24.3.30	643
208-K-005	檜木郷(a)	下山田	208-Ⅱ-009N	○	○	16.0	63.0	3,994	1,198	H24.3.30	643
208-K-006	檜木郷(b)	下山田	208-Ⅱ-010N	○	○	12.0	44.0	3,483	772	H24.3.30	643
208-K-007	猿尾田	下山田	208-Ⅰ-005N	○	○	28.0	54.0	29,500	8,849	H24.3.30	643
208-K-008	平尾	下山田	208-NK-001	○		34.0	40.0	10,296	3,658	H24.3.30	643
208-K-009	矢ノ浦	下山田	208-Ⅱ-012N	○	○	5.0	57.0	366	64	H24.3.30	643
208-K-010	立石	下山田	208-Ⅰ-006N	○	○	27.0	57.0	10,676	2,163	H24.3.30	643
208-K-011	門前(1)-1	下山田	208-Ⅰ-007N-1	○	○	22.0	45.0	10,704	1,492	H24.3.30	643
208-K-012	門前(1)-2	下山田	208-Ⅰ-007N-2	○	○	17.0	62.0	1,200	407	H24.3.30	643
208-K-013	安国寺-2	下山田	208-Ⅰ-009A-2	○	○	19.0	43.0	2,991	1,212	H24.3.30	643
208-K-014	安国寺-3	下山田	208-Ⅰ-009A-3	○	○	24.0	44.0	3,060	1,133	H24.3.30	643
208-K-015	安国寺	下山田	208-Ⅰ-009A-1	○	○	29.0	57.0	20,286	6,954	H24.3.30	643
208-K-016	西新	下山田	208-Ⅰ-012N			23.8	55.0	12,607	0	H24.3.30	643
208-K-017	門前(2)	下山田	208-Ⅰ-008A	○	○	33.0	40.0	3,980	1,252	H24.3.30	643
208-K-018	門前	下山田	208-Ⅱ-011N	○	○	5.0	44.0	318	59	H24.3.30	643
208-K-019	太郎丸	下山田	208-Ⅰ-010N	○	○	34.0	42.0	11,923	5,211	H24.3.30	643
208-K-020	観音谷	下山田	208-Ⅰ-014N	○	○	24.0	36.0	5,511	2,331	H24.3.30	643
208-K-021	下夕田	下山田	208-Ⅰ-023A	○	○	40.0	43.0	24,358	7,750	H24.3.30	643
208-K-022	夕日ヶ丘	下山田	208-Ⅰ-027A	○	○	63.0	33.0	15,119	9,115	H24.3.30	643
208-K-023	昭和(2)	下山田	208-Ⅰ-028N	○	○	56.0	43.0	16,172	7,145	H24.3.30	643
208-K-024	石ヶ崎-1	下山田	208-Ⅱ-017N-1	○	○	9.0	64.0	3,327	742	H24.3.30	643
208-K-025	石ヶ崎-2	下山田	208-Ⅱ-017N-2	○	○	14.0	44.0	2,206	778	H24.3.30	643
208-K-026	石ヶ崎(c)	下山田	208-Ⅱ-014N	○	○	13.0	45.0	2,285	727	H24.3.30	643
208-K-027	石ヶ崎-1	下山田	208-Ⅱ-015N	○	○	5.0	47.0	645	105	H24.3.30	643
208-K-029	石ヶ崎(a)	下山田	208-Ⅱ-016N			7.0	42.0	373	0	H24.3.30	643
208-K-030	石ヶ崎(2)-1	下山田	208-Ⅱ-018N-1	○		5.0	41.0	265	39	H24.3.30	643
208-K-031	石ヶ崎(2)-2	下山田	208-Ⅱ-018N-2	○	○	14.0	68.0	2,393	780	H24.3.30	643
208-K-032	追迫-4	下山田	208-Ⅰ-021N-4	○	○	20.0	44.0	8,232	3,050	H24.3.30	643
208-K-033	追迫-3	下山田	208-Ⅰ-021N-3	○	○	16.0	45.0	2,713	922	H24.3.30	643
208-K-034	追迫-2	下山田	208-Ⅰ-021N-2	○		26.0	39.0	3,205	1,434	H24.3.30	643
208-K-035	追迫-1	下山田	208-Ⅰ-021N-1	○		31.0	36.0	4,370	1,358	H24.3.30	643
208-K-036	迫浦	下山田	208-Ⅰ-022N	○		29.0	62.0	5,774	1,817	H24.3.30	643

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別警戒区域		最大高さ	最大勾配	警戒 区域面積	特別警戒 区域面積	告示 年月日	告示 番号
					人家	(m)	(度)	(㎡)	(㎡)		
208-K-037	山下(2)	下山田	208-Ⅰ-020N	○	○	13.0	45.0	1,701	547	H24.3.30	643
208-K-038	山下(1)	下山田	208-Ⅰ-018N	○	○	21.0	54.0	6,546	2,115	H24.3.30	643
208-K-039	餅田-1	下山田	208-Ⅰ-017N			5.0	48.0	391	0	H24.3.30	643
208-K-040	新原(3)-2	下山田	208-Ⅰ-004N-2	○		26.0	43.0	4,143	1,500	H24.3.30	643
208-K-041	新原(3)-1	下山田	208-Ⅰ-004N-1	○		10.0	54.0	2,053	150	H24.3.30	643
208-K-042	新原-1	下山田	208-Ⅰ-002A	○	○	23.0	60.0	16,979	3,423	H24.3.30	643
208-K-043	新原	下山田	208-Ⅰ-015N	○	○	14.0	50.0	3,087	987	H24.3.30	643
208-K-044	新原(3)	下山田	208-Ⅰ-001N	○	○	15.0	47.0	7,133	1,968	H24.3.30	643
208-K-045	五反田	下山田	208-Ⅱ-005N	○	○	17.0	51.0	7,651	2,874	H24.3.30	643
208-K-046	櫓の木	上山田	208-Ⅰ-026N	○	○	20.0	53.0	10,294	137	H24.3.30	643
208-K-047	昭和(a)-2	上山田	208-Ⅰ-029A-2	○	○	19.0	42.0	4,275	1,532	H24.3.30	643
208-K-048	昭和(a)-1	上山田	208-Ⅰ-029A-1	○	○	28.0	46.0	12,279	2,626	H24.3.30	643
208-K-049	昭和(a)-3	上山田	208-Ⅰ-029A-3	○	○	7.0	37.0	450	33	H24.3.30	643
208-K-050	大谷(a)-1	上山田	208-Ⅱ-021N-1	○	○	23.0	50.0	5,814	2,194	H24.3.30	643
208-K-051	大谷(a)-2	上山田	208-Ⅱ-021N-2	○	○	23.0	50.0	399	67	H24.3.30	643
208-K-052	大谷(b)	上山田	208-Ⅱ-013N	○	○	42.0	42.0	12,441	6,021	H24.3.30	643
208-K-053	猪の鼻	上山田	208-Ⅰ-033N	○	○	9.0	52.0	1,841	524	H24.3.30	643
208-K-054	蛭子(3)	上山田	208-Ⅰ-032N	○	○	13.0	58.0	5,177	1,660	H24.3.30	643
208-K-055	蛭子(2)-1	上山田	208-Ⅰ-031N-1			22.0	55.0	12,826	0	H24.3.30	643
208-K-056	蛭子(2)-2	上山田	208-Ⅰ-031N-2	○		37.0	81.0	22,946	4,465	H24.3.30	643
208-K-057	蛭子(1)	上山田	208-Ⅰ-034N	○	○	8.0	41.0	1,425	348	H24.3.30	643
208-K-058	大橋-1	上山田	208-Ⅱ-019N-1	○	○	29.0	39.0	2,718	1,221	H24.3.30	643
208-K-059	大橋-2	上山田	208-Ⅱ-019N-2	○	○	23.0	48.0	2,498	937	H24.3.30	643
208-K-060	上山田-1	上山田	208-Ⅱ-020N	○	○	24.0	47.0	5,849	2,454	H24.3.30	643
208-K-062	上山田(1)-2	上山田	208-Ⅰ-035N-2	○	○	12.0	46.0	3,164	931	H24.3.30	643
208-K-064	上山田-2-2	上山田	208-Ⅰ-036N-2	○	○	22.0	57.0	7,023	2,235	H24.3.30	643
208-K-065	上山田-2-3	上山田	208-Ⅰ-036N-3	○	○	24.0	49.0	3,893	1,600	H24.3.30	643
208-K-066	上山田-2-4	上山田	208-Ⅰ-036N-4	○	○	24.0	49.0	918	278	H24.3.30	643
208-K-067	神幸(3)	上山田	208-Ⅰ-037N	○	○	30.0	49.0	6,632	2,012	H24.3.30	643
208-K-068	木城-2	上山田	208-Ⅱ-038N			5.0	45.0	158	0	H24.3.30	643
208-K-069	木城-4-1	上山田	208-Ⅱ-045N-1	○	○	18.0	55.0	7,376	2,450	H24.3.30	643
208-K-070	木城-4-2	上山田	208-Ⅱ-045N-2	○		7.0	42.0	290	74	H24.3.30	643
208-K-071	筑紫(a)-1	上山田	208-Ⅱ-047N-1	○		11.0	49.0	2,257	706	H24.3.30	643
208-K-072	筑紫(a)-2	上山田	208-Ⅱ-047N-2	○	○	70.0	33.0	7,483	4,577	H24.3.30	643
208-K-073	筑紫(b)	上山田	208-Ⅱ-048N	○	○	28.0	67.0	7,531	2,546	H24.3.30	643
208-K-074	神幸(4)	上山田	208-Ⅰ-061N	○	○	10.0	41.0	1,165	432	H24.3.30	643
208-K-075	神幸(5)	上山田	208-Ⅰ-062N	○	○	18.0	48.0	4,191	1,287	H24.3.30	643
208-K-076	木城(2)	上山田	208-Ⅰ-063N	○	○	37.0	44.0	12,017	4,827	H24.3.30	643
208-K-077	筑紫(c)	上山田	208-Ⅱ-046N	○	○	6.0	47.0	2,116	440	H24.3.30	643
208-K-078	上山田(c)	上山田	208-Ⅱ-043N	○	○	12.0	42.0	3,526	970	H24.3.30	643
208-K-079	上山田(b)	上山田	208-Ⅱ-040N			5.0	33.0	265	0	H24.3.30	643
208-K-080	木城-3-1	上山田	208-Ⅱ-039N-1	○	○	13.0	53.0	6,006	1,862	H24.3.30	643
208-K-081	木城-3-2	上山田	208-Ⅱ-039N-2	○		24.0	33.0	1,869	845	H24.3.30	643

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別警戒区域		最大高さ	最大勾配	警戒 区域面積	特別警戒 区域面積	告示 年月日	告示 番号
					人家	(m)	(度)	(㎡)	(㎡)		
208-K-082	上山田(a)	上山田	208-II-041N	○	○	12.0	46.0	1,992	578	H24.3.30	643
208-K-083	神幸(2)-2	上山田	208-I-057N-2	○	○	8.0	43.0	508	116	H24.3.30	643
208-K-084	神幸(2)-1	上山田	208-I-057N-1	○	○	5.0	39.0	455	92	H24.3.30	643
208-K-085	神幸(2)-3	上山田	208-I-057N-3	○	○	7.0	60.0	874	131	H24.3.30	643
208-K-086	木城	上山田	208-I-056N	○	○	14.0	36.0	10,892	3,769	H24.3.30	643
208-K-087	柿/木(2)-1	上山田	208-I-049A-1	○	○	11.0	46.0	7,632	1,145	H24.3.30	643
208-K-088	柿/木(2)-2	上山田	208-I-049A-2	○	○	17.0	51.0	4,956	1,628	H24.3.30	643
208-K-089	柿/木-1	上山田	208-I-050N-1	○		19.0	49.0	6,362	1,360	H24.3.30	643
208-K-090	柿/木-2	上山田	208-I-050N-2	○	○	25.0	61.0	11,499	2,933	H24.3.30	643
208-K-091	柿/木	上山田	208-I-052N	○	○	36.0	47.0	18,807	8,035	H24.3.30	643
208-K-092	尾浦(3)	上山田	208-I-053N	○	○	22.0	44.0	5,790	2,365	H24.3.30	643
208-K-093	尾浦第一	上山田	208-I-054N	○	○	26.0	41.0	15,207	3,789	H24.3.30	643
208-K-094	尾浦第二(a)	上山田	208-II-042N	○	○	22.0	53.0	3,881	1,249	H24.3.30	643
208-K-095	尾浦第二(b)	上山田	208-I-058N	○	○	20.0	44.0	9,519	3,616	H24.3.30	643
208-K-096	尾浦第二	上山田	208-I-059N	○	○	31.0	52.0	17,766	6,335	H24.3.30	643
208-K-097	尾浦(4)-2	上山田	208-I-070N-2	○		25.0	41.0	3,754	1,338	H24.3.30	643
208-K-098	尾浦(4)-1	上山田	208-I-070N-1	○	○	41.0	50.0	23,653	9,101	H24.3.30	643
208-K-099	尾浦(4)-3	上山田	208-I-070N-3	○		27.0	42.0	2,832	1,019	H24.3.30	643
208-K-100	尾浦(4)-4	上山田	208-I-070N-4	○	○	24.0	40.0	9,024	3,227	H24.3.30	643
208-K-101	尾浦(2)	上山田	208-I-069N	○	○	10.0	49.0	1,266	335	H24.3.30	643
208-K-102	尾浦	上山田	208-I-068A	○	○	8.0	39.0	963	220	H24.3.30	643
208-K-103	尾浦(5)	上山田	208-I-067N	○	○	23.0	41.0	6,357	2,290	H24.3.30	643
208-K-104	サヤ	上山田	208-II-052N	○	○	19.0	34.0	3,263	1,393	H24.3.30	643
208-K-105	サヤ-2	上山田	208-NK-003	○	○	14.0	38.0	2,734	967	H24.3.30	643
208-K-106	サヤ(a)	上山田	208-II-056N	○	○	22.0	45.0	2,934	1,302	H24.3.30	643
208-K-107	サヤ(b)	上山田	208-II-058N	○	○	29.0	49.0	11,255	5,208	H24.3.30	643
208-K-108	サヤ-3	上山田	208-NK-004	○		12.0	68.0	2,426	598	H24.3.30	643
208-K-109	神幸(b)	熊ヶ畑	208-II-053N	○	○	13.0	60.0	2,799	747	H24.3.30	643
208-K-110	寿町(2)-1	上山田	208-I-065N-1	○	○	24.0	47.0	4,168	1,481	H24.3.30	643
208-K-111	寿町(2)-2	上山田	208-I-065N-2	○	○	29.0	51.0	13,175	4,986	H24.3.30	643
208-K-112	神幸(6)	上山田	208-NK-002	○	○	17.0	37.0	1,874	743	H24.3.30	643
208-K-113	神幸-2-1	上山田	208-II-051N-1	○	○	30.0	55.0	5,786	2,601	H24.3.30	643
208-K-114	神幸-2-2	上山田	208-II-051N-2	○	○	28.0	46.0	10,034	3,627	H24.3.30	643
208-K-115	神幸-1	上山田	208-II-050N	○	○	23.0	49.0	6,194	2,409	H24.3.30	643
208-K-116	天神-1	上山田	208-II-036N	○	○	11.0	44.0	2,374	805	H24.3.30	643
208-K-117	神幸	上山田	208-I-051N	○	○	11.0	39.0	1,567	497	H24.3.30	643
208-K-118	天神(b)	上山田	208-II-035N	○	○	21.0	57.0	3,439	1,180	H24.3.30	643
208-K-119	天神(a)	上山田	208-II-033N	○	○	32.0	45.0	17,009	7,532	H24.3.30	643
208-K-120	百々浦(3)	上山田	208-II-049N	○	○	23.0	42.0	11,958	4,946	H24.3.30	643
208-K-121	百々浦-1	上山田	208-II-034A-1	○	○	14.0	61.0	1,391	415	H24.3.30	643
208-K-122	百々浦-2	上山田	208-II-034A-2	○	○	25.0	73.0	4,193	1,388	H24.3.30	643
208-K-123	百々浦-3	上山田	208-II-034A-3	○	○	5.0	73.0	608	68	H24.3.30	643
208-K-124	百々浦(3)	上山田	208-I-048N	○	○	23.0	50.0	5,839	2,102	H24.3.30	643

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別警戒区域		最大高さ	最大勾配	警戒 区域面積	特別警戒 区域面積	告示 年月日	告示 番号
					人家	(m)	(度)	(㎡)	(㎡)		
208-K-125	大和-1	上山田	208-II-032N-1	○	○	8.0	69.0	561	120	H24.3.30	643
208-K-126	大和-2	上山田	208-II-032N-2	○	○	22.0	49.0	5,123	560	H24.3.30	643
208-K-127	上山田(e)	上山田	208-II-030N	○	○	22.0	43.0	3,187	1,235	H24.3.30	643
208-K-128	上山田(3)	上山田	208-I-046N	○	○	11.2	35.8	1,893	677	H24.3.30	643
208-K-129	西川	上山田	208-I-047A	○	○	13.0	44.0	8,116	2,749	H24.3.30	643
208-K-130	下宮	上山田	208-II-031N	○	○	20.0	46.0	6,003	2,217	H24.3.30	643
208-K-131	上山田(2)	上山田	208-I-039N	○	○	26.0	36.0	6,773	2,844	H24.3.30	643
208-K-132	中央(4)	上山田	208-I-041N	○	○	8.0	44.0	1,496	385	H24.3.30	643
208-K-133	原町(a)	上山田	208-II-024N	○	○	18.0	38.0	2,032	712	H24.3.30	643
208-K-134	原町(b)-1	上山田	208-II-025N-1	○	○	22.0	46.0	1,890	649	H24.3.30	643
208-K-135	原町(b)-2	上山田	208-II-025N-2	○	○	20.0	44.0	1,392	525	H24.3.30	643
208-K-136	原町(c)	上山田	208-II-026N	○	○	11.0	45.0	1,747	615	H24.3.30	643
208-K-137	原町(1)	上山田	208-I-038N	○	○	22.0	40.0	4,137	1,611	H24.3.30	643
208-K-138	原町(2)	上山田	208-I-040A	○	○	36.0	53.0	25,530	3,424	H24.3.30	643
208-K-139	中央(1)	上山田	208-II-028N	○	○	16.0	41.0	5,091	1,702	H24.3.30	643
208-K-140	原町(3)-1	上山田	208-I-044N-1	○	○	8.0	59.0	1,470	371	H24.3.30	643
208-K-141	原町(3)-2	上山田	208-I-044N-2	○	○	9.0	50.0	562	141	H24.3.30	643
208-K-142	下山田	上山田	208-I-043N	○	○	20.0	45.0	5,809	1,963	H24.3.30	643
208-K-143	下山田	上山田	208-II-029N	○	○	16.0	55.0	6,695	2,227	H24.3.30	643
208-K-144	中央(2)	上山田	208-I-045N	○		18.0	34.0	3,327	661	H24.3.30	643
208-K-145	赤池-1	熊ヶ畑	208-II-057N	○	○	18.0	52.0	6,522	2,572	H24.3.30	643
208-K-146	赤池-2	熊ヶ畑	208-II-059N	○	○	19.0	60.0	6,290	2,033	H24.3.30	643
208-K-147	赤池-3	熊ヶ畑	208-NK-005	○	○	19.0	58.0	4,051	1,361	H24.3.30	643
208-K-148	井手ノ本	熊ヶ畑	208-I-072A	○	○	29.0	64.0	5,305	2,472	H24.3.30	643
208-K-149	井出ノ本-1	熊ヶ畑	208-II-062N	○	○	20.0	44.0	7,199	2,688	H24.3.30	643
208-K-150	井手ノ本(a)	熊ヶ畑	208-II-064A	○	○	20.0	50.0	7,652	3,682	H24.3.30	643
208-K-151	末旨-1	熊ヶ畑	208-II-070N	○	○	26.0	47.0	18,057	6,632	H24.3.30	643
208-K-152	末旨-2	熊ヶ畑	208-II-072N	○	○	23.0	47.8	18,092	6,931	H24.3.30	643
208-K-153	中畑	熊ヶ畑	208-I-074N	○	○	23.0	51.0	9,934	3,887	H24.3.30	643
208-K-154	熊ヶ畑第一-1	熊ヶ畑	208-II-071N-1	○	○	21.0	38.0	3,421	1,316	H24.3.30	643
208-K-155	熊ヶ畑第一-2	熊ヶ畑	208-II-071N-2	○	○	35.0	39.0	10,367	4,554	H24.3.30	643
208-K-156	政所	熊ヶ畑	208-I-073N	○	○	29.0	51.0	11,799	3,210	H24.3.30	643
208-K-157	熊ヶ畑第一-1	熊ヶ畑	208-II-068N	○	○	37.0	51.0	8,892	3,842	H24.3.30	643
208-K-158	熊ヶ畑第一	熊ヶ畑	208-II-067N	○	○	53.0	41.0	13,580	6,164	H24.3.30	643
208-K-159	長原(a)-1	熊ヶ畑	208-II-069N-1	○	○	38.0	41.0	4,215	2,333	H24.3.30	643
208-K-160	長原(a)-2	熊ヶ畑	208-II-069N-2	○	○	14.0	36.0	2,297	955	H24.3.30	643
208-K-161	長原(b)	熊ヶ畑	208-II-073N	○	○	12.0	57.0	2,611	736	H24.3.30	643
208-K-162	咽畑-1	熊ヶ畑	208-II-063N	○	○	18.0	40.0	4,866	1,914	H24.3.30	643
208-K-163	咽畑	熊ヶ畑	208-II-065N	○	○	36.0	42.0	8,740	3,303	H24.3.30	643
208-K-164	白木-1-2	熊ヶ畑	208-I-077N-2	○	○	14.0	49.0	6,753	2,206	H24.3.30	643
208-K-165	白木-1-1	熊ヶ畑	208-I-077N-1	○		35.0	47.0	9,233	3,983	H24.3.30	643
208-K-166	白木(a)	熊ヶ畑	208-I-076N	○	○	42.0	48.0	28,383	11,451	H24.3.30	643
208-K-167	白木-2	熊ヶ畑	208-II-075A	○	○	14.0	70.0	2,604	791	H24.3.30	643

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別警戒区域		最大高さ	最大勾配	警戒 区域面積	特別警戒 区域面積	告示 年月日	告示 番号
					人家	(m)	(度)	(㎡)	(㎡)		
208-K-168	松木田-1	熊ヶ畑	208-Ⅰ-075N-1	○	○	22.0	47.0	3,846	1,867	H24.3.30	643
208-K-169	松木田-2	熊ヶ畑	208-Ⅰ-075N-2	○	○	20.0	51.0	3,297	1,056	H24.3.30	643
208-K-170	熊ヶ畑第三	熊ヶ畑	208-Ⅰ-071A	○	○	29.0	52.0	17,538	5,999	H24.3.30	643
208-K-171	熊ヶ畑-1	熊ヶ畑	208-Ⅱ-061N	○	○	8.0	38.0	1,091	272	H24.3.30	643
208-K-172	堀川	熊ヶ畑	208-Ⅱ-055N	○	○	19.0	50.0	7,163	2,583	H24.3.30	643
208-K-173	堀川-2	熊ヶ畑	208-Ⅱ-054N	○	○	6.0	50.0	906	168	H24.3.30	643
208-K-174	蛭子(3)-1	上山田	208-NK-006			12	53	6,368	-	H27.12.22	1001
208-K-175	蛭子(3)-2	上山田	208-NK-007			15	64	6,280	-	H27.12.22	1001
208-K-176	石ヶ崎(b)	下山田	208-Ⅰ-019N	○	○	32.0	61.0	24,883	4,827	H30.1.30	66
208-K-177	上山田-2-1	上山田	208-Ⅰ-035N-1 208-Ⅰ-036N-1	○	○	24.4	55.0	10,558	1,492	H30.1.30	66
422-K-001	茶屋ノ元(1)-2	山野	422-Ⅰ-002N-2	○		9.8	75.5	1,066	222	H25.3.22	457
422-K-002	茶屋ノ元(2)-1	山野	422-Ⅰ-003N-1	○	○	9.1	66.9	749	96	H25.3.22	457
422-K-003	茶屋ノ元(2)-2	山野	422-Ⅰ-003N-2	○		6.0	46.0	1,238	108	H25.3.22	457
422-K-004	茶屋ノ元(2)-3	山野	422-Ⅰ-003N-3	○	○	14.5	43.6	5,663	1,937	H25.3.22	457
422-K-005	茶屋ノ元(1)-1	山野	422-Ⅰ-002N-1	○	○	12.8	49.3	2,811	881	H25.3.22	457
422-K-006	貴船ノ後	鴨生	422-Ⅱ-004N	○	○	8.4	48.0	1,349	349	H25.3.22	457
422-K-007	兎坂(2)	鴨生	422-Ⅰ-020N			5.5	39.8	398	0	H25.3.22	457
422-K-008	貴船ノ後(1)-2	鴨生	422-Ⅰ-014N-2	○		6.3	39.8	609	117	H25.3.22	457
422-K-009	貴船ノ後(2)	鴨生	422-Ⅰ-011N	○		26.0	35.0	2,435	877	H25.3.22	457
422-K-010	白門	鴨生	422-Ⅰ-009N	○		10.8	59.8	1,151	116	H25.3.22	457
422-K-011	貴船ノ後(1)-1	鴨生	422-Ⅰ-014N-1	○	○	10.7	61.8	1,136	187	H25.3.22	457
422-K-012	兎坂(1)-1	鴨生	422-Ⅰ-015N-1	○		5.3	46.2	292	57	H25.3.22	457
422-K-013	中村(2)	鴨生	422-Ⅱ-005N	○	○	22.1	48.6	6,476	2,026	H25.3.22	457
422-K-014	中村(3)	鴨生	422-Ⅰ-013N	○	○	15.9	33.5	8,084	3,013	H25.3.22	457
422-K-015	中村(4)	鴨生	422-Ⅰ-016N	○	○	15.1	54.9	11,514	3,762	H25.3.22	457
422-K-016	横江-2	鴨生	422-Ⅰ-017N-2	○	○	16.2	65.3	6,341	1,287	H25.3.22	457
422-K-017	鴨生(4)-2	鴨生	422-Ⅰ-012N-2	○		25.2	68.3	744	2,306	H25.3.22	457
422-K-018	鴨生(4)-1	鴨生	422-Ⅰ-012N-1	○	○	6.7	53.3	377	57	H25.3.22	457
422-K-019	下一作(2)-2	鴨生	422-Ⅰ-019N-2	○	○	6.5	37.6	560	111	H25.3.22	457
422-K-020	下一作(1)	鴨生	422-Ⅰ-022N	○		7.7	55.8	7,763	133	H25.3.22	457
422-K-021	鴨生(3)	鴨生	422-Ⅰ-021N	○		9.0	45.3	2,622	710	H25.3.22	457
422-K-022	横江-1	鴨生	422-Ⅰ-017N-1	○	○	11.9	46.3	2,264	687	H25.3.22	457
422-K-023	中村-1	鴨生	422-Ⅰ-018N-1	○	○	10.8	64.5	1,816	363	H25.3.22	457
422-K-024	中村-2	鴨生	422-Ⅰ-018N-2	○		5.6	50.0	340	23	H25.3.22	457
422-K-025	中村-3	鴨生	422-Ⅰ-018N-3	○	○	5.5	49.5	1,222	170	H25.3.22	457
422-K-026	兎坂(1)-2	鴨生	422-Ⅰ-015N-2	○		8.8	60.5	691	111	H25.3.22	457
422-K-027	下一作(2)-1	鴨生	422-Ⅰ-019N-1	○	○	6.9	48.7	618	64	H25.3.22	457
422-K-028	梅ノ木	鴨生	422-Ⅱ-013N	○		9.5	45.0	5,873	1,620	H25.3.22	457
422-K-029	鴨生(5)	平及び鴨生	422-Ⅰ-032N	○		10.6	46.1	15,230	4,568	H25.3.22	457
422-K-030	太郎丸	平	422-Ⅱ-015N	○	○	5.7	32.1	608	116	H25.3.22	457
422-K-031	銭代坊	平及び鴨生	422-NK-001	○		42.6	62.7	31,969	12,583	H25.3.22	457
422-K-032	ナギノ(1)	平	422-Ⅱ-014N	○		5.0	54.8	794	47	H25.3.22	457

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別警戒区域		最大高さ	最大勾配	警戒 区域面積	特別警戒 区域面積	告示 年月日	告示 番号
					人家	(m)	(度)	(㎡)	(㎡)		
422-K-033	下一作(3)	平	422-I-033N	○		8.4	46.1	2,112	590	H25.3.22	457
422-K-034	緑ヶ丘	平	422-II-024N	○	○	8.6	63.0	1,171	288	H25.3.22	457
422-K-035	ナギノ(2)	平	422-II-023N	○		8.6	48.5	1,289	274	H25.3.22	457
422-K-036	清水口	平	422-I-042N	○	○	10.0	63.0	7,020	1,757	H25.3.22	457
422-K-037	錨場-1	平	422-II-025N-1	○	○	7.7	66.1	581	78	H25.3.22	457
422-K-038	錨場-2	平	422-II-025N-2	○	○	5.4	49.8	471	69	H25.3.22	457
422-K-039	辻-2	平	422-I-043N-2	○	○	7.9	57.7	477	41	H25.3.22	457
422-K-040	辻-1	平	422-I-043N-1	○	○	6.9	48.6	1,006	193	H25.3.22	457
422-K-041	山畑	平	422-II-029N	○	○	18.0	73.9	12,012	4,109	H25.3.22	457
422-K-042	才田-1	稲築才田 及び平	422-I-047N-1	○	○	8.8	48.0	4,089	1,104	H25.3.22	457
422-K-043	才田-2	稲築才田 及び平	422-I-047N-2	○	○	9.3	69.6	2,077	423	H25.3.22	457
422-K-044	七畝田	稲築才田	422-II-028N	○	○	7.9	49.3	837	174	H25.3.22	457
422-K-045	貴船-1	稲築才田	422-II-027N	○	○	6.4	46.8	697	155	H25.3.22	457
422-K-046	漆生老松	漆生	422-I-044N	○	○	6.7	49.9	1,472	385	H25.3.22	457
422-K-047	宇度	漆生	422-I-045N	○	○	11.6	41.8	1,767	515	H25.3.22	457
422-K-048	大坪(2)-3	漆生	422-I-046N-3	○		10.1	47.4	1,702	309	H25.3.22	457
422-K-049	大坪(2)-2	漆生	422-I-046N-2	○		5.0	36.7	239	50	H25.3.22	457
422-K-050	大西浦(a)	漆生	422-II-006N	○		8.5	46.0	1,709	485	H25.3.22	457
422-K-051	大西浦(c)	漆生	422-II-008N	○	○	19.6	73.8	3,556	1,192	H25.3.22	457
422-K-052	大西浦(1)-2	漆生	422-I-034N-2	○	○	9.6	38.3	1,727	529	H25.3.22	457
422-K-053	大西浦(1)-1	漆生	422-I-034N-1	○		9.6	42.7	2,683	818	H25.3.22	457
422-K-054	小古野	漆生	422-I-035N	○	○	7.9	51.3	1,965	484	H25.3.22	457
422-K-055	大西浦(d)	漆生	422-II-018N	○	○	5.2	43.9	1,060	206	H25.3.22	457
422-K-056	下黒田-1	漆生	422-I-039N-1	○	○	14.5	46.8	3,538	1,157	H25.3.22	457
422-K-057	下黒田-2	漆生	422-I-039N-2	○	○	10.7	59.0	2,540	736	H25.3.22	457
422-K-058	漆生本村	漆生	422-II-020N	○	○	23.0	54.6	13,432	4,487	H25.3.22	457
422-K-059	中江-2	漆生	422-I-038N-2	○	○	8.6	60.8	1,325	195	H25.3.22	457
422-K-060	中江-1	漆生	422-I-038N-1	○	○	8.5	57.4	1,044	259	H25.3.22	457
422-K-061	漆生本村(2)	漆生	422-I-040N	○	○	6.5	60.4	706	100	H25.3.22	457
422-K-062	漆生本村(5)-4	漆生	422-NK-003-4	○		11.7	35.0	1,329	413	H25.3.22	457
422-K-063	漆生本村(5)-3	漆生	422-NK-003-3	○		6.0	43.3	621	137	H25.3.22	457
422-K-064	漆生本村(5)-2	漆生	422-NK-003-2	○		5.0	52.0	256	41	H25.3.22	457
422-K-065	漆生本村(5)-1	漆生	422-NK-003-1	○		10.6	33.5	791	261	H25.3.22	457
422-K-066	漆生本村(4)	漆生	422-NK-002	○	○	12.0	75.8	4,096	843	H25.3.22	457
422-K-067	漆生本村(3)	漆生	422-III-001N	○		11.0	63.4	2,902	721	H25.3.22	457
422-K-068	空町	漆生	422-III-002N	○		7.5	51.3	2,415	583	H25.3.22	457
422-K-069	田中	漆生	422-I-037N	○	○	11.6	68.3	5,854	1,736	H25.3.22	457
422-K-070	東西浦-1	漆生	422-I-036A-1	○		5.0	35.3	369	54	H25.3.22	457
422-K-072	漆生-1	漆生	422-II-017N-1	○		10.3	49.3	1,423	426	H25.3.22	457
422-K-073	漆生-2	漆生	422-II-017N-2	○	○	17.4	43.4	3,160	879	H25.3.22	457
422-K-074	大西浦(2)	漆生	422-II-016N	○	○	6.4	42.7	3,454	617	H25.3.22	457
422-K-075	大西浦(b)	漆生	422-II-007N	○		10.0	30.0	464	120	H25.3.22	457
422-K-076	松山	岩崎	422-I-030N	○	○	17.3	61.4	6,577	1,781	H25.3.22	457

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別警戒区域		最大高さ	最大勾配	警戒 区域面積	特別警戒 区域面積	告示 年月日	告示 番号
					人家	(m)	(度)	(㎡)	(㎡)		
422-K-077	堂ヶ坂(2)ー1	岩崎	422-Ⅰ-031N-1	○	○	7.6	42.3	992	149	H25.3.22	457
422-K-078	堂ヶ坂(2)ー2	岩崎	422-Ⅰ-031N-2	○	○	5.2	67.4	778	150	H25.3.22	457
422-K-079	鷺山	岩崎及び 漆生	422-Ⅰ-041N	○	○	15.6	66.3	12,197	4,107	H25.3.22	457
422-K-080	宮ノ上	岩崎	422-Ⅱ-012N	○	○	8.0	59.9	1,735	351	H25.3.22	457
422-K-081	宮ノ上(2)	岩崎	422-Ⅰ-028N	○	○	10.3	48.5	2,322	564	H25.3.22	457
422-K-082	岩崎(4)	岩崎	422-Ⅰ-029N	○	○	14.5	65.3	3,181	791	H25.3.22	457
422-K-083	西岩崎	岩崎	422-Ⅰ-027N	○	○	8.7	75.4	3,894	591	H25.3.22	457
422-K-084	中小路ー1	岩崎	422-Ⅱ-011N	○	○	8.6	76.4	2,610	409	H25.3.22	457
422-K-085	中小路ー2	岩崎	422-Ⅱ-022N	○	○	8.5	45.0	1,094	308	H25.3.22	457
422-K-086	観音堂ー1	岩崎及び 漆生	422-Ⅱ-021N	○		19.2	43.2	5,749	2,199	H25.3.22	457
422-K-087	市ヶ坂	岩崎	422-Ⅰ-026N	○	○	14.5	70.7	4,193	646	H25.3.22	457
422-K-088	モグラカー1	岩崎	422-Ⅰ-024N-1	○	○	10.1	37.6	1,023	285	H25.3.22	457
422-K-089	モグラカー2	岩崎	422-Ⅰ-024N-2	○		27.9	33.1	5,264	2,118	H25.3.22	457
422-K-090	岩崎ー2	岩崎	422-Ⅱ-009N	○	○	24.1	35.4	10,863	4,109	H25.3.22	457
422-K-091	岩崎ー1	岩崎	422-Ⅱ-010N	○	○	21.2	50.3	9,288	3,440	H25.3.22	457
422-K-092	野添ー1	岩崎	422-Ⅰ-025N	○		6.7	72.6	1,109	91	H25.3.22	457
422-K-093	高鳥井	山野	422-Ⅰ-004N	○		5.0	67.2	266	26	H25.3.22	457
422-K-094	藪狭	山野	422-Ⅱ-003N	○	○	7.9	59.7	1,257	263	H25.3.22	457
422-K-095	山谷	山野	422-Ⅰ-007N	○	○	8.2	42.3	1,554	429	H25.3.22	457
422-K-096	外池	山野	422-Ⅰ-008N	○		8.5	64.3	1,139	231	H25.3.22	457
422-K-097	大西浦(e)	山野	422-Ⅰ-006N	○	○	8.0	51.3	1,732	343	H25.3.22	457
422-K-098	奥立ー2	山野	422-Ⅱ-001N-2	○	○	6.9	67.9	695	95	H25.3.22	457
422-K-099	ヒガシ谷	山野	422-Ⅰ-005N	○	○	13.8	44.2	9,209	3,109	H25.3.22	457
422-K-100	奥立ー1	山野	422-Ⅱ-001N-1	○	○	6.3	70.2	1,167	203	H25.3.22	457
422-K-101	町	山野	422-Ⅱ-002A	○	○	7.1	72.8	1,229	139	H25.3.22	457
423-K-001	野口	下臼井	423-Ⅰ-003A	○	○	15	42	3,549	1,275	H26.1.7	1
423-K-002	古賀谷(2)ー1	下臼井	423-Ⅰ-002A	○		12	68	3,124	73	H26.1.7	1
423-K-003	下臼井西ー2	下臼井	423-Ⅰ-001N	○		7	54	1,542	67	H26.1.7	1
423-K-004	下臼井西ー1	下臼井	423-Ⅰ-001N	○	○	14	58	1,946	529	H26.1.7	1
423-K-005	下臼井西ー4	下臼井	423-Ⅰ-001N	○	○	14	71	2,708	806	H26.1.7	1
423-K-006	下臼井西ー3	下臼井	423-Ⅰ-001N	○	○	16	52	3,824	787	H26.1.7	1
423-K-007	古賀谷(2)ー2	下臼井	423-Ⅰ-002A	○	○	13	48	4,196	1,223	H26.1.7	1
423-K-008	西郷	西郷	423-Ⅰ-011N	○		13	63	3,959	630	H26.1.7	1
423-K-009	井土ー3	西郷	423-Ⅱ-003N			8	51	1,852	－	H26.1.7	1
423-K-010	井土ー2	西郷	423-Ⅱ-003N	○		7	64	1,998	－	H26.1.7	1
423-K-011	井土ー1	西郷	423-Ⅱ-003N	○		16	37	4,147	1,393	H26.1.7	1
423-K-012	井ノ浦	西郷	423-Ⅰ-010N			11	57	1,749	－	H26.1.7	1
423-K-013	向山	西郷	423-Ⅰ-009A			7	65	1,534	－	H26.1.7	1
423-K-014	サヤノモトー2	上臼井	423-Ⅰ-008N	○		10	41	1,892	565	H26.1.7	1
423-K-015	サヤノモトー1	上臼井	423-Ⅰ-008N			5	68	725	－	H26.1.7	1
423-K-016	笹原谷町	上臼井	423-Ⅰ-006A 423-Ⅰ-007A			16	52	7,360	－	H26.1.7	1
423-K-017	熊本	上臼井	423-Ⅰ-016A	○	○	26	45	7,496	2,561	H26.1.7	1

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別警戒区域		最大高さ	最大勾配	警戒 区域面積	特別警戒 区域面積	告示 年月日	告示 番号
					人家	(m)	(度)	(㎡)	(㎡)		
423-K-018	昭嘉(2)	上臼井	423- I -015N			11	48	2,017	-	H26.1.7	1
423-K-019	猪起(3)	上臼井	423- I -014N	○	○	11	47	4,354	1,284	H26.1.7	1
423-K-020	猪起(2)	上臼井	423- I -013N	○	○	25	39	8,370	3,270	H26.1.7	1
423-K-021	猪起(1)	上臼井	423- I -012N	○		47	38	12,682	6,125	H26.1.7	1
423-K-022	昭嘉(1)-1	上臼井	423- I -005N	○		8	38	879	231	H26.1.7	1
423-K-023	昭嘉(1)-2	上臼井	423- I -005N	○		31	41	7,274	3,056	H26.1.7	1
423-K-024	城ノ辻-1	上臼井	423- I -004A	○		22	45	6,425	2,367	H26.1.7	1
423-K-025	城ノ辻-2	上臼井	423- I -004A	○		15	46	4,935	1,497	H26.1.7	1
423-K-026	門前-1	上臼井	423-Ⅱ-002N	○	○	14	47	2,780	915	H26.1.7	1
423-K-027	白水	飯田	423-Ⅱ-001N	○	○	14	41	1,634	560	H26.1.7	1
423-K-028	門前-5	飯田	423-Ⅱ-002N-5	○		7	49	1,165	259	H26.1.7	1
423-K-029	門前-4	飯田	423-Ⅱ-002N-4			5	60	663	-	H26.1.7	1
423-K-030	門前-3	飯田	423-Ⅱ-002N-3			6	62	598	-	H26.1.7	1
423-K-031	門前-2	飯田	423-Ⅱ-002N-2			7	64	1,998	-	H26.1.7	1
424-K-001	野添	牛隈	424- I -001A	○	○	11	46	3,050	848	H23.3.16	453
424-K-002	早川	牛隈	424- I -002A	○	○	12	63	3,913	79	H23.3.16	453
424-K-003	柳ヶ谷-1	牛隈	424- I -003N-1	○	○	10	43	2,218	496	H23.3.16	453
424-K-004	柳ヶ谷-2	牛隈	424- I -003N-2	○	○	19	48	7,610	2,208	H23.3.16	453
424-K-005	春田-1	牛隈	424-Ⅱ-001N	○	○	18	56	10,038	3,236	H23.3.16	453
424-K-006	上山(1)	大隈	424- I -005N	○		15	40	4,020	1,482	H23.3.16	453
424-K-007	庄手-1	上	424- I -013N-1	○	○	36	48	11,706	4,432	H23.3.16	453
424-K-008	庄手-3	上	424- I -013N-3	○	○	25	44	6,854	2,280	H23.3.16	453
424-K-009	庄手-2	上	424- I -013N-2	○	○	29	54	6,550	2,437	H23.3.16	453
424-K-010	政所-1	宮吉	424- I -014N-1	○	○	32	43	5,871	2,043	H23.3.16	453
424-K-011	政所-2	宮吉	424- I -014N-2	○	○	32	41	8,458	3,046	H23.3.16	453
424-K-012	天神-1	宮吉	424- I -015N-1	○	○	25	47	11,339	4,112	H23.3.16	453
424-K-013	天神-3	宮吉	424- I -015N-3	○	○	9	51	1,126	290	H23.3.16	453
424-K-014	天神-2	宮吉	424- I -015N-2	○	○	42	51	7,134	2,981	H23.3.16	453
424-K-015	天神(a)	宮吉	424-Ⅱ-027N	○	○	11	39	1,631	539	H23.3.16	453
424-K-016	天神(b)	宮吉	424-Ⅱ-028N	○	○	11	40	1,800	530	H23.3.16	453
424-K-017	仙道-1	桑野	424- I -021N-1	○		7	50	917	226	H23.3.16	453
424-K-018	仙道-2	桑野	424- I -021N-2	○		39	39	3,671	1,621	H23.3.16	453
424-K-019	掛橋-3	桑野	424-Ⅱ-038N-3	○		19	43	2,649	613	H23.3.16	453
424-K-020	掛橋-1	桑野	424-Ⅱ-038N-1	○	○	52	63	12,509	5,728	H23.3.16	453
424-K-021	掛橋-2	桑野	424-Ⅱ-038N-2	○	○	38	44	5,877	2,328	H23.3.16	453
424-K-022	市野(a)	桑野	424-Ⅱ-041N	○	○	74	41	30,346	18,634	H23.3.16	453
424-K-023	山瀬川-1	桑野	424- I -022N-1	○	○	46	49	3,779	1,665	H23.3.16	453
424-K-024	山瀬川-2	桑野	424- I -022N-2	○	○	87	39	14,817	8,957	H23.3.16	453
424-K-025	市野(b)-1	桑野	424-Ⅱ-042N-1	○	○	39	90	5,528	2,522	H23.3.16	453
424-K-026	市野(b)-2	桑野	424-Ⅱ-042N-2	○		14	90	1,251	186	H23.3.16	453
424-K-027	倉谷-1	桑野	424-Ⅱ-040N	○		23	41	2,847	915	H23.3.16	453
424-K-028	倉谷	桑野	424-Ⅱ-039N	○	○	36	46	17,200	7,001	H23.3.16	453
424-K-029	中野-2	桑野	424-Ⅱ-035A-1	○		40	43	9,666	3,683	H23.3.16	453

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別警戒区域		最大高さ	最大勾配	警戒 区域面積	特別警戒 区域面積	告示 年月日	告示 番号
					人家	(m)	(度)	(㎡)	(㎡)		
424-K-030	中野-3	桑野	424-II-035A-2	○	○	57	40	5,619	2,581	H23.3.16	453
424-K-031	神有-1	桑野	424-II-037N	○		17	48	2,109	626	H23.3.16	453
424-K-032	中野-1	桑野	424-II-036N	○		38	47	26,189	10,918	H23.3.16	453
424-K-033	山口	桑野	424-I-020N	○	○	27	40	12,778	4,879	H23.3.16	453
424-K-034	永天-1	小野谷	424-II-026N	○	○	21	41	8,073	3,002	H23.3.16	453
424-K-035	石井谷	小野谷	424-II-025N	○	○	28	47	15,013	5,495	H23.3.16	453
424-K-036	永天-2	小野谷	424-II-024A-1	○	○	17	59	3,656	1,154	H23.3.16	453
424-K-037	永天-3	小野谷	424-II-024A-2	○	○	17	44	5,557	1,924	H23.3.16	453
424-K-038	永天-4	小野谷	424-II-024A-3	○	○	8	59	1,828	333	H23.3.16	453
424-K-039	所迫	馬見	424-I-017N	○	○	36	44	13,433	5,513	H23.3.16	453
424-K-040	西尾谷(a)	馬見	424-II-022N	○	○	38	39	16,842	7,913	H23.3.16	453
424-K-041	東尾谷-1	馬見	424-II-023N-1	○	○	29	42	12,990	5,176	H23.3.16	453
424-K-042	東尾谷-3	馬見	424-II-023N-3	○	○	29	42	11,061	4,577	H23.3.16	453
424-K-043	東尾谷-2	馬見	424-II-023N-2	○	○	12	39	2,129	757	H23.3.16	453
424-K-044	東馬見-1	馬見	424-II-034N-1	○	○	23	53	2,325	613	H23.3.16	453
424-K-045	東馬見-2	馬見	424-II-034N-2	○	○	23	46	5,063	1,853	H23.3.16	453
424-K-046	東馬見-3	馬見	424-II-034N-3	○		18	39	1,200	441	H23.3.16	453
424-K-047	西尾谷(b)-1	馬見	424-II-033N-1	○		7	51	413	113	H23.3.16	453
424-K-048	西尾谷(b)-2	馬見	424-II-033N-2	○		22	40	2,003	758	H23.3.16	453
424-K-049	荒谷(b)	馬見	424-II-032N	○		28	47	15,312	5,335	H23.3.16	453
424-K-050	荒谷(a)	屏	424-II-031N	○	○	53	46	23,580	11,356	H23.3.16	453
424-K-051	荒谷	屏	424-I-019N	○	○	44	45	13,853	5,832	H23.3.16	453
424-K-052	本村-1	屏	424-II-021N	○	○	23	50	12,824	4,175	H23.3.16	453
424-K-053	堀(2)	屏	424-II-020N	○	○	17	55	6,712	2,232	H23.3.16	453
424-K-054	堀(1)-1	屏	424-I-016A-1	○	○	18	61	5,669	1,841	H23.3.16	453
424-K-055	堀(1)-2	屏	424-I-016A-2	○	○	18	61	10,844	3,182	H23.3.16	453
424-K-056	上椎木(b)-1	椎木	424-II-017N-1	○	○	18	41	3,627	1,320	H23.3.16	453
424-K-057	上椎木(b)-2	椎木	424-II-017N-2	○		8	54	1,919	419	H23.3.16	453
424-K-058	上椎木(b)-3	椎木	424-II-017N-3	○	○	17	54	6,484	2,138	H23.3.16	453
424-K-059	上椎木(a)	椎木	424-II-016N	○	○	17	50	8,081	2,771	H23.3.16	453
424-K-060	山口谷-1	椎木	424-II-015N	○	○	11	68	7,115	2,171	H23.3.16	453
424-K-061	貝島-1-1	中益	424-II-011N-1	○		10	49	2,040	557	H23.3.16	453
424-K-062	貝島-1-2	中益	424-II-011N-2	○	○	17	55	2,234	634	H23.3.16	453
424-K-063	杉坂	大隈町	424-I-011N	○	○	19	50	18,014	6,403	H23.3.16	453
424-K-064	倉屋敷-2	上西郷	424-II-005N	○	○	14	54	12,134	3,514	H23.3.16	453
424-K-065	倉屋敷-1-1	上西郷	424-II-004N-1	○		7	51	514	101	H23.3.16	453
424-K-066	倉屋敷-1-2	上西郷	424-II-004N-2	○	○	7	51	1,232	316	H23.3.16	453
424-K-067	倉屋敷	上西郷	424-II-003N	○	○	10	48	2,184	648	H23.3.16	453
424-K-068	井の浦(1)	芥田	424-I-010N	○	○	11	48	5,787	1,810	H23.3.16	453
424-K-069	井の浦(2)-1	芥田	424-I-009N-1	○	○	13	59	4,238	1,343	H23.3.16	453
424-K-070	井の浦(2)-2	芥田	424-I-009N-2	○	○	23	64	15,010	5,051	H23.3.16	453
424-K-071	溝口	芥田	424-I-008N	○	○	22	53	17,823	6,311	H23.3.16	453
424-K-072	一丁五反-1	千手	424-II-010N	○	○	32	41	11,167	6,774	H23.3.16	453

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所 番号	特別警戒区域		最大高さ	最大勾配	警戒 区域面積	特別警戒 区域面積	告示 年月日	告示 番号
					人家	(m)	(度)	(㎡)	(㎡)		
424-K-081	古屋敷	泉河内	424-II-029N	○	○	33	51	8,209	3,033	H23.3.16	453
424-K-082	泉河内-1	泉河内	424-II-012N-1	○	○	41	51	11,212	4,342	H23.3.16	453
424-K-083	泉河内-2	泉河内	424-II-012N-2	○		41	51	15,343	7,531	H23.3.16	453
424-K-084	上才田-1	嘉徳才田	424-I-006N-1	○	○	41	58	26,818	11,720	H23.3.16	453
424-K-085	上才田-2	嘉徳才田	424-I-006N-2	○	○	24	37	14,680	5,849	H23.3.16	453
424-K-086	才田(b)-1	嘉徳才田	424-II-013A-1	○	○	25	45	15,300	5,354	H23.3.16	453
424-K-087	才田(b)-2	嘉徳才田	424-II-013A-2	○		24	39	6,695	2,593	H23.3.16	453
424-K-088	才田(a)	嘉徳才田	424-II-009N	○	○	22	52	11,707	4,033	H23.3.16	453
424-K-089	大力-1	嘉徳才田	424-II-008N	○	○	33	43	41,121	15,070	H23.3.16	453
424-K-090	迎原-4	嘉徳才田	424-I-004N-4	○		19	45	7,916	2,726	H23.3.16	453
424-K-091	迎原-3	嘉徳才田	424-I-004N-3	○		26	45	1,853	649	H23.3.16	453
424-K-092	迎原-2	嘉徳才田	424-I-004N-2	○	○	7	42	788	180	H23.3.16	453
424-K-093	迎原-1	嘉徳才田	424-I-004N-1	○		30	59	24,070	8,735	H23.3.16	453
424-K-094	九郎原-1-2	九郎原	424-II-002N-2	○	○	23	48	9,414	3,608	H23.3.16	453
424-K-095	九郎原-1-1	九郎原	424-II-002N-1	○	○	14	48	4,742	1,340	H24.3.30	643
424-K-096	山口谷	椎木	424-I-012N	○	○	25	50	17,407	6,036	H24.3.30	643
424-K-097	木城(3)	大隈	208-I-064N	○	○	19	42	2,856	1,173	H24.3.30	643
424-K-099	一丁五反	千手	424-I-007N	○		15	56	9,269	424	H30.1.30	70

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

(地すべり)

令和6年3月現在

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所 番号	ブロック 名	特別警戒 区域		ランク 区分	長さ	幅	警戒 区域面積	特別警戒 区域面積	告示 年月日	告示 番号
						人家		(m)	(m)	(㎡)	(㎡)		
208-J-001	西川	上山田	66	A	-	-	B	65	111	11,898	-	H24.3.30	643
				B	-	-	B	52	51	4,662	-		
				C	-	-	B	65	111	17,268	-		
208-J-002	中央	上山田	67	A	-	-	B	73	41	5,433	-	H24.3.30	643
				B	-	-	B	114	59	11,747	-		
				C	-	-	B	73	47	6,537	-		
				D	-	-	B	71	78	10,216	-		
				E	-	-	B	58.0	46.0	4,145	-		
424-J-001	泉河内	泉河内	68	a	-	-	C	131	57	13,560	-	H23.3.16	453
				b	-	-	C	223	66	15,250	-		
208-J-003	上山田	上山田	208-NJ-001	A	-	-	B	120	57	10,556	-	R3.6.18	631
				B	-	-	C	95	38	6,547	-		
				C	-	-	C	80	53	6,939	-		
				D	-	-	C	77	30	4,089	-		
				E	-	-	C	50	32	2,728	-		
				F	-	-	C	46	43	3,465	-		
				G	-	-	C	29	39	2,087	-		
				H	-	-	C	69	42	5,291	-		
				I	-	-	C	63.9	40.0	4,478	-		

(福岡県地域防災計画 災害危険箇所編)

2-1 嘉麻市防災行政無線

令和7年1月現在

1 親局設備 60MHz帯(10W)

種別	呼出名称	設置場所(常置)	
		名称	所在地 (嘉麻市)
固定局	ぼうさいかまし	嘉麻市役所	岩崎1180-1

2 基地局設備 400MHz帯(0.5W)

陸上移動局携帯型(5W)

種別	分団	配備先	番号	備考
移動局	本部分団	本部分団長	かましぼうさい121	
		本部分団	かましぼうさい150	
			かましぼうさい151	
	第1分団	分団長	かましぼうさい162	
		上山田分隊	かましぼうさい122	
			かましぼうさい123	
		下山田分隊	かましぼうさい124	
			かましぼうさい125	
		熊ヶ畑分隊	かましぼうさい126	
			かましぼうさい127	
		大橋分隊	かましぼうさい128	
			かましぼうさい129	
	第2分団	分団長	かましぼうさい115	
		山野分隊	かましぼうさい134	
			かましぼうさい135	
		岩崎分隊	かましぼうさい136	
			かましぼうさい137	
		口春分隊	かましぼうさい140	
			かましぼうさい141	
		漆生分隊	かましぼうさい144	
			かましぼうさい145	
	第3分団	分団長	かましぼうさい131	
		鴨生分隊	かましぼうさい138	
			かましぼうさい139	
		平分隊	かましぼうさい142	
			かましぼうさい143	
		鴨生町分隊	かましぼうさい146	
			かましぼうさい147	
	第4分団	分団長	かましぼうさい132	
		飯田分隊	かましぼうさい112	
			かましぼうさい165	
		上臼井分隊	かましぼうさい114	
			かましぼうさい166	
		下臼井分隊	かましぼうさい116	
			かましぼうさい117	
	第5分団	分団長	かましぼうさい133	
		中益分隊	かましぼうさい164	
		大隈町分隊	かましぼうさい156	
			かましぼうさい157	
		牛隈分隊	かましぼうさい158	
			かましぼうさい159	

種別	分団	配備先	番号	備考
移動局	第6分団	分団長	かましぼうさい148	
		桑野分隊	かましぼうさい172	
		宮吉分隊	かましぼうさい152	
			かましぼうさい153	
		馬見分隊	かましぼうさい154	
			かましぼうさい155	
		椎木分隊	かましぼうさい118	
	第7分団	分団長	かましぼうさい149	
		九郎原分隊	かましぼうさい119	
		泉河内分隊	かましぼうさい167	
		千手分隊	かましぼうさい160	
			かましぼうさい161	
	稲築	防災対策課	かましぼうさい163	課内
			かましぼうさい120	課内
			かましぼうさい130	課内
			かましぼうさい110	課内
			かましぼうさい111	課内
			かましぼうさい171	課内
			かましぼうさい113	課内
			かましぼうさい169	課内
			かましぼうさい168	課内
			かましぼうさい170	課内
			かましぼうさい173	
			かましぼうさい174	
			かましぼうさい175	
			かましぼうさい176	

2-2 水防倉庫

令和3年1月現在

水防倉庫名	所在地 (嘉麻市)
碓井水防倉庫	上臼井446-1「碓井庁舎敷地内倉庫」
山田水防倉庫	上山田1403-11「山田防災センター内」
稲築水防倉庫	①岩崎743「社会保険稲築病院裏側土木課倉庫内」 ※土のうのみ
	②岩崎1248-1「稲築公民館前倉庫」
	③鴨生1081-2「鴨生町町内公民館駐車場敷倉庫左側」 ※土のうのみ
嘉穂水防倉庫	宮吉528「旧宮野小学校内」

資材名	碓井	山田	稲築	嘉穂	計
トラック	1		4		5
小型又はジープ	3	6	12	11	32
一輪車		5			5
カケヤ			6		6
スコップ	3	34	12		49
ハンマー			2		2
ツルハシ	9	2	4		15
カキ板	1	24	11		36
クワ	3	2	4		9
カマ			5		5
トビロ		4	2		6
照明灯				46	46
土のう袋	100	100	100	2,400	2,700
杭丸太	300	150			450
ブルーシート	10		15	200	225
ロープ(巻)	5	12	5		22

※資材は各庁舎や消防格納庫等に備蓄している資材を含む。

2-3 給水タンク保有状況

令和3年1月現在

種 類	個数(基)	備 考
給水タンク	2t	1
	1t	13
	0.5t	3

2-4 水道施設

令和3年1月現在

配水池

地区名	名称	所在地 (嘉麻市)	配水能力 (m ³ /日)	配水池容量 (m ³)	池数
山田地区	長原	熊ヶ畑 2248	60	54	2
	熊ヶ畑	熊ヶ畑 2077-76	160	130	2
	尾浦	上山田 86-1	360	275	2
	柿ノ木第一	上山田 377-28	1,630	900	2
	柿ノ木第二	上山田 377-28	2,370	1,271	1
	猪之鼻	上山田 1063-6	250	98	1
	吉庵	下山田 193-1	70	13	1
稲築地区	貴船	鴨生 848-2	1,060	300	1
	黒田	漆生 2338-1	1,344	500	1
	十郎山	漆生 401-2 ほか	886	342	1
	稲築	平 344-2 ほか	6,000	3,100	2
碓井地区	上臼井	上臼井 513	1,400	476	1
	中谷	漆生 2008-3	1,400	594	2
嘉穂地区	主	中益 120	1,193	550	1
	副	上 816-2	149	150	1
	牛隈	漆生 60-2	818	450	1

浄水場

地区名	名称	所在地 (嘉麻市)	可能給水量 (m ³ /日)	日生産量 (m ³ /日)	備考
山田地区	上山田	上山田 86-1	3,900	3,296	H17 年度、 1日平均浄水量
稲築地区	漆生	漆生 1647 他	7,500	5,346	〃
碓井地区	中谷	漆生 2008-3	1,400	1,032	〃
	上臼井	上臼井 520	1,400	803	〃
嘉穂地区	中益	中益 576-1	2,160	1,890	〃

水源

地区名	名称	所在地 (嘉麻市)	取水能力 (m ³ /日)	送水先	備考
山田地区	堤2号	熊ヶ畑 2555-1	425	上山田浄水場	
	堤1号	熊ヶ畑 2453-3	425	〃	
	中馬場	熊ヶ畑 2624-1	565	〃	
	サヤ1号	上山田 52-1	425	〃	
	山田川取水	上山田 29-1	3,550	〃	
稲築地区	鴨生取水	口春 18-2	2,332	鴨生浄水場	
	第一取水	漆生 1735-1 他	2,000	漆生浄水場	
	第二取水	漆生 1539-2 他	4,600	〃	
	漆生取水	漆生 1746-1	518	〃	
	中鶴浅井戸	漆生 1729	735	〃	
	渡辺鉦浅井戸	漆生 1883-5	600	〃	
	猫尻浅井戸	漆生 1844-2	600	〃	
碓井地区	中谷	漆生字中谷 2008-3	1,400	中谷浄水場	
	光代	光代 870-2	1,409	上山田浄水場	
嘉穂地区	嘉穂	中益 576-1	2,286	中益浄水場	

ポンプ場

地区名	名称	所在地 (嘉麻市)	備考
山田地区	長原増圧	熊ヶ畑 850	
	白木増圧	熊ヶ畑 457-1	
	熊ヶ畑加圧	熊ヶ畑 2517-9	
	尾浦第一加圧	上山田 211-52	
	尾浦第二加圧	上山田 198-24	
	木城加圧	上山田 730-3	
	筑紫増圧	上山田 685-4	
	猪ノ鼻加圧	上山田 1065-23	
	大谷加圧	上山田 1138-80	
	観音谷加圧	下山田 328-1	
	原町加圧	上山田 1293	
	野球場加圧	下山田 135-1	
嘉穂地区	第一加圧	大隈 286-2	

その他

地区名	名称	所在地 (嘉麻市)	備考
稲築地区	鴨生汚泥処理施設	鴨生 449-1	
	第二取水電機室	漆生 1539-2	
	表流水沈砂池+取水施設	漆生 1746-1	
	導水管・送水管水管橋		
碓井地区	光代水源ポンプ室	光代 870-2	

2-5 指定緊急避難場所

令和3年1月現在

名 称	所 在 地 (嘉麻市)	敷地面積 (㎡)	収容可能 人員(人)
(旧小学校グラウンド)			
嘉麻市宮野グラウンド	宮吉533番地1	8,990	4,490
嘉麻市山田友愛グラウンド	上山田490番地3	5,130	2,560
嘉麻市碓井グラウンド	下臼井1041番地	15,714	7,850
嘉麻市大隈グラウンド	大隈町724	5,723	2,860
足白農泊施設駐車場	馬見587番地	3,306	1,650
嘉麻市千手グラウンド	千手1253番地1	4,114	2,050
嘉麻市泉河内グラウンド	泉河内617番地1	1,822	910
(都市公園)			
漆生児童公園	漆生1575番地2	1,639	810
稲築鴨生公園	鴨生418番地6	19,099	9,540
稲築町制40周年記念公園	平959番地1	31,992	15,990
稲築山野運動公園	山野2009番地1	69,020	34,510
(運動施設)			
嘉穂総合運動公園 嘉穂陸上競技場	上西郷1482-1	17,261	8,630
山野運動公園内野球場	山野2009	19,000	9,500
稲築野球場	岩崎61	15,205	7,600
碓井野球場	上臼井775	11,977	5,980
嘉穂野球場	大隈町659	12,630	6,310
(嘉麻市公園)			
山田市民公園	上山田381番地45	11,080	5,540
山田鶴谷住宅団地内公園	上山田528番地56	556	270
山田サワラテ緑道公園	上山田1324番地3	1,650	820
山田下山田(山下)公園	下山田457番地1	2,435	1,210
山田望が丘第一公園	下山田34番地12	585	290
山田望が丘第二公園	上山田1250番地108	1,579	780
山田百々谷公園	上山田1607番地9	145	70
稲築鴨生駅跡公園	鴨生1081番地5	3,433	1,710
稲築漆生駅跡公園	漆生1482番地3	1,243	620
稲築銭代坊ちびっこ広場	平1414番地93	2,695	1,340
稲築漆生工場団地内公園	漆生1111番地17	1,342	670
稲築山野ポケット公園	山野632番地16	415	200
稲築下鴨生駅前広場	鴨生864番地110	1,249	620
稲築次郎五郎広場	山野2163番地12	1,143	570
稲築大界ポケット広場	鴨生156番地162	212	100
碓井光代橋公園	西郷881番地1	2,266	1,130
嘉穂牛隈交通公園	牛隈1961番地10	4,061	2,030

名 称	所 在 地 (嘉麻市)	敷地面積 (㎡)	収容可能 人員(人)
(児童遊園)			
山田中央児童遊園	上山田1218番地1	558	270
山田猪ノ鼻児童遊園	上山田1051番地	920	460
山田昭和児童遊園	上山田1188番地2	760	380
山田尾浦児童遊園	上山田150番地1	1,052	520
山田小富士児童遊園	上山田812番地108	4,926	2,460
山田原町児童遊園	上山田1290番地43	530	260
山田鶴谷住宅団地児童遊園	上山田528番地59	556	270
山田筑紫児童遊園	上山田(固有地内)	406	200
山田日吉児童遊園	下山田844番地1	900	450
山田長野児童遊園	下山田190番地4	550	270
稲築鴨生児童遊園	鴨生179番地1	991	490
稲築山野児童遊園	山野1353番地1	1,833	910
稲築松山児童遊園	岩崎346番地	1,180	590
稲築新屋敷児童遊園	岩崎263番地1	1,080	540
稲築次郎五郎児童遊園	山野2148番地1	1,247	620
稲築漆生東児童遊園	漆生1270番地18	1,989	990
稲築銭代坊児童遊園	平1372番地52	1,364	680
稲築枝坂児童遊園	鴨生367番地74	1,351	670
稲築宮地児童遊園	平1039番地	900	450
稲築緑ヶ丘児童遊園	平950番地130	1,904	950
稲築平東児童遊園	平654番地125	1,585	790
稲築平第一児童遊園	平898番地1	1,249	620
稲築樋渡児童遊園	山野1119番地1	223	110
稲築口春児童遊園	口春502番地1	853	420
稲築嘉麻児童遊園	漆生598番地1	1,263	630
稲築新山野児童遊園	口春709番地68	878	430
稲築楠木児童遊園	口春467番地10	131	60
稲築東西浦児童遊園	漆生2305番地38	384	190
稲築別田児童遊園	鴨生120番地52	555	270
稲築福寿台児童遊園	山野135番地88	597	290
稲築桜ヶ丘児童遊園	平1480番地18	510	250
稲築白門第一児童遊園	鴨生880番地4	837	410
稲築白門第二児童遊園	鴨生880番地16	1,033	510
稲築田中児童遊園	山野1709番地7	259	120
稲築阿弥陀ヶ峯児童遊園	漆生898番地3	411	200
稲築ひまわり団地児童遊園	山野2373番地118	331	160
稲築藤田児童遊園	山野1000番地2	371	180
稲築沖出児童遊園	漆生528番地15	173	80
稲築才田日吉児童遊園	稲築才田239番地1	1,662	830
稲築鴨生町団地内児童遊園	鴨生156番地110	468	230
稲築なつきヶ丘団地児童遊園	鴨生122番地41	1,367	680
稲築二川町児童遊園	漆生1362番地1	422	210
碓井西郷児童遊園	西郷756番地2	1,794	890

名 称	所 在 地 (嘉麻市)	敷地面積 (㎡)	収容可能 人員(人)
碓井飯田児童遊園	飯田302番地2	1,897	940
碓井下臼井東児童遊園	下臼井892番地3	1,730	860
碓井上臼井上児童遊園	上臼井1510番地3	1,123	560
碓井下臼井西児童遊園堤ヶ谷	下臼井1091番地1	1,176	580
碓井下臼井西児童遊園納骨堂下	下臼井1271番地33	556	270
碓井下臼井西B団地集会所前	下臼井1270番地42	1,988	990
碓井下臼井西古賀の谷団地内駐車場	下臼井1270番地148	370	180
碓井新道児童遊園跨線橋横	下臼井1072番地3	825	410
碓井熊本児童遊園納骨堂前	飯田462番地	1,470	730
碓井出川児童遊園出川集会所前	西郷846番地1	1,337	660
碓井出川児童遊園出川団地内	西郷986番地2	620	300
碓井上臼井東児童遊園納骨堂前	上臼井395番地1	1,786	890
碓井上臼井東児童遊園上臼井東第2集会所	上臼井287番地3	208	100
碓井下臼井東部児童遊園東部公民館前	下臼井25番地3	1,063	530
碓井塚田児童遊園塚田集会所横	光代219番地	1,559	770
碓井六四田集会所横	西郷440番地	1,465	730
碓井笹原児童遊園笹原集会所前	上臼井1942番地1	1,244	620
碓井笹原炭住24号横駐車場	上臼井1935番地2	374	180
碓井昭嘉公民館前駐車場	上臼井949番地1	890	440
碓井南ヶ丘児童遊園集会所前	下臼井1270番地2	1,043	520

2-6 指定避難所

令和3年4月現在

地区名	施設名	所在地 (嘉麻市)	床面積 (㎡)	収容可能 人員(人)	電話番号 (0948)	指定避難所 (兼 指定緊急避難場所)	
						風水害	地震
稲築西	稲築西小学校	口春615	661	330	42-0003	○	○
	稲築中学校	口春629	1,695	847	42-0023	○	○
	稲築志耕館高等学校	岩崎1318-1	2,128	1,064	42-1313	○	○
	なつき文化ホール	岩崎63-8	351	175	42-1535	○	○
	稲築西児童館	岩崎1042-1	204	102	42-1206	○	○
	稲築社会福祉センター(老人憩の家)	岩崎1117-2	367	183	42-1413	○	×
	稲築保健センター*	岩崎1143-3	350	174	42-7068	○	○
	稲築文化ふれあい伝承館	山野1619-4	115	57	43-1737	○	○
稲築東	稲築東小学校	平1429-1	778	389	42-0004	○	○
	稲築東中学校	平1536	1,507	753	42-0130	○	○
	嘉徳特別支援学校	鴨生328-1	500	250	42-1511	○	○
	稲築武道館	鴨生435-1	692	346	42-1177	×	○
	ふるさと交流館「なつきの湯」	鴨生24-10	133	66	20-5003	○	○
	地域子育て支援センター(鴨生 保育所内併設)	鴨生29-53	85	30	83-5263	○	○
下山田	下山田小学校	下山田341	967	483	52-0309	○	○
	山田中学校	下山田2	1,743	871	52-0077	○	○
上山田	上山田小学校	上山田502-36	1,042	521	52-0115	○	○
	上山田住民ホール	上山田1515	255	127	52-2535	○	○
	山田生涯学習館	上山田1347-10	320	159	52-0265	○	○
	サルビアパーク	上山田352	1,541	770	52-1115	○	○
	山田市民センター*	上山田451-3	577	288	52-1810	○	○
	山田武道館	上山田490-2	510	255	52-0265	○	○
熊ヶ畑	熊ヶ畑小学校	熊ヶ畑2128	323	161	52-1331	○	×
	山田地区公民館熊ヶ畑分館	熊ヶ畑2173-1	407	203	52-0104	○	○
	山田活性化センター	熊ヶ畑2141-1	104	51	53-1897	○	○
碓井	碓井小学校	上臼井868	1,252	625	62-2031	○	○
	碓井中学校	平山440	1,403	701	62-2035	×	○
	碓井住民センター	上臼井446-1	324	162	62-5722	○	○
	うすい人権啓発センターあかつき*	下臼井1012-2	223	111	62-3337	○	○
	碓井地区公民館	下臼井1050-19	130	65	62-5687	○	○
牛隈	牛隈小学校	牛隈2470-8	517	258	57-0153	○	○
	下牛隈公民館	牛隈2058-1	184	90	—	○	○
	嘉徳第二児童館	牛隈2534-7	106	53	57-1607	○	○
嘉徳	嘉徳小学校	大隈町1215	1,160	580	57-0100	×	○
	嘉徳中学校	上西郷376	1,550	774	57-0257	○	○
	嘉徳地区公民館宮野分館	宮吉538-1	175	87	57-4111	○	○
	宮野体育館	宮吉524-4	498	248	—	○	○
	嘉徳老人福祉センター	大隈町1183-1	474	237	57-0184	×	○
	夢サイトかほ	大隈町1228-1	698	348	57-0080	×	○
	嘉徳隣保館	大隈町722	230	115	57-0032	○	○
	大隈体育館	大隈町724	1,248	624	—	○	○
	嘉徳総合体育館*	上西郷1482-1	1,843	921	57-4850	○	○
	嘉徳地区公民館足白分館	馬見584-4	169	84	57-0070	○	×
	千手体育館	千手1253-1	536	267	—	×	○
	嘉徳地区公民館千手分館	千手1776-1	101	50	57-2504	○	×
	泉河内体育館	泉河内617-1	518	259	—	×	○
	はせ一里館	嘉徳才田1579-25	60	30	57-3104	○	○

注) * は福祉避難所を示す。

2-7 福祉施設

【要配慮者施設】

令和3年4月現在

番号	地域名	施設名称等	所在地 (嘉麻市)	サービス種類	電話番号 (0948)	浸水L2 3.0m-5.0m の区域	土砂災害
1	稲築西	笑顔満開はなことば稲築	岩崎503-1	デイサービス	43-8480	3.0m-5.0m の区域	
2	稲築西	デイサービスこもれび	口春500-1	デイサービス	42-0031		
3	稲築西	小規模多機能ホーム彩 嘉麻市事業所	口春732-8	小規模多機能型居宅介護施設	42-7788		
4	稲築西	社会保険稲築病院 介護サービスセンター いなつきデイケアセンター	口春744-1	デイケア	43-0755		
5	稲築西	社会保険稲築病院 デイサービスセンター	〃	デイサービス	43-0755		
6	稲築西	社会保険稲築病院 介護医療院いなつき	〃	介護医療院	42-1110		
7	稲築西	アベニール・デイ ちやい夢	山野1278-31	デイサービス	42-1003		
8	稲築西	ハーモニーデイサービス嘉麻	山野2005-28	デイサービス	43-4800		
9	稲築西	稲穂園	山野2373-116	軽費老人ホーム	42-6500		
10	稲築西	特別養護老人ホーム 第二稲穂園	山野2373-145	介護老人福祉施設	43-1801		
11	稲築西	第二稲穂園 デイサービスセンター	〃	デイサービス	43-1801		
12	稲築西	東ヶ丘デイサービスセンター ひばり	漆生1317-26	デイサービス	42-5400		
13	稲築西	金丸医院	漆生1603	デイケア	42-0035	3.0m-5.0m の区域	
14	稲築西	特別養護老人ホーム 松寿園	漆生2338-1	介護老人福祉施設	42-1408		急傾斜地Y
15	稲築西	松寿園 デイサービスセンター	〃	デイサービス	42-2200		

番号	地域名	施設名称等	所在地 (嘉麻市)	サービス種類	電話番号 (0948)	浸水L2	土砂災害
16	稲築西	デイサービスセンターちやい夢	漆生589-9	デイサービス	42-1760		
17	稲築東	愛恵病院通所リハビリテーション	鴨生222	デイケア	42-6579	0.5m-3.0m の区域	
18	稲築東	グループホーム嘉穂やすらぎ	鴨生476-6	グループホーム	42-1555	3.0m-5.0m の区域	
19	稲築東	シルバークエア嘉穂	鴨生480-1	介護老人保健施設	43-1777	3.0m-5.0m の区域	
20	稲築東	シルバークエア嘉穂	〃	デイケア	43-0011		
21	稲築東	平野医院デイサービスセンター	鴨生651-4	デイサービス	42-0697	3.0m-5.0m の区域	
22	稲築東	グループホーム 鴨生の里	鴨生693-1	グループホーム	42-2790	3.0m-5.0m の区域	
23	稲築東	グループホーム けやき	鴨生94-19	グループホーム	42-7578		
24	稲築東	デイサービスこころの森	鴨生94-28	デイサービス	42-6644		
25	稲築東	グループホーム えださか	平1492-1	グループホーム	42-3020		
26	稲築東	ライフステイなつき	鴨生94-19	介護付有料老人ホーム	42-7585		
27	下山田	軽費老人ホーム 三光園	下山田1038	軽費老人ホーム	53-2672		急傾斜地R
28	下山田	デイサービスにぎわい荘	下山田336	デイサービス	53-0839		急傾斜地R
29	下山田	グループホームやまだ桜の郷	下山田715-1	グループホーム	53-1278		
30	下山田	デイサービスやまだ桜の郷	〃	デイサービス	53-1278	0.5m-3.0m の区域	
31	下山田	グループホーム嘉穂の杜	下山田715-13	グループホーム	53-3330		急傾斜地R
32	上山田	グループホームひかりの里	上山田1094-84	グループホーム	52-0101		

番号	地域名	施設名称等	所在地 (嘉麻市)	サービス種類	電話番号 (0948)	浸水L2	土砂災害
33	上山田	嘉麻赤十字病院デイケアセンター	上山田1237	デイケア	52-0861		地すべりY
35	上山田	大塚病院	上山田1440-7	介護医療院	52-0871		
36	上山田	山田慈恵会ケアハウスやまだきしろ	上山田531-21	軽費老人ホーム	53-0028		
37	上山田	特別養護老人ホーム たちばな苑	上山田818-18	介護老人福祉施設	52-1477		急傾斜地Y
38	上山田	たちばな苑デイサービスセンター	〃	デイサービス	52-1477		急傾斜地Y
39	上山田	介護医療院 ふくろうの森	上山田1287	介護医療院	52-0577		
40	碓井	通所介護 うすいの里	下臼井1055	デイサービス	62-5149		
41	碓井	グループホーム うすい	下臼井1082	グループホーム	62-2700		
43	碓井	嘉麻 良創夢デイサービスセンター	飯田511-1	デイサービス	20-8021		
44	碓井	デイサービス すまいる	平山11-1	デイサービス	20-8070		
45	碓井	グループホームこすもす	平山16	グループホーム	62-5044		
46	碓井	特別養護老人ホーム 筑豊園	平山548	介護老人福祉施設	62-5020		土石流Y
47	牛隈	健康リハビリテーション内田病院	牛隈2510-4	デイケア	57-3268		
48	牛隈	デイサービスセンターつつじの丘	牛隈2510-98	デイサービス	57-1008		
49	牛隈	グループホーム つつじの丘	〃	グループホーム	57-4150		
50	大隈	デイサービスあさひ	中益219-1	デイサービス	57-2210		
51	大隈	鎌田病院デイサービスセンター	中益420-1	デイサービス	57-3533	0.5m-3.0m の区域	

番号	地域名	施設名称等	所在地 (嘉麻市)	サービス種類	電話番号 (0948)	浸水L2	土砂災害
52	足白	特別養護老人ホーム ひまわり園	馬見64-2	介護老人福祉施設	57-3456		
53	足白	地域密着型特別養護老人ホーム ユニットひまわり	〃	介護老人福祉施設	57-3456		
54	足白	介護老人保健施設 ほ乃ぼの園通所	〃	デイケア	57-0505		
55	足白	介護老人保健施設 ほ乃ぼの園	〃	介護老人保健施設	57-0505		
56	宮野	グループホーム ほたるの里	桑野2639-1	グループホーム	57-3111	河岸浸食	
57	稲築西	障がい福祉サービスふくたん	岩崎1253-6	就労継続支援(B型)	42-6620	0.5m-3.0m の区域	土石流Y
58	稲築西	障害者支援施設 三愛園	岩崎1373-2	施設入所支援、生活介護、短期入所	83-8200		
59	稲築西	就労継続支援B型 さんあいファーム	岩崎1379-32	就労継続支援(B型)	83-8200		
60	稲築西	障がい者デイサービスセンター サンライズ	岩崎1379-31	生活介護、障害児通所施設	83-8201		
61	稲築西	グループホームいーぜる	口春656-5	共同生活援助	43-3420		
62	稲築西	シヅキ福祉工場	口春682-9	就労継続支援(A型)	43-0010		
63	稲築西	共同生活援助 あるく	口春735-3	共同生活援助	42-8162		
64	稲築西	セルブ清浄	口春682-10	就労移行支援(一般型)、就労継続支援(B型)	43-0010		
65	稲築西	就労支援センターはなまる	山野1222-1	就労継続支援(B型)	42-5137	0.5m-3.0m の区域	
66	稲築西	第二清浄ホーム	漆生1061-1	共同生活援助	42-4350		
67	稲築西	第一清浄ホーム	漆生1061-5	共同生活援助	42-4350		
68	稲築西	第三清浄ホーム	漆生1062-1	共同生活援助	42-4350		

番号	地域名	施設名称等	所在地 (嘉麻市)	サービス種類	電話番号 (0948)	浸水L2	土砂災害
69	稲築西	障がい者支援施設 清浄学園	漆生1062-7	施設入所支援、就労継続支援(B型)、生活介護、短期入所	42-4350		
70	稲築西	放課後等デイサービス事業所 なのほな	漆生1270-22	障害児通所施設	83-8607		
71	稲築西	共同生活援助事業所ひばり	漆生1270-33	共同生活援助、短期入所	83-8616		
72	稲築西	多機能型児童発達支援事業所 ひばり	〃	障害児通所施設	83-8607		
73	稲築西	多機能型児童発達支援事業所 ひばり 放課後デイサービス	〃	放課後デイサービス	83-8607		
74	稲築西	ワークサポートひばり	漆生1322-19	就労継続支援(B型)	83-5110		
75	稲築西	リハビリセンターひばり	漆生1322-22	自立訓練(生活訓練)、就労移行支援(一般型)、生活介護	83-8616		
76	稲築西	トライ	漆生1555-1	就労移行支援(一般型)、就労定着支援	62-5500	5.0m-10.0mの区域	
77	稲築西	なごみ	〃	就労継続支援(B型)	42-0753	5.0m-10.0mの区域	
78	稲築西	ばる・めどう	漆生894-32	障害児通所施設	42-8638		
79	稲築西	放課後等デイサービス サンライズ キッズ	岩崎1379-31	放課後デイサービス	83-8200		
80	稲築東	児童デイサービスりあん(嘉麻店)	鴨生472-7	障害児通所施設	43-8721	3.0m-5.0mの区域	
81	稲築東	さくらんぼ	鴨生508-1	就労継続支援(A型)	42-3636	0.5m-3.0mの区域	
82	稲築東	誠心園	平54	就労継続支援(B型)、生活介護	20-5090		
83	稲築東	誠心園グループホーム	平56-1	共同生活援助、短期入所	20-5090	0.5m-3.0mの区域	

番号	地域名	施設名称等	所在地 (嘉麻市)	サービス種類	電話番号 (0948)	浸水L2	土砂災害
84	下山田	ナナセカンパニー	下山田224-12	就労継続支援(A型)	53-1133		土石流Y
85	下山田	生活介護事業所 暖	下山田366	生活介護	52-2411	0.5m-3.0m の区域	
86	下山田	ナナセカンパニー	下山田469-7	就労継続支援(B型)	53-1133		
87	上山田	山田学園	上山田1094-116	就労継続支援(B型)	53-1305		
88	上山田	グループホーム 恵寿	上山田1094-93	共同生活援助、短期入所	53-2882		
89	上山田	ベース嘉麻	上山田1359-1	共同生活援助	52-2420		急傾斜地Y
90	上山田	どこでもdoor	上山田850-87	就労継続支援(B型)	52-2520		
91	上山田	筑豊学園	上山田531-94	施設入所支援、生活介護、短期入所	53-2930		
92	上山田	ビッグライト	上山田818-18	就労継続支援(B型)	0947-50-8336		急傾斜地Y
93	熊ヶ畑	シルバーハウス	熊ヶ畑2539-2	共同生活援助	42-5753		急傾斜地Y
94	碓井	つばさ学園	下臼井1012-3	施設入所支援、生活介護、短期入所	62-5500		
95	碓井	とうきびの家	下臼井996-4	共同生活援助	62-5500	0.5m-3.0m の区域	
96	碓井	こもれび	光代332-1	就労継続支援(B型)	62-5585	0.5m未満 の区域	
97	碓井	社会福祉法人 東田川福祉会 碓井学園	光代293-3	就労継続支援(B型)	62-5560	0.5m-3.0m の区域	
98	碓井	自立支援センターうすい	飯田159-5	自立訓練(生活訓練)	62-3200		
99	碓井	誠愛学園	飯田336-1	就労継続支援(B型)、生活介護	62-5744		
100	碓井	生活介護すまいる	飯田395-2	生活介護	20-8300		

番号	地域名	施設名称等	所在地 (嘉麻市)	サービス種類	電話番号 (0948)	浸水L2	土砂災害
101	碓井	ミライステップ	飯田396-1	共同生活援助	20-8300		
102	碓井	らそらむ発達支援ルーム らいぐ嘉麻店	飯田511-1	児童発達支援	20-8021		
103	碓井	嘉麻燦燦	平山322-1	共同生活援助	43-8805		
104	牛隈	うしくま	牛隈1373-4	就労継続支援(B型)、生活介 護	57-2040		
105	牛隈	第2なのみ荘	牛隈1712-6	就労継続支援(B型)、共同生 活援助	57-2040		
106	牛隈	さくら学園	牛隈1712-7	短期入所	57-2207		
107	牛隈	第2さくら学園	牛隈1706-3	施設入所支援、生活介護、短 期入所	57-4188		
108	牛隈	さくら学園	牛隈1712-7	施設入所支援、生活介護	57-2207		
109	大隈	多機能型事業所すけちぶつく	中益302-1	就労移行支援(一般型)、就 労継続支援(B型)	57-1200		

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、平成29年6月に「水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)」が施行され、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられた。

注) 土砂災害は、特別警戒区域:R、警戒区域:Y

注) 浸水L2は、遠賀川水系遠賀川浸水想定区域図(国、県管理区間)、遠賀川水系

泉河内川浸水想定区域図(県管理区間)による。…県管理区間該当なし

2-8 病院・医科診療所

【要配慮者施設】

令和3年4月現在

施設名	所在地 (嘉麻市)	電話番号 (0948)	救急告示	備考	浸水L2	土砂災害
(県下全域基幹災害拠点病院)	福岡市中央区地行浜1-8-1	092-852-0700	○	救命救急センター		
独立行政法人国立病院機構九州医療センター						
(飯塚医療圏災害拠点病院)	飯塚市芳雄町3-83	22-3800	○	救命救急センター		
飯塚病院						
飯塚市立病院	飯塚市弁分633-1	22-2980	○	内科、脳神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、呼吸器外科、乳腺外科		
三宅脳神経外科病院	飯塚市薬市243-11	25-5050		脳神経外科、リハビリテーション科		
福岡県済生会飯塚嘉穂病院	飯塚市太郎丸265	22-3740	○	内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、外科、整形外科、眼科、皮膚科、リウマチ科、リハビリテーション科、心療内科、脳神経内科、放射線科、緩和ケア内科、心療精神科、皮膚腫瘍科、糖尿病内科		地すべりY
嘉麻赤十字病院	上山田1237	52-0861	○	内科、外科、整形外科、消化器内科、小児科、泌尿器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科、精神科、循環器内科、神経内科		
医療法人ユースアイ西野病院	鳴生532	42-1114	○	内科、外科、整形外科、胃腸科、リハビリテーション科	3.0m-5.0mの区域	
医療法人仁正会鎌田病院	中益420-1	57-3522		内科、外科、整形外科	0.5m-3.0mの区域	
いわみハートクリニック	鳴生22-5	42-0326		内科、心臓血管内科、皮膚科、眼科		

施設名	所在地 (嘉麻市)	電話番号	救急告示	備考	浸水L2	土砂災害
		(0948)				
医療法人平野医院	鴨生651-4	42-1125		内科、小児科、アレルギー科	3.0m-5.0mの区域	
吉國医院	飯田157	62-2074		内科、小児科、アレルギー科		
有松病院	鴨生824	42-1108		内科、産婦人科、小児科		
愛恵医院	鴨生222	42-1248		内科、整形外科、リハビリテーション科、消化器内科	0.5m-3.0mの区域	
大塚内科クリニック	下臼井1082-115	62-5757		内科、消化器科、循環器科、小児科、リハビリテーション科		
山田の大塚医院	上山田1440-7	52-0871		内科、外科、整形外科、消化器内科、胃腸内科、肝・胆・脾内科、呼吸器内科、循環器内科、リハビリテーション科		
大森外科医院	漆生1579-1	42-0606		外科、整形外科、肛門外科、リハビリテーション科	3.0m-5.0mの区域	
医療法人 金丸医院	漆生1603	42-0035		内科、リハビリテーション科	3.0m-5.0mの区域	
医療法人 相良内科医院	上山田1335-12	53-1622		内科		
佐谷医院	飯田1-2	62-2154		内科、外科		
健康リハビリテーション 内田病院	牛隈2510-4	57-3268		内科、胃腸内科、リハビリテーション科		
社会保険稲葉病院	口春744-1	42-1110		内科、整形外科、眼科、皮膚科、リハビリテーション科、神経内科、泌尿器科、小児科		
医療法人平塚医院	下山田423	52-0320		外科、胃腸科、肛門科		
医療法人 杏友会馬郡医院	鴨生192	42-0107		内科、小児科、消化器科、リハビリテーション科		

施設名	所在地 (嘉麻市)	電話番号	救急告示	備考	浸水L2	土砂災害
		(0948)				
医療法人 松井医院	上山田431-10	52-0465		内科、循環器科		
松岡病院	上山田1287	52-1105		内科、精神科、神経内科、リハビリテーション科		
吉原医院	大隈町1118-3	57-0355		内科、胃腸内科、外科、肛門外科、リハビリテーション科	氾濫流	
かわくぼクリニック胃腸内科	上臼井322-1	62-5002		内科、胃腸内科	0.5m-3.0mの区域	
菊原内科クリニック	鳴生94-29	43-1005		内科、外科、整形外科、消化器内科		

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、平成29年6月に「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」が施行され、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられた。

注1) 土砂災害は、特別警戒区域：R、警戒区域：Y

注2) 浸水L2は、遠賀川水系遠賀川浸水想定区域図(国、県管理区間)、遠賀川水系

泉河内川浸水想定区域図(県管理区間)による。・・・県管理区間該当なし

2-9 歯科診療所

令和3年1月現在

施設名	所在地 (嘉麻市)	電話番号 (0948)	備考
あとの歯科医院	牛隈1369番地1	57-4355	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科
有吉歯科医院	鴨生17番地1	43-1717	歯科
いしざき歯科医院	岩崎1486番地2	43-1080	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
江頭歯科医院	大隈町488番地	57-3500	歯科、小児歯科
大塚歯科医院	口春243番地19	42-1557	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
沖歯科医院	上山田1433番地1	52-0757	歯科
小島歯科医院	上山田1213番地10	52-0235	歯科、小児歯科
ひらデンタルクリニック	平845番地	42-2418	歯科、小児歯科
ごとう歯科医院	下臼井1071番地9	62-5033	歯科、小児歯科
佐々木歯科医院	岩崎1097番地	42-0336	歯科
田中歯科医院	下山田14番地4	53-3375	歯科
てしま歯科クリニック	平1433番地1	42-6623	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
医療法人 良淳会 西川歯科医院	鴨生485番地8	42-5955	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
ひがし歯科医院	上山田941番地6	53-1730	歯科、小児歯科
医療法人 社団博文会 ひらの歯科医院	鴨生594番地	42-4658	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
福丸歯科クリニック	山野325番地1	42-8600	歯科
医療法人 さんご会 ふじい歯科医院	岩崎885番地1	42-0111	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科
松尾歯科医院	大隈町1027番地	57-0072	歯科
松原歯科医院	漆生1576	42-2579	歯科、小児歯科

2-10 学校、学童、保育園、保育所、幼稚園

【要配慮者施設】

令和3年4月現在

番号	学校名、学童名又は事業者名	所在地 (嘉麻市)	電話番号 (0948)	浸水L2	土砂災害
1	稲築西小学校	口春615	42-0003		
2	稲築中学校	口春629	42-0023		
3	稲築志耕館高等学校	岩崎1318-1	42-1313		
4	稲築東小学校	平1429-1	42-0004		
5	稲築東中学校	平1536	42-0130		
6	嘉穂特別支援学校	鴨生328-1	42-1511		
7	下山田小学校	下山田341	52-0309	0.5m-3.0mの区域	
8	上山田小学校	上山田502-36	52-0115		
9	山田中学校	下山田2	52-0077		
10	熊ヶ畑小学校	熊ヶ畑2128	52-1331		
11	碓井小学校	上臼井868	62-2031		
12	碓井中学校	平山440	62-2035		土石流Y
13	牛隈小学校	牛隈2470-8	57-0153		
14	嘉穂小学校	大隈町1215	57-0100	0.5m-3.0mの区域	
15	嘉穂中学校	上西郷376	57-0257		
16	嘉穂総合高校大隈城山校	大隈町725	57-0125		
17	嘉穂学童A・B・C	大隈町1233-1	57-3005	0.5m-3.0mの区域	
18	嘉穂第二学童	牛隈2534-7	57-1607		
19	碓井学童A	上臼井899-1	62-4371		
20	碓井学童B	上臼井868-1	62-2827		
21	稲築西学童A	岩崎1042-1	42-1206		
22	稲築西学童B	岩崎1055	42-4077		
23	稲築西学童C	岩崎1073	42-4077		
24	稲築東学童A・C	平1429-3	42-1207		急傾斜地Y
25	稲築東学童B	平1429-1	42-4332		

番号	学校名、学童名又は事業者名	所在地 (嘉麻市)	電話番号 (0948)	浸水L2	土砂災害
26	上山田学童A・B・C	上山田502-36	53-0616		
27	下山田学童	下山田353-1	52-1430	0.5m-3.0mの区域	
28	明見保育園	下山田469-12	53-1918	0.5m-3.0mの区域	
29	一本松保育園	上山田381-46	53-1957		急傾斜地Y
30	栄保育園	上臼井1346	62-2272	0.5m-3.0mの区域	
31	まこと保育園	下臼井1023-1	62-3409		
32	なつき保育園	漆生854	42-0355		
33	嘉穂らいむ保育園	大隈町719-1	57-0247		
34	めぐみ保育園	上西郷1261	57-2910		
35	鴨生保育所	鴨生29-53	42-0308		
36	どんぐり保育所	上山田479-1	52-0569		
37	あかり保育園	平747-15	42-0212		
38	山野保育園	山野903	42-0438	3.0m-5.0mの区域	
39	恵大保育園	牛隈1948-1	57-3318		
40	みどり保育園	口春682-8	42-4386		
41	稲築中央幼稚園	平1354-3	42-0667		
42	いなつきれんげ幼稚園	漆生2303-1	42-6139		
43	大隈ふたば幼稚園 ※休園中	大隈町1957-1	—	河岸侵食	
44	碓井ひかり幼稚園	飯田308	62-2432	0.5m未満の区域	
45	日の丸幼稚園 ※休園中	上山田404-24	—		
46	みのり幼稚園	上山田427	53-3282		急傾斜地Y
47	いなつきハッピーほいくえん	口春744-5	43-3873		

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、平成29年6月に「水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)」が施行され、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられた。

注) 土砂災害は、特別警戒区域:R、警戒区域:Y

注) 浸水L2は、遠賀川水系遠賀川浸水想定区域図(国、県管理区間)、遠賀川水系

泉河内川浸水想定区域図(県管理区間)による。…県管理区間該当なし

2-11 災害時における臨時ヘリポート

令和2年5月現在

臨時離着陸場名	施設管理者	所在地 (嘉麻市)	備考(広さ) (巾m×長さ)
上山田小学校運動場	嘉麻市教育委員会	上山田502-36	120×90
稲築西小学校運動場	〃	口春615	100×75
稲築東小学校運動場	〃	平1429-1	100×80
稲築中学校運動場	〃	口春629	110×75
稲築東中学校運動場	〃	平1536	125×125
嘉穂特別支援学校運動場	嘉穂特別支援学校	鴨生328-1	75×50
稲築志耕館高校運動場	稲築志耕館高等学校	岩崎1318-1	220×80
碓井野球場	嘉麻市教育委員会	上臼井775	110×110
碓井グラウンド	〃	下臼井1041	145×145
千手グラウンド	〃	千手1253-1	70×60
泉河内グラウンド	〃	泉河内617	60×40
足白農泊施設駐車場	嘉麻市産業振興課	馬見587	60×50
宮野グラウンド	嘉麻市教育委員会	宮吉533-1	80×50
嘉穂中学校運動場	〃	上西郷376	100×120
嘉穂野球場	〃	大隈町659	100×100
牛隈小学校運動場	〃	牛隈2470-8	85×90
嘉麻市総合運動公園	〃	上西郷1482-1	70×100

2-12 市有車両

令和3年1月現在

保管場所	配属部署	標識番号	車種	種別	用途	燃料
本庁舎	社会福祉課	筑豊480え8934	エブリイ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	社会福祉課	筑豊500ひ1728	シエンタ	小型	乗用	ガソリン
本庁舎	社会福祉課	筑豊580け6644	ステラ	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊480か8625	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊480か8624	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊500ふ3045	イグニス	小型	乗用	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊580ね2644	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊400す4635	ADエキスパート	小型	貨物	ガソリン
本庁舎	環境課	筑豊480き6902	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊480き6892	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	環境課	筑豊480き7421	ハイゼットカーゴ4WD	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	環境課	筑豊480う4082	サンバーバン	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	健康課	筑豊580け6557	ステラ	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	健康課	筑豊580け6560	ステラ	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	健康課	筑豊580け6643	ステラ	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊580ね2640	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊580ね2643	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊580の2403	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊580の2404	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊580の2405	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊580の2406	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊580の2407	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊580の2408	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊580の2409	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊580の2410	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊580の2412	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊580の2413	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊480か8623	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊480か8632	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊480か8635	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	高齢者介護課	筑豊580け6555	ステラ	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	人権同和対策課	筑豊480え3557	エブリイ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	保護課	筑豊480か8639	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	保護課	筑豊480か8640	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	保護課	筑豊480か8641	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	保護課	筑豊480か8643	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	保護課	筑豊480か8644	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊580ね2652	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊580け6639	ステラ	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊480き7416	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊580ね2636	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊580ね2650	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊480か8629	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊500ふ3041	イグニス	小型	乗用	ガソリン
本庁舎	産業振興課	筑豊480き6901	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	水道局	筑豊480か3363	ハイゼットカーゴ4WD	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	土木課	筑豊480き6894	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン

保管場所	配属部署	標識番号	車種	種別	用途	燃料
本庁舎	土木課	筑豊480き7419	ハイゼットカーゴ4WD	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	農林振興課	筑豊480う4083	サンバーバン	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	農林振興課	筑豊480う4117	サンバーバン	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	農林振興課	筑豊580こ8114	ジムニー	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	産業振興課	筑豊480き7408	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	住宅課	筑豊480き6887	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	住宅課	筑豊480き6888	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	住宅課	筑豊480き6891	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	住宅課	筑豊480き7418	ハイゼットカーゴ4WD	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	水道局	筑豊480え6295	エブリイ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	水道局	筑豊480え6296	エブリイ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	水道局	筑豊480え7504	エブリイ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	水道局	筑豊480え7505	エブリイ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	水道局	筑豊480え9606	エブリイ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	水道局	筑豊480か8822	エブリイ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	土木課	筑豊480き7420	ハイゼットカーゴ4WD	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	土木課	筑豊480う4113	サンバーバン	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	農業委員会事務局	筑豊480き6899	ハイゼットカーゴ4WD	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	農林振興課	筑豊480う2231	サンバーバン	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊400す4636	ADエキスパート	小型	貨物	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊400す6486	ADエキスパート	小型	貨物	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊500ふ3044	イグニス	小型	乗用	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊500ね4726	インサイト	小型	乗用	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊580け6735	ステラ	軽自動車	乗用	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊480き7423	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊480き7422	ハイゼットカーゴ4WD	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	防災対策課	筑豊800さ4947	キャラバン	普通	特種	ディーゼル
本庁舎	防災対策課	筑豊800さ4997	エルフ	普通	特種	ディーゼル
本庁舎	防災対策課	筑豊880あ393	エヌボックス	軽自動車	特種	ガソリン
本庁舎	防災対策課	筑豊800さ3608	エクストレイル	普通	特種	ガソリン
本庁舎	人事秘書課	筑豊300と8762	サイ	普通	乗用	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊40せ4660	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊500ふ3416	セレナ	小型	乗用	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊480え7115	ハイゼットトラック	軽自動車	貨物	ガソリン
本庁舎	管財課	筑豊500ふ3040	ソリオ	小型	乗用	ガソリン
本庁舎	議会事務局	筑豊300に1031	カムリG	普通	乗用	ガソリン
碓井庁舎	碓井地域振興課	筑豊40そ6732	キャリー	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	学校教育課	筑豊480き6895	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	学校教育課	筑豊580さ7902	ステラ	軽自動車	乗用	ガソリン
碓井庁舎	学校施設課	筑豊480き7414	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	子育て支援課	筑豊480き6889	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	子育て支援課	筑豊580ね2651	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
碓井庁舎	子育て支援課	筑豊480か8618	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	子育て支援課	筑豊480か8619	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	子育て支援課	筑豊480か8622	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	子育て支援課	筑豊480か8633	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	子育て支援課	筑豊580け6558	ステラ	軽自動車	乗用	ガソリン
碓井庁舎	子育て支援課	筑豊580す170	イース	軽自動車	乗用	ガソリン
碓井庁舎	学校教育課	筑豊580ね2647	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン

保管場所	配属部署	標識番号	車種	種別	用途	燃料
碓井庁舎	学校教育課	筑豊480か8620	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	学校教育課	筑豊480か8621	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	学校教育課	筑豊580け6554	ステラ	軽自動車	乗用	ガソリン
碓井庁舎	環境課	筑豊400す4198	キャンター	小型	貨物	ディーゼル
碓井庁舎	管財課	筑豊300せ6282	ハイエース	普通	乗用	ディーゼル
碓井庁舎	管財課	筑豊33そ9177	ハイエース	普通	乗用	ディーゼル
碓井庁舎	生涯学習課	筑豊480か8636	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	生涯学習課	筑豊480か8637	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	生涯学習課	筑豊480か8638	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	男女共同参画推進課	筑豊580ね2648	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
碓井庁舎	管財課	筑豊480き6898	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	管財課	筑豊480う4081	サンバートラック	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	管財課	筑豊580け6645	ステラ	軽自動車	乗用	ガソリン
山田庁舎	山田地域振興課	筑豊480か8626	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
山田庁舎	学校教育課	筑豊100さ2628	ダイナ	普通	貨物	ディーゼル
碓井庁舎	学校教育課	筑豊480き6904	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	学校教育課	筑豊480き7412	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	学校教育課	筑豊480か8631	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	教育総務課	筑豊480き7413	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	教育総務課	筑豊44そ2905	ハイラックス	小型	貨物	ガソリン
碓井庁舎	教育総務課	筑豊44そ4544	トヨエース	小型	貨物	ガソリン
碓井庁舎	子育て支援課	筑豊480き6890	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	スポーツ推進課	筑豊480き7415	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	スポーツ推進課	筑豊400す4646	ボンゴバン	小型	貨物	ディーゼル
碓井庁舎	スポーツ推進課	筑豊400す5529	バネットトラック	小型	貨物	ガソリン
碓井庁舎	学校教育課	筑豊580ね2645	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
碓井庁舎	学校教育課	筑豊580ね2646	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
碓井庁舎	学校教育課	筑豊480か8617	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	教育総務課	筑豊500ふ3043	イグニス	小型	乗用	ガソリン
碓井庁舎	教育総務課長	筑豊480き6893	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
碓井庁舎	教育総務課長	筑豊480き6897	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
(旧稲築庁舎)	土木課	筑豊480か8627	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
(旧稲築庁舎)	農林振興課	筑豊300て4170	エクストレイル	普通	乗用	ディーゼル
(旧稲築庁舎)	農林振興課	筑豊40き4407	サンバートラック	軽自動車	貨物	ガソリン
(旧稲築庁舎)	農林振興課	筑豊480え59	キャリー	軽自動車	貨物	ガソリン
(旧稲築庁舎)	水道局	筑豊480う4358	アクティバン	軽自動車	貨物	ガソリン
(旧稲築庁舎)	農林振興課	筑豊40せ9253	サンバーバン	軽自動車	貨物	ガソリン
(旧稲築庁舎)	農林振興課	筑豊480あ638	サンバーバン	軽自動車	貨物	ガソリン
(旧稲築庁舎)	農林振興課	筑豊480う4084	サンバーバン	軽自動車	貨物	ガソリン
その他	社会福祉課	筑豊800さ5243	シビリアン	普通	乗合	
その他	社会福祉課	筑豊800さ5244	シビリアン	普通	乗合	
その他	学校教育課	筑豊200さ661	エリッセⅡ	普通	乗合	ディーゼル
その他	学校教育課	筑豊200さ662	エリッセⅡ	普通	乗合	ディーゼル
その他	学校教育課	筑豊200さ663	エリッセⅡ	普通	乗合	ディーゼル
その他	学校教育課	筑豊200さ666	エリッセⅡ	普通	乗合	ディーゼル
その他	学校教育課	筑豊200さ667	エリッセⅡ	普通	乗合	ディーゼル
その他	学校教育課	筑豊200さ668	エリッセⅡ	普通	乗合	ディーゼル
その他	学校教育課	筑豊200さ671	エリッセⅡ	普通	乗合	ディーゼル
その他	学校教育課	筑豊200さ672	エリッセⅡ	普通	乗合	ディーゼル

保管場所	配属部署	標識番号	車種	種別	用途	燃料
その他	学校教育課	筑豊200さ675	エリッセⅡ	普通	乗合	ディーゼル
その他	学校教育課	筑豊200さ676	エリッセⅡ	普通	乗合	ディーゼル
その他	学校教育課	筑豊200は24	エルガミオ	普通	乗合	ディーゼル
その他	総務課	筑豊300に7795	キャラバン	普通	乗用	ガソリン
その他	総務課	筑豊300に7814	キャラバン	普通	乗用	ガソリン
その他	総務課	筑豊300に9527	キャラバン	普通	乗用	ガソリン
その他	総務課	筑豊300に9528	キャラバン	普通	乗用	ガソリン
その他	総務課	筑豊300に9529	キャラバン	普通	乗用	ガソリン
その他	総務課	筑豊200あ124	ローザ	普通	乗合	ディーゼル
その他	総務課	筑豊200あ125	ローザ	普通	乗合	ディーゼル
その他	総務課	筑豊200あ127	コースター	普通	乗合	ディーゼル
その他	総務課	筑豊200さ141	シビリアン	普通	乗合	ディーゼル
その他	総務課	筑豊200さ357	ハイエース	普通	乗合	ガソリン
その他	総務課	筑豊200さ376	リエッセ	普通	乗合	ディーゼル
その他	総務課	筑豊200さ494	ハイエース	普通	乗合	ガソリン
その他	総務課	筑豊200さ495	ハイエース	普通	乗合	ディーゼル
その他	総務課	筑豊200さ611	リエッセ	普通	乗合	ディーゼル
その他	総務課	筑豊200さ612	リエッセ	普通	乗合	ディーゼル
その他	総務課	筑豊200さ643	コースター	普通	乗合	ディーゼル
その他	総務課	筑豊200さ644	コースター	普通	乗合	ディーゼル
その他	総務課	筑豊22さ1110	コースター	普通	乗合	ディーゼル
その他	総務課	筑豊22さ1139	コースター	普通	乗合	ディーゼル
その他	総務課	筑豊230さ101	ローザ	普通	乗合	ディーゼル
その他	総務課	筑豊230さ103	ローザ	普通	乗合	ディーゼル
その他	総務課	筑豊230さ104	ローザ	普通	乗合	ディーゼル
その他	総務課	筑豊300に4984	キャラバン	普通	乗用	ガソリン
その他	総務課	筑豊300に4989	キャラバン	普通	乗用	ガソリン
その他	農林振興課	嘉麻市ほ240	GL261	小型	特種	ディーゼル
その他	生涯学習課	筑豊580け6641	ステラ	軽自動車	乗用	ガソリン
その他	生涯学習課	筑豊480き7410	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
その他	高齢者介護課	筑豊580け6559	ステラ	軽自動車	乗用	ガソリン
その他	高齢者介護課	筑豊580ね2641	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
その他	生涯学習課	筑豊480き7411	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
その他	産業振興課	筑豊480き7409	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
その他	嘉穂地域振興課	筑豊480か8628	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
その他	生涯学習課	筑豊480き6905	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
その他	生涯学習課	筑豊800さ3772	キャンター	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊800さ2569	エクストレイル	普通	特種	ガソリン
その他	高齢者介護課	筑豊580ね2638	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
その他	高齢者介護課	筑豊580ね2639	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
その他	学校教育課	筑豊100さ4655	エルフバン	普通	貨物	ディーゼル
その他	学校教育課	筑豊100さ4656	エルフバン	普通	貨物	ディーゼル
その他	学校教育課	筑豊580け6830	ステラ	軽自動車	乗用	ガソリン
その他	土木課	筑豊11さ8490	ダイナ	普通	貨物	ディーゼル
その他	土木課	筑豊44す8147	ダットサンピックアップ	小型	貨物	ガソリン
その他	土木課	筑豊44せ9804	キャンター	小型	貨物	ディーゼル
その他	環境課	筑豊400す4640	ADエキスパート	小型	貨物	ガソリン
その他	環境課	筑豊400す4647	ボンゴトラック	小型	貨物	ディーゼル
その他	水道局	嘉麻市に11	原付	原付	原付	ガソリン

保管場所	配属部署	標識番号	車種	種別	用途	燃料
その他	水道局	筑豊110さ7160	エルフ(ユニック)	小型トラック		ディーゼル
その他	水道局	筑豊480か8821	キャリー	軽自動車	貨物	ガソリン
その他	防災対策課	筑豊800さ4683	デュトロ(消防ポンプ車)	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊800さ4929	ダイナ(消防ポンプ車)	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊880あ409	クリッパー	軽自動車	特種	ガソリン
その他	防災対策課	筑豊880あ432	ハイゼットトラック	軽自動車	特種	ガソリン
その他	防災対策課	筑豊880あ511	ハイゼットカーゴ	軽自動車	特種	ガソリン
その他	防災対策課	筑豊880あ512	ハイゼットカーゴ	軽自動車	特種	ガソリン
その他	防災対策課	筑豊880あ546	クリッパー	軽自動車	特種	ガソリン
その他	防災対策課	筑豊800さ1673	キャンター(消防ポンプ車)	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊800さ1690	キャンター(消防ポンプ車)	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊800さ1878	キャンター(消防ポンプ車)	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊800さ2306	デュトロ(消防ポンプ車)	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊800さ2562	キャンター(消防ポンプ車)	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊800さ2662	キャンター(消防ポンプ車)	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊800さ3136	デュトロ(消防ポンプ車)	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊800さ3137	デュトロ(消防ポンプ車)	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊800さ3381	デュトロ(消防ポンプ車)	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊800さ3627	デュトロ(消防ポンプ車)	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊800さ3890	デュトロ(消防ポンプ車)	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊800さ4103	デュトロ(消防ポンプ車)	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊800さ4502	ダイナ(消防ポンプ車)	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊830そ119	デュトロ(消防ポンプ車)	普通	特種	ディーゼル
その他	防災対策課	筑豊880あ301	ハイゼットトラック	軽自動車	特種	ガソリン
その他	防災対策課	筑豊880あ302	ハイゼットトラック	軽自動車	特種	ガソリン
その他	防災対策課	筑豊880あ348	ハイゼットトラック	軽自動車	特種	ガソリン
その他	防災対策課	筑豊880あ544	ハイゼットトラック	軽自動車	特種	ガソリン
その他	住宅課	筑豊480き7417	ハイゼットカーゴ4WD	軽自動車	貨物	ガソリン
その他	住宅課	筑豊400す6536	アトラス	小型	貨物	ガソリン
その他	住宅課	筑豊40け6820	キャリー	軽自動車	貨物	ガソリン
その他	こども育成課	筑豊480か8634	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
その他	高齢者介護課	筑豊580ね2637	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
その他	高齢者介護課	筑豊480か8630	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
その他	高齢者介護課	筑豊580の2411	アルト	軽自動車	乗用	ガソリン
その他	生涯学習課	筑豊480き6903	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
その他	管財課	筑豊300て610	ハイエース	普通	乗用	ガソリン
その他	生涯学習課	筑豊480き6896	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
その他	生涯学習課	筑豊480き6900	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物	ガソリン
その他	生涯学習課	筑豊480う4360	アクティバン	軽自動車	貨物	ガソリン
その他	スポーツ推進課	嘉穂町に230	スポーツトラクター	小型	特種	ガソリン
その他	人権同和対策課	筑豊580け6556	ステラ	軽自動車	乗用	ガソリン
その他	スポーツ推進課	嘉麻市ほ28	スポーツトラクター	小型	特種	ディーゼル
その他	人権同和対策課	筑豊580け6646	ステラ	軽自動車	乗用	ガソリン
その他	防災対策課	筑豊880あ593	エブリイ	軽自動車	特種	ガソリン
その他	防災対策課	筑豊880あ594	エブリイ	軽自動車	特種	ガソリン

2-13 近隣火葬場

令和3年1月現在

設置者	構成市町村	施設名	所在地 (嘉麻市)	竣工年月	処理能力 (体/日)	火葬炉数
嘉麻市	嘉麻市	嘉麻斎場	牛隈1702-2	平成28年	7	4基
飯塚市	飯塚市	飯塚市斎場	飯塚市大日寺736	平成4年	13	6基(5基+胎児炉1基)
飯塚市・桂川町	飯塚市・桂川町	筑穂園	飯塚市長尾654	昭和52年	9	3基
朝倉市	朝倉市	梅香苑	朝倉市堤4-6	昭和59年		5基(4基+胎児炉1基)
朝倉市	朝倉市	香華園	朝倉市杷木志波746-5	昭和61年		3基
田川地区	田川地区	田川地区斎場	田川市伊加利2191-14	昭和53年		6基

2-14 ごみ処理施設

令和3年1月現在

設置者	構成市町村	施設名	所在地 (嘉麻市)	竣工年月	処理	能力 (t/日)
ふくおか県中央環境広域施設組合	嘉麻市・飯塚市	ごみ燃料化センター	岩崎124番地	平成14年8月	RDF	54×1炉
ふくおか県中央環境広域施設組合	嘉麻市	嘉麻クリーンセンター	上815番地	平成13年3月	焼却	20×2炉

2-15 し尿処理施設

令和3年1月現在

設置者	構成市町村	施設名	所在地 (嘉麻市)	竣工年月	処理	能力 (kl/日)
ふくおか県中央環境広域施設組合	嘉麻市・飯塚市・小竹町	汚泥再生処理センター	山野135番地10	平成18年6月	高脱	146
ふくおか県中央環境広域施設組合	嘉麻市	嘉麻浄化センター	西郷1101番地	平成9年3月	高脱	60

2-16 リサイクルセンター

令和3年1月現在

設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	能力 (t/日)
ふくおか県央環境広域施設組合	嘉麻市 飯塚市	リサイクルセンター 住所: 飯塚市入水 757-1	平成 11 年 3 月	不燃・粗大ごみ10t/日 資源ごみ 2t/日

2-17 最終処分場

令和3年1月現在

設置者	構成市町村	施設名	埋立容量(m ³)	埋立期間
ふくおか県央環境広域施設組合	嘉麻市 飯塚市	リサイクルセンター 住所: 飯塚市入水 757-1	40,690	2050 年まで予定
ふくおか県央環境広域施設組合	嘉麻市	嘉麻クリーンセンター 住所: 嘉麻市上815	55,000	2034 年まで予定

3-1 災害時の連絡先

令和3年1月現在

機関名	連絡窓口	電話 (0948)	FAX (0948)	防災電話 (78)	防災FAX (1-78)	所在地 (嘉麻市)
嘉麻市						
本庁舎	防災対策課 防災係	42-7417	42-7098	423-70	423-75	岩崎1180-1
碓井総合支所	市民地域振興 課地域振興係	62-5685	62-5693			上臼井446-1
山田総合支所	〃	53-1181	53-1149			上山田1347-10
嘉徳総合支所	〃	57-3105	57-4020			大隈町725-1
消防団						
嘉麻市消防団本部		42-7418	42-7098			岩崎1180-1
消防本部						
飯塚地区消防本部	指令課	22-7601	24-5670	668-70	668-75	飯塚市菰田52-1
飯塚消防署 嘉麻分署		57-0399	22-0700			大隈町250-13
飯塚消防署 岩崎出張所		42-0655	43-3570			岩崎651
飯塚消防署 山田出張所		52-1285	52-0513			上山田1200-1
その他の主な消防本部						
北九州市消防局	警防部	093-582-3817	093-592-6898			北九州市小倉北区大手町3-9
福岡市消防局	警防課 広域対策係	092-725-6551	092-791-2420	130-6551		福岡市中央区舞鶴3-9-7
直方市消防本部	警防課	0949-25-2303		667-70	667-75	直方市新町2-5-10
田川地区消防本部	警防課	0947-44-6225		669-70	669-75	田川市川宮1570
直方・鞍手 広域市町村圏 事務組合消防本部	警防課	0949-32-1132		670-70	670-75	宮若市宮田16-1
福岡県						
災害時優先電話		092-641-4734				福岡市博多区東公園7-7
防災企画課	課長	092-643-3116	092-643-3117	700-7020		〃
	防災企画係	092-643-3112		700-7021		〃
	防災情報係	092-643-3114		700-7024		〃
	原子力 安全対策係	092-643-3115		700-2487		〃
	国民保護係	092-643-3123		700-2489		〃

機関名	連絡窓口	電話 (0948)	FAX (0948)	防災電話 (78)	防災FAX (1-78)	所在地 (嘉麻市)
福岡県						
消防防災指導課	防災指導係	092-643-3113	092-643-3117	700-7023		〃
	消防係	092-643-3111		700-7025		〃
	統制室	092-643-3116		700-7026	700-7394	〃
災害対策本部室		092-643-3986 ~3989	092-643-3990	700-7500 ~7504	700-7390 ~7392	〃
総務部 県民情報広報課		092-643-3101	092-632-5331	700-7016		〃
総務部 行政経営企画課		092-643-3027	092-643-3032	700-7012		〃
企画・地域振興部 市町村支援課		092-643-3072	092-643-3078			〃
企画・地域振興部 総合政策課		092-641-6657	092-643-3160	700-7032		〃
保健医療介護部 保健医療介護総務課		092-622-6394	092-643-3241	700-7042		〃
商工部商工政策課		092-622-1404	092-643-3417	700-7062		〃
農林水産部 農林水産政策課		092-641-4665	092-643-3470	700-7072		〃
福祉労働部 福祉総務課		092-643-3244		700-7082		〃
人づくり・県民生活部 社会活動推進課		092-643-3379		700-7092		〃
県土整備部 県土整備総務課		092-643-3636	092-643-3641	700-7102	700-7396	〃
県土整備部河川課		092-643-3667	092-643-3669	700-7103		〃
県土整備部 道路維持課		092-643-3653	092-643-3658	700-7105		〃
県土整備部砂防課		092-643-3679	092-643-3689	700-7104		〃
建築都市部 建築都市総務課		092-643-3704	092-643-3708	700-7112		〃
教育庁総務企画課		092-643-3857	092-641-2934	700-7132		〃
会計管理局会計課		092-643-3772	092-643-3776	700-7122		〃
飯塚・直方県税事務所		21-4902	23-3806	820-511		飯塚市新立岩8-1(飯塚総合庁舎内)
嘉徳・鞍手保健福祉 環境事務所		21-4911	24-0186	820-210		飯塚市新立岩8-1(飯塚総合庁舎内)
田川児童相談所		0947-42-0499	0947-42-0439			田川市弓削田188
筑豊労働者支援 事務所		22-1149	22-4118			飯塚市新立岩8-1(飯塚総合庁舎別館)
飯塚中小企業振興 事務所		23-3561	21-0365			飯塚市吉原町6-12
飯塚農林事務所		21-4951	24-1134	820-701	820-760	飯塚市新立岩8-1(飯塚総合庁舎内)

機関名	連絡窓口	電話 (0948)	FAX (0948)	防災電話 (78)	防災FAX (1-78)	所在地 (嘉麻市)
福岡県						
北部家畜保健衛生所		42-0214	42-1376			漆生587-8
飯塚県土整備事務所		21-4930	25-6280	820-711	820-761	飯塚市新立岩8-1(飯塚総合庁舎内)
警 察						
福岡県警察本部	警務課	092-641-4141				福岡市博多区東公園7-7
嘉麻警察署		57-0110				大隈町418-3
山田警部交番		-				上山田422-1
碓井交番		-				飯田13-1
大隈町交番		-				牛隈1086-7
稲築警部交番		-				鴨生530
千手駐在所		-				千手1735-6
宮野駐在所		-				宮吉538-5
自衛隊						
陸上自衛隊 第四師団司令部	第三部防衛班	092-591-1020		983-70		春日市大和町5-12
陸上自衛隊 飯塚駐屯地	第3高射特科群	22-7651				飯塚市津島282
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	防衛部運用課	092-581-4031				春日市原町3-1-1
指定行政機関						
消防庁	応急対策室 (平日昼)	03-5253-7527	03-5253-7537	840-7527	840-7537	東京都千代田区霞が関2-1-2
	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	840-7782	840-7789	〃
指定地方行政機関						
九州管区警察局	広域調整第2課	092-622-5000				福岡市博多区東公園7-7 (県警察本部内)
福岡財務支局	総務課	092-411-7281				福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎4F)
九州厚生局	総務課	092-707-1115	092-707-1116			福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル4F
九州農政局 北九州地域センター		093-571-3627				北九州市小倉北区田町2-31
九州森林管理局 福岡森林管理署		092-843-2100	092-851-5904			福岡市早良区百道1-16-29
	筑穂森林事務所	72-0142	(FAX兼用)			飯塚市筑穂町長尾1221-2
九州経済産業局	総務課	092-482-5405	092-482-5960			福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎本館6・7F)

機関名	連絡窓口	電話 (0948)	FAX (0948)	防災電話 (78)	防災FAX (1-78)	所在地 (嘉麻市)
指定地方行政機関						
九州産業保安監督部	管理課	092-482-5927	092-471-7496			福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎本館8F)
九州運輸局 福岡運輸支局 門司港庁舎		093-322-2700	093-322-2711			北九州市門司区西海岸1-3-10 (門司港湾合同庁舎6F)
大阪航空局 福岡空港事務所	空港保安防災課	092-621-2221	092-621-3063			福岡市博多区上臼井字屋敷295
大阪航空局 北九州空港事務所		093-474-0204	093-473-4335			北九州市小倉南区空港北町6番
福岡管区气象台		092-725-3604		981-70	981-75	福岡市中央区大濠1-2-36
九州総合通信局	陸上課	096-326-7854				熊本市西区春日2-10-1
福岡労働局	総務課	092-411-4861	092-473-0736			福岡市博多区博多駅東2-11-1
九州地方整備局	防災室	092-471-6331 092-414-7301 (災害時)				福岡市博多区博多駅東2-10-7
九州地方整備局 遠賀川河川事務所	防災情報課	0949-22-1830	0949-29-5115			直方市溝堀1-1-1
	飯塚出張所	22-1410				飯塚市大字川島729-1
九州地方整備局 北九州国道事務所		093-951-4331	093-951-4336			北九州市小倉南区春ヶ丘10-10
	筑豊維持出張所	22-7942				飯塚市川津678
指定公共機関						
九州旅客鉄道(株)	広報部	092-474-2541				福岡市博多区博多駅前3-25-21
西日本鉄道(株)	庶務課	092-734-1552				福岡市中央区天神2-1-1
西日本電信電話(株)	北九州支店	093-513-9615				北九州市小倉北区江南町7-3
NTTコミュニケーションズ(株)	ネットワーク事業部 災害対策室	03-5202-9909				東京都千代田区内幸町1-1-6
NTTドコモ(株)	九州支社	092-717-5511				福岡市中央区渡辺通2-6-1
KDDI(株)		03-3347-0077				東京都新宿区西新宿2-3-2
ソフトバンク(株)	ソフトバンク リバーウォーク 北九州	093-581-6900				北九州市小倉北区室町1-1-1
日本銀行	福岡支店	092-725-5511				福岡市中央区天神4-2-1
	北九州支店	093-541-9111	093-512-1750			北九州市小倉北区紺屋町13-13
日本赤十字社	福岡県支部	092-523-1171	092-521-2552	(980-0)		福岡市南区大楠3-1-1
日本放送協会	北九州放送局	092-591-5002				北九州市小倉北区室町1-1-1-20

機関名	連絡窓口	電話 (0948)	FAX (0948)	防災電話 (78)	防災FAX (1-78)	所在地 (嘉麻市)
指定公共機関						
西日本高速道路(株)	九州支社	092-762-1111				福岡市博多区博多駅東3-13-15
日本通運(株)	福岡支店 (総務課)	092-291-7112				福岡市博多区下呉服町1-1
福山通運(株)	北九州支店	093-581-2900				北九州市小倉北区西港町84-2
佐川急便(株)	飯塚営業所	21-3911				飯塚市横田字後牟田643-82
ヤマト運輸(株)	九州支社	092-931-3310				福岡市東区蒲田3-27-16
西濃運輸(株)	福岡支店	092-591-1671				福岡市博多区井相田1-1-56
九州電力(株)	飯塚営業所	0120-986-104				飯塚市新飯塚23-32
九州電力送配電(株)	飯塚配電事業所	0120-986-924				〃
西部ガス(株)	供給管理セン ター北九州建設 グループ管理	093-591-6611				北九州市小倉北区愛宕1-5-1
日本郵便(株)	碓井郵便局	62-2042				上臼井1375-4
	嘉穂郵便局	57-0042				大隈町1121-2
	稲築郵便局	42-0042				岩崎1475-1
	上山田郵便局	52-0420				上山田1494-3
指定地方公共機関						
西日本鉄道(株)		092-734-1217				福岡市博多区博多駅東3-5-7
筑豊電気鉄道(株)		093-243-5525	093-243-5526			中間市鍋山町1-6
福岡県水難救済会		092-631-1416	092-402-9955			福岡市博多区東公園7-7
(株)西日本新聞社	総務部	092-711-5171				福岡市中央区天神1-4-1
(株)朝日新聞	西部本社	093-563-1131				北九州市小倉北区室町1-1-1
(株)毎日新聞	西部本社	093-541-3131				北九州市小倉北区紺屋町13-1
(株)読売新聞	西部本社	092-715-4311				福岡市中央区赤坂1-16-5
時事通信社	福岡支社	092-741-2536				福岡市中央区天神2-13-7 (福岡平和ビル内)
一般社団法人共同通 信社	福岡支社	092-781-4241				福岡市中央区天神1-4-1 (西日本新聞会館内)
(株)熊本日日新聞社	福岡支社	092-771-7374				福岡市博多区博多駅前2-19-22 九州ファイナンシャルグループ 福岡ビル5F
日刊工業新聞社	西部支社	092-271-5711				福岡市博多区古門戸町1-1

機関名	連絡窓口	電話 (0948)	FAX (0948)	防災電話 (78)	防災FAX (1-78)	所在地 (嘉麻市)
指定地方公共機関						
RKB毎日放送(株)	福岡支社	092-852-6666				福岡市早良区百道浜2-3-8
(株)テレビ西日本		092-852-5555				福岡市早良区百道浜2-3-2
九州朝日放送(株)		092-721-1234				福岡市中央区長浜1-1-1
(株)福岡放送		092-532-1420				福岡市中央区清川2-22-8
(株)ティー・ヴィー・キュー九州放送		092-262-0019				福岡市博多区住吉2-3-1
(株)エフエム福岡		092-533-0807	092-533-0801			福岡市中央区清川1-9-19
(株)CROSS FM		093-551-0770				北九州市小倉北区京町3-1-1
(株)九州国際エフエム		092-724-7610				福岡市中央区天神2-2-43
公益社団法人 福岡県医師会		092-431-4564	092-411-6858			福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県医師会館4F
一般社団法人 福岡県歯科医師会		092-771-3531	092-771-2988			福岡市中央区大名1-12-43
公益社団法人 福岡県看護協会		092-631-1141	092-631-1142			福岡市東区馬出4-10-1
公益社団法人 福岡県薬剤師会		092-271-3791	092-281-4104			福岡市博多区住吉2-20-15
公益社団法人 福岡県トラック協会		092-451-7878	092-472-6439			福岡市博多区博多駅東1-18-8
一般社団法人福岡県 LPガス協会		092-476-3838				福岡市博多区山王1-10-15
社会福祉法人福岡県 社会福祉協議会		092-584-3377				春日市原町3-1-7
近隣市町村						
飯塚市	防災安全課	22-5500		205-70	205-75	飯塚市新立岩5-5
朝倉市	防災交通課	0946-22-1111		209-70	209-75	朝倉市菩提寺412-2
田川市	安全安心 まちづくり課 防災安全対策室	0947-44-2000		206-70	206-75	田川市中央町1-1
桂川町	総務課	65-1100		421-70	421-75	嘉徳郡桂川町大字土居424-1
川崎町	防災管財課	0947-72-3000		605-70	605-75	田川郡川崎町大字田原789-2
筑前町	環境防災課	0946-42-6609		444-70	444-75	朝倉郡筑前町篠隈373
添田町	防災管理課	0947-82-4002		602-70	602-75	田川郡添田町大字添田2151
東峰村	総務課	0946-72-2311		446-70	446-75	朝倉郡東峰村大字宝珠山6425
広域連合・一部事務 組合						
ふくおか県央 環境広域施設組合		22-5911	22-5451			飯塚市楽市728-1

機関名	連絡窓口	電話 (0948)	FAX (0948)	防災電話 (78)	防災FAX (1-78)	所在地 (嘉麻市)
公共の団体・防災上 重要な施設管理者						
飯塚医師会		22-0165				飯塚市吉原町1-1
嘉麻市 社会福祉協議会		43-3511	43-3450			上山田502-6
飯塚歯科医師会		22-2124				飯塚市片島3丁目11-29
飯塚薬剤師会		24-4426				飯塚市西徳前398-1
福岡県病院薬剤師会		092-642-5921				福岡市東区馬出3-1-1
福岡県広域森林組合 嘉飯山支店		57-0235	57-4047			大隈町1766-4
福岡嘉穂 農業協同組合		24-7060				飯塚市小正319-1
嘉麻市商工会議所		52-0855	52-0856			上山田502-3
嘉麻防犯協会		57-3787				大隈町418-3

3-2 地区区分表

令和3年1月

NO	発令 地区名	地区名	行政区	NO	発令 地区名	地区名	行政区	NO	発令 地区名	地区名	行政区																																																																																				
1	熊ヶ畑	熊ヶ畑	熊ヶ畑第1 熊ヶ畑第2 熊ヶ畑第3	5	稲築東	鴨生	鴨生第一 鴨生第二 鴨生町 鴨生北町 藤見台 枝坂	12	碓井	上臼井	上臼井東 上臼井 笹原 笹原本町 小太郎団地 昭嘉 琴平																																																																																				
2	上山田	上山田	百々谷 尾浦第一 尾浦第二 神幸 天神 西川 本町 下宮 木城 筑紫 大橋 中央 原町 昭和 猪之鼻 蛭子 さくらが丘 三菱第一 三菱第二				平				平第一 平第二 宮地 辻・中簗 平東 緑ヶ丘 銭代坊	西郷	出川 六四田 西郷 井土 京塚																																																																																		
			上山、嘉穂百谷を含む大隈								上山、嘉穂百谷を含む大隈		上山 嘉穂百谷 大隈 中益 下益 上町 五日町 三日町 上西郷 貞月 上牛隈 下牛隈 牛隈北区 千手 嘉穂才田 江星 大力 芥田 九郎原	下臼井	光代 平山 飯田 熊本 下臼井東 下臼井西 新道 南ヶ丘団地 吉隈																																																																																
													上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																													
																			上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																							
																									上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																	
						上山、嘉穂百谷を含む大隈				上山、嘉穂百谷を含む大隈																					下臼井	下臼井																																																															
												上山、嘉穂百谷を含む大隈																					上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																												
																																				上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																						
																																										上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																
																																																上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																										
																																																						上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																				
																																																												上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																														
																																																																		上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																								
																																																																								上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																		
																																																																														上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井												
																																																																																				上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井						
																																																																																										上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井
上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																																										
									上山、嘉穂百谷を含む大隈						上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																														
																		上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																								
																								上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																		
						上山、嘉穂百谷を含む大隈																								上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																															
												上山、嘉穂百谷を含む大隈																					上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																												
																																				上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																						
																																										上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																
																																																上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																										
																																																						上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																				
																																																												上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																														
																																																																		上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																								
																																																																								上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																		
																																																																														上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井												
																																																																																				上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井						
																																																																																										上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井
上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																																										
									上山、嘉穂百谷を含む大隈						上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																														
																		上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																								
																								上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																		
						上山、嘉穂百谷を含む大隈																								上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																															
												上山、嘉穂百谷を含む大隈																					上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																												
																																				上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																						
																																										上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																
																																																上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																										
																																																						上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																				
																																																												上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																														
																																																																		上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																								
																																																																								上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																		
																																																																														上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井												
																																																																																				上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井						
																																																																																										上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井
上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																																										
									上山、嘉穂百谷を含む大隈						上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																														
																		上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																								
																								上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																		
						上山、嘉穂百谷を含む大隈																								上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																															
												上山、嘉穂百谷を含む大隈																					上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																												
																																				上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																						
																																										上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																
																																																上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																										
																																																						上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																				
																																																												上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																														
																																																																		上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																								
																																																																								上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																		
																																																																														上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井												
																																																																																				上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井						
																																																																																										上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井
上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																																										
									上山、嘉穂百谷を含む大隈						上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																														
																		上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																								
																								上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																																		
						上山、嘉穂百谷を含む大隈																								上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																															
												上山、嘉穂百谷を含む大隈																					上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																												
																																				上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																						
																																										上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																																
																																																上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																										
																																																						上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																																				
																																																												上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																														
																																																																		上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																								
																																																																								上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井																		
																																																																														上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井												
																																																																																				上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井						
																																																																																										上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井	下臼井
上山、嘉穂百谷を含む大隈			上山、嘉穂百谷を含む大隈	下臼井</																																																																																											

3-3 嘉麻市災害対策本部組織図

災害対策本部					対策部(部長)		班(班長)		主たる担当課	
本部会議委員	本部長	市長			総務対策部 部長 総務課長 副部長 人事秘書課長	本部班		人事秘書課		
	副本部長	副市長				班長 防災対策課長		防災対策課		
	本部長付	教育長				副班長 班長が定める者				
	本部員	防災対策課長 総務課長 人事秘書課長 議会事務局長 情報班長 避難所班長 各対策部長 本部長が定める者				情報班		総務課		
						班長 デジタル戦略課長		デジタル戦略課		
副班長 総合政策課長			人事秘書課							
			財政課							
警戒本部会議委員	災害警戒本部					財政班		財政課		
	本部長	副市長				班長 財政課長		会計課		
	副本部長	総務課長				副班長 会計課長				
	本部長付	消防団長				受援班		人事秘書課		
	本部員	防災対策課長 人事秘書課長 情報班長 避難所班長 各対策部長 本部長が定める者				班長 人事秘書課長		総合政策課		
副班長 交通政策課長			交通政策課							
			産業振興課							
庶務班			総務課							
		班長 監査委員事務局長		議会事務局						
		副班長 議会事務局長		監査委員事務局						
				選挙管理委員会事務局						
								</		

3-4 嘉麻市災害対策本部分掌事務

嘉麻市災害対策（警戒）本部の分掌事務

対策部	班	主たる担当課	時期区分			主たる業務
			初動	応急	復旧	
総務対策部	本部班	防災対策課 人事秘書課	●	●	●	本部の設置・運営・廃止に関すること
			●	●	●	災害対応の総括に関すること
			●	●		気象情報等の収集に関すること
			●	●		避難情報の発令に関すること
			●	●	●	職員配備体制に関すること
			●	●	●	国、県、警察、消防、自衛隊等関係機関との連絡調整に関すること
			●	●	●	消防団、自主防災組織、行政区との連絡調整に関すること
	情報班	総務課 デジタル戦略課 人事秘書課 財政課 管財課 総合政策課 交通政策課	●	●	●	電話応対に関すること
			●	●	●	被害情報の整理・分析に関すること
			●	●	●	各部、班からの情報集約に関すること
			●	●	●	情報の共有に関すること
			●	●	●	災害本部会議の議事録作成に関すること
			●	●	●	市民、報道機関等への情報発信（広報）に関すること
	財政班	財政課 会計課			●	災害対応関係予算の編成及び執行管理に関すること
					●	災害対応に係る財源措置に関すること
					●	災害救助法に係る事務に関すること
	受援班	人事秘書課 総合政策課 交通政策課 産業振興課	●	●	●	人的、物的支援に係る全体調整に関すること
			●	●	●	受援計画に関すること
			●	●	●	職員（人的資源）の全体調整に関すること
			●	●	●	国、地方自治体職員の派遣要請、受入れに関すること
			●	●	●	各種支援団体への応援派遣要請、受入れに関すること
			●	●	●	物的支援の要請、受入れに関すること
			●	●	●	協定団体への支援要請、受入れに関すること
	庶務班	総務課 議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	●	●	●	本部運営に係る庶務に関すること
			●	●	●	他の部、班の所管に属さないこと
市民環境対策部	被害調査班	税務課 市民課 環境課		●	●	住家被害調査に関すること
					●	被災台帳の作成に関すること
					●	罹災証明の発行に関すること
	市民・ボランティア班	人権・同和対策課 各市民サービス課		●	●	災害関係窓口業務全般に関すること
				●	●	行政区長との連絡調整に関すること
			●	●		人的被害の公表に係る調整に関すること
				●	●	災害ボランティアの受入れ、配置に関すること
				●	●	災害ボランティアセンターの設置、閉鎖に関すること
				●	●	ボランティア団体等との連携に関すること
	環境衛生班			●	●	仮設トイレの設置、管理に関すること
				●	●	災害廃棄物の処理に関すること
				●	●	倒壊家屋等の公費解体に関すること
				●	●	遺体の収容及び安置に関すること
				●	●	防疫に関すること
				●	●	動物の保護及び収容に関すること

対策部	班	主たる担当課	時期区分			主たる業務
			初動	応急	復旧	
保健福祉対策部	要配慮者対策班	健康課	●			避難行動要支援者の避難支援に関すること
		子育て支援課	●	●	●	福祉避難所の管理運営に関すること
		高齢者介護課	●	●	●	一般避難所における要配慮者の生活支援に関すること
	保健医療班	社会福祉課	●	●	●	災害対応における保健医療対策に関すること
		こども育成課	●	●	●	医療機関との連絡調整に関すること
		生活支援課	●	●	●	在宅避難者の保健医療に関すること
			●	●	●	医療救護の派遣要請に関すること
	被災者支援班				●	義援金、支援金、見舞金、弔慰金、災害援助金等に関すること
					●	被災者生活再建支援法に係る事務に関すること
					●	被災者支援の取りまとめに関すること
産業建設対策部	産業班	農林振興課	●	●	●	災害用備蓄物資等の緊急輸送に関すること
		産業振興課		●	●	食料の確保、供給に関すること
		農業委員会事務局		●	●	炊き出しの実施及び支援に関すること
	建設班	農林振興課	●	●	●	緊急輸送路の確保に関すること
		土木課	●	●	●	国道、県道の被災に係る道路管理者との連絡調整に関すること
			●	●	●	市道、農道、林道の災害対応に関すること
			●	●	●	排水樋門、頭首工、ため池、用排水施設等の管理に関すること
	住宅班	住宅課		●	●	被災建築物、被災宅地応急危険度判定に関すること
					●	災害応急仮設住宅の建設に関すること
					●	応急仮設住宅への入居手続きに関すること
					●	みなし仮設住宅に関すること
	水道班	水道局	●	●	●	水道施設の災害対応に関すること
			●	●		応急給水に関すること
教育対策部	避難所班	教育総務課	●	●	●	避難所の開設、管理運営、閉鎖に関すること
		教育施設課	●	●	●	避難所運営マニュアルに関すること
		生涯学習課				
		スポーツ振興課				
		男女共同参画推進課				
	教育班	教育総務課	●			児童生徒、教職員の安全管理、健康管理、心のケアに関すること
		学校教育課		●		学用品の支給に関すること
消防対策部	消防班	消防団	●			応急救助、捜索に関すること
		防災対策課	●			災害広報に関すること
			●			避難誘導、避難支援に関すること
各部共通		全課等	●			職員の安否確認及び動員配備に関すること
			●			所管施設の被害調査及び応急対応に関すること
			●	●	●	災害対策本部との情報共有及び連絡調整に関すること
			●	●	●	対策部内及び対策部間の相互応援に関すること

備考

時期区分(おおむねの目安)の「初動」は災害発生から2日目まで、「応急」は3日目から7日目まで、「復旧」は8日目以降の対応を示す。

3-5 嘉麻市災害対策本部配備基準

■ 配備基準

配備		配備基準	主な活動内容	配備要員
注意配備		○市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき ○市内で震度3の地震が発生したとき ○市内が台風の進路にあり、強風域に入ることが予想されるとき ○その他防災対策課長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動	・防災対策課
災害警戒本部	警戒配備	○市内に被害の発生が予想されるとき ○市内で震度4の地震が発生したとき ○市内が台風の進路にあり、暴風域に入ることが予想されるとき ○その他災害警戒本部長（副市長）が必要と認めるとき	・気象情報等の収集伝達 ・警戒予防活動	・災害警戒本部会議委員 ・防災対策課 ・消防団 ・各対策部長にあらかじめ指定された職員
災害対策本部	第1配備	○市内に被害発生の可能性が高くなったとき、あるいは、市内の一部に被害が発生したとき ○市内で震度5弱の地震が発生したとき ○高齢者等避難を発令したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	・気象情報等の収集伝達 ・避難者の受入れ ・広報活動 ・被害調査 ・応急対策活動	・災害対策本部会議委員 ・全課長 ・防災対策課 ・消防団 ・各対策部長にあらかじめ指定された職員
	第2配備	○市内に相当規模の被害が発生する恐れがあるとき、あるいは発生したとき ○市内で震度5強の地震が発生したとき ○避難指示を発令したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	・気象情報等の収集伝達 ・避難者の受入れ ・広報活動 ・被害調査 ・応急対策活動	・災害対策本部会議委員 ・全課長 ・防災対策課 ・消防団 ・各対策部長にあらかじめ指定された職員
	第3配備	○市内に相当規模の被害が複数発生する恐れがあるとき、あるいは発生したとき ○市内で震度6以上の地震が発生したとき ○緊急安全確保を発令したとき ○その他災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき	・気象情報等の収集伝達 ・避難者の受入れ ・広報活動 ・被害調査 ・応急対策活動 ・支援活動	・全職員 ・消防団

※各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。

4-1 嘉麻市防災会議条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 149 号

改正 平成 22 年 3 月 26 日

条例第 4 号

平成 24 年 12 月 19 日

条例第 26 号

平成 25 年 12 月 20 日

条例第 36 号

平成 30 年 6 月 26 日

条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、嘉麻市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 嘉麻市地域防災計画を作成し、その実施を推進する事項
- (2) 市の地域に係る防災に関する重要な事項
- (3) 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- (4) その他防災に関し、市長が特に必要と認める事項

(全部改正〔平成 30 年条例 30 号〕)

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関職員 1 人以内
- (2) 福岡県知事部局職員 3 人以内
- (3) 福岡県警察警察官 1 人以内
- (4) 市議会議員 2 人以内
- (5) 市職員 6 人以内
- (6) 副市長
- (7) 教育長
- (8) 消防団長
- (9) 飯塚地区消防組合職員 1 人以内
- (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関職員 4 人以内
- (11) その他市長が必要と認める者 7 人以内

(全部改正〔平成 30 年条例 30 号〕)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(全部改正〔平成 30 年条例 30 号〕)

(会長及び職務代理者)

第 5 条 防災会議に、会長を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
 - 3 会長は、会務を総理し、防災会議を代表する。
 - 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- (全部改正〔平成 30 年条例 30 号〕)

(庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、主管課において処理する。

(追加〔平成 30 年条例 30 号〕)

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し、防災会議の運営に必要な事項は、規則で定める。

(追加〔平成 30 年条例 30 号〕)

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 19 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 20 日条例第 36 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 26 日条例第 30 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

4-2 嘉麻市防災会議条例施行規則

平成 30 年 6 月 26 日

規則第 66 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、嘉麻市防災会議条例(平成 18 年嘉麻市条例第 149 号)第 7 条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程(平成 22 年嘉麻市告示第 131 号)に定めるもののほか、嘉麻市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長及びその職務代理者にともに事故があるとき又はともに欠けたときは、主管課長が会議を招集する。

(専決処分)

第 3 条 会議が成立しないとき又は会議を招集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事務のうち、次に掲げる事項について専決処分をすることができる。

(1) 防災計画に基づきその実施を推進する事項

(2) その他軽易な事項に関する事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(議事の連絡)

第 4 条 会長は、会議に欠席者があつたときは、当該会議における議案及び審議の結果について、文書をもって連絡するものとする。

(招集通知)

第 5 条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届けなければならない。

(関係者の出席等)

第 6 条 防災会議は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(専門委員)

第 7 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、防災会議委員及び学識経験者等をもって充て、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでの間とする。

(庶務)

第 8 条 防災会議の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(嘉麻市防災会議規則の廃止)

2 嘉麻市防災会議規則(平成 18 年嘉麻市規則第 137 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前旧規則によってした行為は、この規則によるものとみなす。

4-3 嘉麻市防災会議委員名簿

令和3年1月現在

委員種別	機関等名	備考
会長	嘉麻市	
第1号委員	国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所飯塚出張所	
第2号委員	福岡県飯塚農林事務所	
	福岡県飯塚県土整備事務所	
	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	
第3号委員	嘉麻警察署	
第4号委員	嘉麻市議会	
	嘉麻市議会	
第6号委員	嘉麻市	
第7号委員	嘉麻市教育委員会	
第5号委員	嘉麻市	
	嘉麻市 土木課	
	嘉麻市 男女共同参画推進課	
	嘉麻市 市民課	
	嘉麻市 福祉事務所	
	嘉麻市 教育総務課	
第8号委員	嘉麻市消防団	
第9号委員	飯塚地区消防組合 飯塚消防署嘉麻分署	
第10号委員	西日本電信電話株式会社 筑豊営業支店	
	九州電力送配電株式会社飯塚配電事業所	
	日本赤十字社嘉麻赤十字病院	
第11号委員	陸上自衛隊飯塚駐屯地 第3高射特科群	
	一般社団法人 飯塚医師会	
	社会福祉法人 嘉麻市社会福祉協議会	
	かま男女共同参画推進ネットワーク	
	かま男女共同参画推進ネットワーク	
	嘉麻市消防団本部隊女性部	

4-4 嘉麻市災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 150 号

改正 平成 24 年 12 月 19 日

条例第 26 号

平成 30 年 6 月 26 日

条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、嘉麻市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成 24 年条例 26 号・30 年 28 号〕)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(一部改正〔平成 30 年条例 28 号〕)

(部及び班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部及び班を置くことができる。

2 部及び班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 19 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 26 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4-5 嘉麻市災害対策本部設置規程

	平成 18 年 3 月 27 日	訓令第 21 号
改正	平成 19 年 3 月 26 日	訓令第 1 号
	平成 20 年 6 月 30 日	訓令第 10 号
	平成 21 年 3 月 31 日	訓令第 1 号
	平成 23 年 3 月 31 日	訓令第 5 号
	平成 24 年 3 月 30 日	訓令第 3 号
	平成 25 年 1 月 4 日	訓令第 1 号
	平成 27 年 6 月 1 日	訓令第 15 号
	平成 28 年 3 月 30 日	訓令第 2 号
	平成 29 年 3 月 31 日	訓令第 2 号
	平成 30 年 6 月 26 日	訓令第 3 号
	平成 31 年 4 月 1 日	訓令第 6 号
	令和 2 年 3 月 10 日	訓令第 1 号
	令和 2 年 4 月 1 日	訓令第 3 号
	令和 2 年 9 月 23 日	訓令第 9 号
	令和 3 年 6 月 15 日	訓令第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、嘉麻市災害対策本部条例（平成 18 年嘉麻市条例第 150 号）第 5 条の規定に基づき、嘉麻市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第 2 条 本部は、嘉麻市役所本庁内に置く。

(一部改正〔令和 2 年訓令 1 号〕)

(本部の組織)

第 3 条 災害対策本部長は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 2 項の規定により、市長をもって充てる。

2 災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部の部、班の組織及び分掌事務は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

4 部及び班に、それぞれ部長及び班長を置く。

5 部長及び班長は、上司の命を受け、それぞれの部及び班の事務を掌理する。

(一部改正〔平成 19 年訓令 1 号・20 年 10 号・25 年 1 号〕)

(本部会議の設置)

第 4 条 本部に、災害に関する応急対策について協議するため、本部会議を開く。

2 本部会議は、別表第 1 に掲げる者をもって構成する。

3 本部会議は、必要に応じて災害対策本部長が招集する。

(一部改正〔平成 20 年訓令 10 号〕)

(災害警戒本部)

第 5 条 災害対策本部長は、災害による被害の発生が予想されるときは、災害対策本部設置前の体制として、災害警戒本部を設置し、情報収集、警戒予防活動を行わせることができる。

2 災害警戒本部長は、副市長を、災害警戒副本部長は、総務課長をもって充てる。

3 災害警戒本部会議は、別表第 1 に掲げる者をもって構成する。

4 災害警戒本部会議は、必要に応じて災害警戒本部長が招集する。

(追加〔令和 3 年訓令 5 号〕)

(配備)

第 6 条 災害対策本部長は、災害の状況に応じ、別表第 3 に定める配備基準により配備を決定し、各部長に指示するものとする。

2 各部長は、前項の配備に応じて、配備要員をあらかじめ指名しておかなければならない。

3 災害発生に際して、前項の規定による人員を配備したときは、その状況を配備報告書（別記様式）により速やかに報告しなければならない。

（一部改正〔平成 20 年訓令 10 号・令和 3 年訓令 5 号〕）

(その他の事項)

第 7 条 この訓令に定める事務を処理するに当たっては、原則として、他の全ての事務に優先して迅速かつ的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

（一部改正〔平成 30 年訓令 3 号〕）

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、本部に関する活動事項については、嘉麻市地域防災計画の定めるところによる。

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 26 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 30 日訓令第 10 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日訓令第 5 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 4 日訓令第 1 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 1 日訓令第 15 号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の嘉麻市災害対策本部設置規程の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 26 日訓令第 3 号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この訓令の施行の際現にあるそれぞれの訓令に規定する旧書式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日訓令第 6 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 10 日訓令第 1 号)

この訓令は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日訓令第 3 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 23 日訓令第 9 号)

この訓令は、令和 2 年 9 月 23 日から施行する。

附 則(令和 3 年 6 月 15 日訓令第 5 号)

この訓令は、令和 3 年 6 月 15 日から施行する。

以下、別表及び様式省略

4-6 嘉麻市消防団の組織等に関する規則

平成 18 年 3 月 27 日 規則第 139 号
改正 平成 19 年 3 月 26 日 規則第 15 号
平成 20 年 3 月 28 日 規則第 9 号
平成 23 年 12 月 26 日 規則第 20 号
令和 2 年 3 月 11 日 規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、嘉麻市消防団（以下「消防団」という。）の組織及び消防団員の階級、訓練、服制等に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成23年規則第20号〕

(組織)

第 2 条 嘉麻市消防団設置条例（平成18年嘉麻市条例第152号）により設置した消防団の組織は、消防団本部（以下「本部」という。）及び7分団1本部隊で構成する。

2 各分団に分隊を置く。

一部改正〔平成23年規則第20号〕

(本部の位置)

第 3 条 本部は、嘉麻市役所本庁内に置く。

一部改正〔平成23年規則第20号・令和2年19号〕

(分団の名称及び管轄区域)

第 4 条 消防団の各分団及び本部隊の名称及び管轄区域は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔平成23年規則第20号〕

(消防団員の階級)

第 5 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

一部改正〔平成20年規則第9号・23年20号〕

(消防団員の職及び職務内容)

第 6 条 消防団員の職及び職務内容は、別表第2のとおりとする。

2 団長及び副団長ともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ、団長の指定する者が団長の職務を代理する。

一部改正〔平成20年規則第9号・23年20号〕

(消防団員の配置)

第 7 条 消防団員の配置は、団長の承認を得て市長が定める。

一部改正〔平成23年規則第20号〕

(災害出場)

第 8 条 消防車が水火災の時に出動するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の定める交通規則に従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの際の信号については、警戒灯の点灯に限るものとする。

一部改正〔平成23年規則第20号〕

(消防車の責任者の遵守事項)

第 9 条 出火（水）出動又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 機関担当員の隣席に乗車すること。
- (2) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させないこと。

(4) 消防車は、一列縦隊で安全を保って走行すること。

(5) 前行消防車の追越信号のある場合を除くほか、走行中の追越しはしないこと。

一部改正〔平成23年規則第20号〕

(管轄区域)

第10条 消防団は、団長の許可を受けない管轄区域外の水火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、管轄区域が確認し難い場合の出動については、この限りでない。

一部改正〔平成23年規則第20号〕

(消火、水防等の活動)

第11条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

(現場指揮)

第12条 火災現場に最先到着した指揮者は、上級指揮者が到着するまで全指揮を執り、責任を負わなければならない。

(指揮者の報告義務)

第13条 火災現場に到着した各分隊の指揮者は、上級指揮者の到着を待って速やかに、火災の状況、防ぎよ措置及び消火活動上必要と認めた事項を報告しなければならない。

一部改正〔平成23年規則第20号〕

(指揮者の遵守事項)

第14条 災害現場に出動した指揮者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 消防作業中は、適切な判断と敢然とした決意をもって団員の活動を指揮監督すること。
- (2) 常に自己の指揮下にある団員を掌握し、状況の変化に即応した体制がとられるように努めること。
- (3) 所属団員の保護に十分な措置をとること。
- (4) 残火鎮滅に当たっては、よく調査して再燃によって危険を及ぼすことのないように努めること。

一部改正〔平成23年規則第20号〕

(死体発見の場合の措置)

第15条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、指揮者は、市長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

第16条 放火の疑いのある場合は、指揮者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに、市長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場保存に努めること。
- (3) 事件を慎重に取り扱うとともに、公表は差し控えること。

(教養及び訓練)

第17条 消防団員は、品位の向上及び消防技能の練成に努め、定期的にこれらの訓練を行わなければならない。

(文書簿冊)

第18条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかななければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 消防沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳

- (5) 消防計画書
- (6) 管内図
- (7) 地理、水利状況
- (8) 手当受払簿
- (9) 給与品、貸与台帳
- (10) 諸令達簿
- (11) 消防法規例規つづり
- (12) 雑書つづり
- (補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
一部改正〔平成23年規則第20号〕

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年3月26日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の嘉麻市消防団の組織等に関する規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月28日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに任命された統括副団長および方面隊長の取り扱いについては、改正後の嘉麻市消防団の組織等に関する規則の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月26日規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に分団長及び副分団長の階級にある者で消防団員の配置上その他やむを得ない事由により分団長及び分隊長の職に就くことができないものについては、この規則の施行の日から当分の間、分隊長又は副分隊長の職に就くものとする。

附 則（令和2年3月11日規則第19号）

この規則は、令和2年3月23日から施行する。

別表第1（第4条関係）

名称	管轄区域
第1分団	熊ヶ畑第1、熊ヶ畑第2、熊ヶ畑第3、山田百々谷、尾浦第1、尾浦第2、神幸、天神、西川、本町、下宮、木城、筑紫、大橋、中央、原町、昭和、山田猪之鼻、蛭子、さくらが丘、三菱第1、三菱第2、ゆうひが丘、長野、中山田上、中山田下、立石、新原、山下、石ヶ崎、古河、日吉、上山、嘉穂百谷
第2分団	漆生本村、漆生中央、漆生南部、稲築才田、東岩崎、西岩崎、口春、山野第1、山野第2、樋渡、才田日吉、漆生老松、新山野、漆生東
第3分団	鴨生第1、鴨生第2、鴨生町、平第1、平第2、宮地、辻中竈、藤見台、平東、緑ヶ丘、銭代坊、枝坂、鴨生北町
第4分団	平山、飯田、熊本、上臼井東、上臼井上、上臼井下、笹原、笹原本町、小太郎団地、県営住宅、下臼井東、下臼井西、新道、南ヶ丘団地、出川、六四田、西郷、井土、光代、昭嘉、琴平団地、京塚

名称	管轄区域
第5分団	大隈、中益、下益、上町、五日町、三日町、上西郷、貞月、上牛隈、下牛隈、牛隈北区
第6分団	東馬見、西馬見、屏、椎木、桑野、小野谷、宮吉、上
第7分団	千手、嘉穂才田、江星、大力、西野、芥田、九郎原、泉河内、四ヶ畑、東畑
本部隊	嘉麻市全域

全部改正〔平成23年規則20号〕

別表第2（第6条関係）

職	職務内容	階級
団長	消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮監督する。	団長
副団長	団長を補佐し、団長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。	副団長
分団長	上司の命を受け、当該分団の事務を掌理し、所属の団員を指揮監督する。	分団長
分隊長	当該分隊を統率するとともに、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。	副分団長
(副分隊長)	分隊長を補佐し、分隊長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。	
部長	上司の命を受け、当該部の事務をつかさどる。	部長
班長	上司の命を受け、当該班の事務をつかさどる。	班長
団員	上司の命を受け、消防事務に従事する。	団員
本部隊長	上司の命を受け、本部隊の事務を掌理し、所属の団員を指揮監督する。	分団長
副隊長	本部隊長を補佐し、本部隊長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。	副分団長

全部改正〔平成23年規則20号〕

4-7 嘉麻市火入れに関する条例

平成 18 年 3 月 27 日 条例第 136 号
改正 平成 30 年 6 月 26 日 条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 21 条の許可の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 法第 21 条第 1 項の規定により、火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の 7 日前までに、火入許可申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
 - (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
 - (3) 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し
- 2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 市長は、当該申請に係る火入れが次に掲げる事項の全てに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(一部改正〔平成 30 年条例 28 号〕)

(許可証の交付等)

第 4 条 市長は、火入れの許可をするときは、法第 21 条第 1 項の規定により、第 8 条から第 15 条まで及び第 16 条第 4 項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証（様式第 2 号）を交付するものとする。

- 2 市長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第 5 条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第 21 条の規定により、火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第 6 条 火入れの許可の対象期間は、1 件につき 7 日以内とする。

(許可の対象面積)

第 7 条 1 団地における 1 回の火入れの許可の対象面積は、1 ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を 1 ヘクタール以下に区画し、その 1 区画に火入れを行い、完全に消火したことを確

認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、市長は、これを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに、市長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に規定する防火の設置及び第12条に規定する火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ、火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅5メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については、10メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰（せき）等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。

(1) 0.5ヘクタールまでは、10人以上

(2) 0.5ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.1ヘクタールにつき1人を前号の人数に加えて得た人数以上

(3) その他市長は地域的条件により火入従事者の3分の1を下らない範囲で減員することができる。

2 火入者は、ノコギリ、ナタ、クワ、バケツ、ヌレムシロ（これらの器具以外のものは、火入許可証の指示事項に器具名及び数量を記載する。）等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

（一部改正〔平成30年条例28号〕）

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに、消火しなければならない。

(一部改正〔平成 30 年条例 28 号〕)

(緊急連絡体制の整備)

第 15 条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(消防署長への通知等)

第 16 条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防署長にその旨通知するものとする。

- 2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。
- 3 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち会わせることができる。
- 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山田市火入れに関する条例（昭和 59 年山田市条例第 17 号）、稲築町火入れに関する条例（昭和 59 年稲築町条例第 5 号）、碓井町火入れに関する条例（昭和 59 年碓井町条例第 4 号）又は嘉穂町火入れに関する条例（昭和 59 年嘉穂町条例第 9 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 30 年 6 月 26 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

以下、様式省略

4-8 嘉麻市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年 3 月 27 日 条例第 79 号
改正 平成 23 年 9 月 29 日 条例第 18 号
平成 31 年 3 月 14 日 条例第 8 号
令和 2 年 3 月 11 日 条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

一部改正〔平成 23 年条例 18 号〕

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市長は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

一部改正〔平成 23 年条例 18 号〕

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則の定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

一部改正〔平成23年条例18号〕

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

一部改正〔平成23年条例18号〕

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間は、そのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書きの場合は、5 年）とする。

(利率及び保証人)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

一部改正〔平成 31 年条例 8 号〕

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

一部改正〔平成 31 年条例 8 号・令和 2 年 10 号〕

(支給審査委員会の設置)

第 16 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するに当たり、専門的見地から災害との因果関係等を審査するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、嘉麻市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師 2 人以内

(2) 弁護士その他法律に関し学識経験を有する者 1 人

(3) その他市長が必要と認める者 2 人以内

4 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 その他審査委員会の運営に必要な事項は、規則で定める。

追加〔令和 2 年条例 10 号〕

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔令和 2 年条例 10 号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年山田市条例第 29 号）、稲築町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年稲築町条例第 22 号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年嘉穂町条例第 4 号）又は碓井町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 50 年碓井町条例第 5 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 23 年 9 月 29 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した者に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 14 日条例第 8 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の嘉麻市災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 11 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

4-9 嘉麻市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 18 年 3 月 27 日 規則第 64 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日 規則第 16 号

平成 30 年 6 月 26 日 規則第 26 号

平成 31 年 3 月 14 日 規則第 9 号

令和 2 年 3 月 11 日 規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、嘉麻市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 18 年嘉麻市条例第 79 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(一部改正〔平成 30 年規則 26 号〕)

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(一部改正〔平成 30 年規則 26 号〕)

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、この市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障がい者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障がいを有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

(一部改正〔平成 30 年規則 26 号〕)

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第 2 号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画

(4) 保証人となるべき者に関する事項

(5) その他市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(一部改正〔平成30年規則26号〕)

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(一部改正〔平成30年規則26号〕)

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成30年規則26号〕)

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除

申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
 - (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(一部改正〔平成 30 年規則 26 号・令和 2 年 10 号〕)

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。
(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山田市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則(昭和 49 年山田市規則第 23 号)、稲築町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年稲築町規則第 13 号)、碓井町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 50 年碓井町規則第 2 号)又は嘉穂町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(平成 3 年嘉穂町規則第 18 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 16 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 26 日規則第 26 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるそれぞれの規則に規定する旧書式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる。

附 則(平成 31 年 3 月 14 日規則第 9 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 11 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

以下、様式 (第 1 号～第 16 号)省略

4-10 嘉麻市災害見舞金交付規程

平成 18 年 3 月 27 日 告示第 12 号
改正 平成 24 年 7 月 6 日 告示第 81 号
平成 26 年 5 月 12 日 告示第 49 号
平成 30 年 6 月 26 日 告示第 35 号
令和 2 年 3 月 26 日 告示第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、火災、風水害、地震その他の自然災害（以下「災害」という。）による被災者に対し、災害見舞金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「住家」とは、日常生活の全ての根拠地としての居住のための建物で、別棟の倉庫や車庫を除いたものをいう。

一部改正〔平成 30 年告示 35 号〕

(適用基準)

第 3 条 市長は、市内において災害が発生し、次に掲げる程度の被害を受けた場合においては、当該災害による被災者に対して災害見舞金を交付するものとする。

(1) 住家が全壊又は全焼した場合

(2) 住家が床上浸水した場合

(3) 住家に土砂が流入した場合

(3) 住家が半壊又は半焼した場合

(4) 死亡した場合

(5) 行方不明となった場合

2 交付基準は、災害発生日、本市において住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 5 条の規定による住民基本台帳に記録されている者の世帯とする。

一部改正〔平成 24 年告示 81 号・令和 2 年 31 号〕

(災害見舞金)

第 4 条 災害見舞金は、別表のとおりとする。

2 豪雨又は洪水等連続する一の災害において被災した被害が前条第 1 項各号の二以上に該当する場合においては、当該各号の順位に従い、その一について適用する。

(交付の方法)

第 5 条 災害見舞金は、被災世帯主に対し交付するものとする。

(交付の手続)

第 6 条 この告示の適用を受けようとする者は、被災状況報告書(様式第 1 号。以下「報告書」という。)を市長の定める期限までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書を受理したときは、被害状況調査票 1 (様式第 2 号)又は被害状況調査票 2 (様式第 3 号)に基づき調査確認するものとする。

一部改正〔平成 24 年告示 81 号〕

(交付)

第 7 条 災害見舞金は、前条第 2 項に規定する調査に基づき、速やかに交付するものとする。

一部改正〔平成 24 年告示 81 号〕

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

一部改正〔平成 24 年告示 81 号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の碓井町災害見舞金支給条例（平成 3 年碓井町条例第 7 号）、山田市災害救助取扱規程（昭和 31 年山田市規則第 3 号）、嘉穂町災害見舞金支給要綱（平成 3 年嘉穂町要綱第 5 号）又は稲築町災害見舞金交付規程（平成 4 年稲築町告示第 9 号）（以下これらを「合併前の条例等」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日までに、合併前の条例等の規定により交付すべきであった災害見舞金の取扱いについては、なお合併前の条例等の例による。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日告示第 81 号）

この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 12 日告示第 49 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の嘉麻市災害見舞金交付規程の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 6 月 26 日告示第 35 号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日告示第 31 号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第 4 条関係）

一部改正〔平成 26 年告示 49 号・令和 2 年 31 号〕

災害見舞金

被害程度	金 額	備 考
全壊・全焼(70%以上)	50,000 円	1世帯当たり
	10,000 円	家族1人当たり
半壊・半焼(20%以上 70%未満(消火活動による同程度の水損を含む。))	30,000 円	1世帯当たり
	5,000 円	家族1人当たり
床上浸水	30,000 円	1世帯当たり
土砂流入	30,000 円	1世帯当たり
死亡	100,000 円	1人当たり
行方不明	100,000 円	1人当たり

以下、様式省略

5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

令和2年8月現在
発表官署 福岡管区気象台

嘉麻市	府県予報区		福岡県			
	一次細分区域		筑豊地方			
	市町村等をまとめた地域		－			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	24		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	146		
	洪水		流域雨量指数基準	山田川流域=14.7, 千手川流域=11.8, 才田川流域=7.4, 泉河内川流域=8.5		
			複合基準 *	才田川流域=(11, 6.6)		
			指定河川洪水予報による基準	遠賀川上流部[川島]		
	暴風		平均風速	20m/s		
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm	
				山地	12 時間降雪の深さ 20cm	
	波浪		有義波高	－		
高潮		潮位	－			
注意報	大雨		表面雨量指数基準	14		
			土壌雨量指数基準	94		
	洪水		流域雨量指数基準	山田川流域=11, 千手川流域=9.4, 才田川流域=5.9, 泉河内川流域=6.8		
			複合基準 *	山田川流域=(7, 11), 遠賀川流域=(13, 10.8), 才田川流域=(7, 5.9)		
			指定河川洪水予報による基準	遠賀川上流部[川島]		
	強風		平均風速	12m/s		
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 3cm	
				山地	12 時間降雪の深さ 5cm	
	波浪		有義波高	－		
	高潮		潮位	－		
	雷		落雷等により被害が予想される場合			
	融雪		－			
	濃霧		視程	100m		
	乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 60%			
	なだれ		積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上			
	低温		夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬期: 沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下			
	霜		11 月 20 日までの早霜、3 月 15 日からの晩霜、最低気温 3℃以下			
	着氷・着雪		大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度 90%以上			
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm		

* (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値。

5-2 気象庁震度階級関連解説表

平成21年3月改定

計測震度	階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5-	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
1.5-	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5-	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。					
3.5-	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
4.5-								

計測震度	階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
5.0	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水、停電が発生することがある。	地盤に亀裂や液状化が生じたり、斜面では落石やがけ崩れが発生することがある。
	5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが倒れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	地震管制装置付きのエレベーターは安全のため自動停止する。運動再開には安全確認などのため、時間がかかることがある。	
	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある転倒する。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、大きく入る場合もある。瓦が落下したり、建物が傾いたり、倒れるものもある。耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	震度6弱程度以上の揺れがあった場合、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	
6.0								

計測震度	階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
6.5-	6強		固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増え、倒れるものが増える。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがあり、1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が増える。	震度 6 強程度以上の揺れがあった場合、広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。	大きな地割れが生じたり、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
	7	立っていることができず、這わないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、傾くものや、倒れるものが増える。耐震性の高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなり、1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなり、1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。		

5-3 火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月 消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- （1）「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- （2）「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある 地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- （3）「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- （4）「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第 1 報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第 1 報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- （5）市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲でその第 1 報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、4調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消

防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示) ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示) ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ. 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又

は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
 - (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - (エ) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
 - (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
- エ. 原子力災害等
- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ. その他特定の事故
- 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- (3) 社会的影響基準
- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。

以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力 攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出 その他の人的又は物的災害

(2) 国民保護法第17条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500

平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4. 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物」又は「林野」又は「車両」又は「船舶」又は「航空機」又は「その他」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予

- 防査察の経過
- (イ) 火災の状況
 - a 発見及び通報の状況
 - b 避難の状況
- イ 建物火災で個別基準の e、f、又は g に該当する火災
 - (ア) 発見及び通報の状況
 - (イ) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情
 - b 都市構成
 - c 気象条件
 - d その他
 - (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - (エ) り災者の避難保護の状況
 - (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- ウ 林野火災
 - (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
 - ※必要に応じて図面を添付する。
 - (イ) 林野の植生
 - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

- (1) 事故名（表頭）及び事故種別

事故種別は、「火災」又は「爆発」又は「漏えい」又は「その他」とし、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
- (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
- (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」は、「救急事故」又は「救助事故」又は「武力攻撃災害」又は「緊急処理事態における災害」とし、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
不審物（爆発物）の有無

立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

＜災害即報＞

4 第4号様式

（1）第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

（2）第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア)災害の発生場所 被害を生じた市町村名又は地域名

(イ)災害の発生日時 被害を生じた日時又は期間

(ウ)災害の種類、概況 台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

5-4 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年 5月21日

改正 平成 6年 4月 1日

平成10年 4月 1日

(趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、

ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に揚げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10 時 00 分	15 時 00 分
出先機関の長	10 時 30 分	15 時 30 分
各 部 長	11 時 00 分	16 時 00 分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあっては5日以内に、関係出先機関の長にあっては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に揚げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあっては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

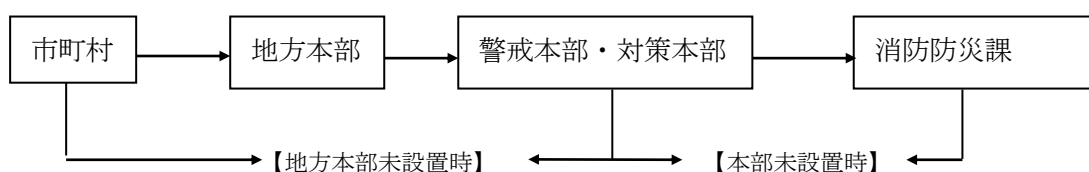
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

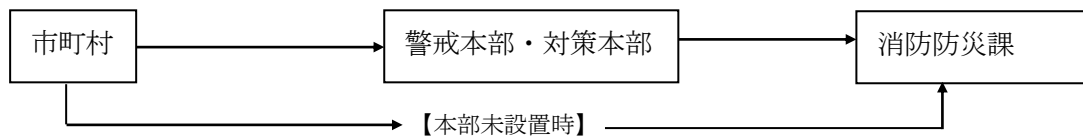
(1) 災害概況及び被害状況即報

（様式第1号・様式第2号の1）



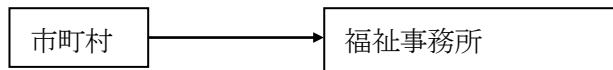
(2) 被害状況確定報告

(様式第2号の1)



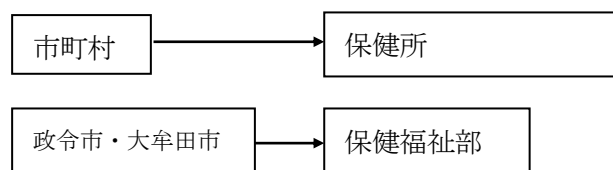
(3) 社会福祉施設関係被害即報

(様式第2号の2)



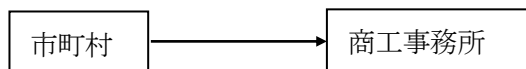
(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の3、様式第3号の1)



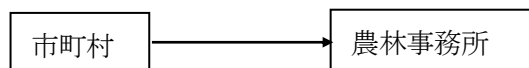
(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の4、様式第3号の2)



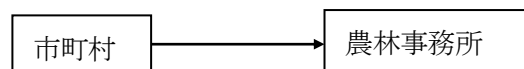
(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の5、様式第3号の3～15)



(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の6、7、8、9、10)



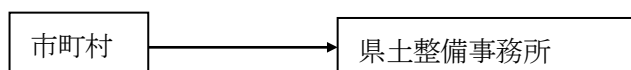
(8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の11、12)



(9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告

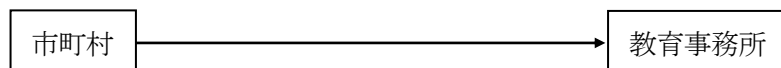
(様式第2号の13、様式第3号の16)



- (10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の14、15)

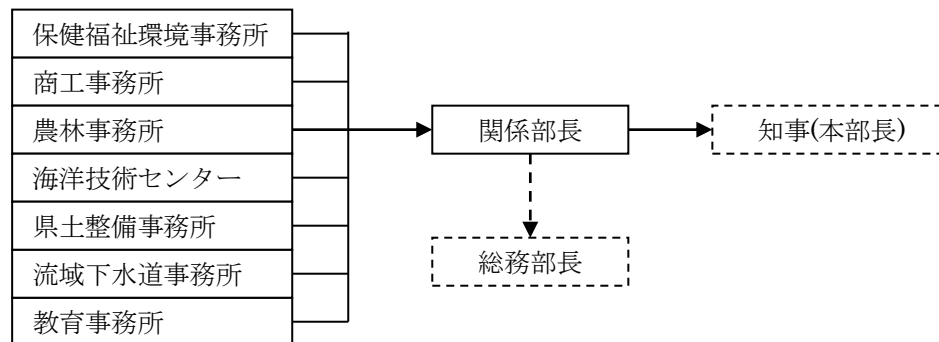


- (11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災安全課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

5-5 被害の判定基準

(福岡県地域防災計画より抜粋:福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		—	備 考
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。	
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半 壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一 部 損 壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床 下 浸 水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊、又は半壊のもののみを記入するものとする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。	
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田 の 流 出 埋 没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	
	畑 の 流 出 埋 没 及 び 畑 の 冠 水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道 路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。	

被害区分		—	備 考
そ の 他	橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河 川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港 湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂 防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって天然の河岸とする。	
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	航 空 機 被 害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住居の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	罹 災 者	罹災者世帯の構成員とする。	

被害区分		—	備 考
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きとするものとする。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

5-6 福岡県災害救助法施行細則

昭和40年福岡県規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)の実施について、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「政令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(救助実施区域の告示)

第3条 知事は、法第2条の規定による救助(以下「救助」という。)を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村(法第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。)の地域を告示するものとする。

(市町村長の緊急処置)

第4条 市町村長(法第2条の2第1項に規定する救助実施市の長を除く。以下同じ。)は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第13条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。

(救助の組織)

第4条の2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部(以下「部」という。)を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。

3 部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 知事は、政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第一条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公用令書(様式第3号から様式第3号の4まで)

二 公用変更令書(様式第4号)

三 公用取消令書(様式第5号)

2 知事は、前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳(様式第6号)に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第8条 省令第2条第3項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書(様式第7号)を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書(様式第8号)の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 公用令書(様式第9号)

二 公用取消令書(様式第10号)

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第11号)に、これを登録するものとする。

3 第一項第二号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第11条 法第8条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書(様式第12号)を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳(様式第13号)に、これを登録するものとする。

第12条 削除

(従事命令に従事できない場合の届出)

第13条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

一 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

二 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な機関の証明書

(実費弁償)

第14条 知事は、政令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めたときは、これを告示するものとする。

(実費弁償請求書の様式)

第15条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。

(立入検査証)

第16条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあつて、携帯する証票は様式第15号による。

第17条 削除

(扶助金支給申請書の様式等)

第18条 省令第6条第1項の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 省令第6条第1項の規定により、扶助金支給申請書の提出があつたとき及びこれに基づき扶助金の支給を行つたときは、第10条第2項の救助従事者台帳又は第11条第2項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第19条 知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町

村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第17条第1項の規定による通知を行うものとする。

(繰替支弁)

第20条 法第30条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- 一 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第21号及び第21号の2)
- 二 救助業務に要した経費算出内訳(様式第22号)
- 三 被害状況調(様式第24号)
- 四 災害救助費繰替支弁状況調(様式第25号)
- 五 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写し

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第26号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第27号)に前項第二号から五号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第22条 削除

(救助事務費)

第23条 知事は、法第18条第1項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。

(災害救助基金台帳)

第24条 法第22条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第43号及び様式第44号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

(中略)

附 則(令和元年規則第25号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第22号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

以下、別表、様式省略

5-7 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

令和元年9月30日 福岡県告示第325号の2
一部改正 令和元年11月1日 福岡県告示第394号の2
一部改正 令和2年3月31日 福岡県告示第344号
一部改正 令和3年3月23日 福岡県告示第354号

第1 救助の程度、方法及び期間

福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

- ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。
- ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内とする。
- エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

- (ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。
- (イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて別に定め、その設置のため支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。
- (ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- (エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。
- (オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(カ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項による期限内（最長2年以内）とする。

(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

(ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。

(ウ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～ 9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月～ 3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
夏季	4月～ 9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月～ 3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。

ウ 医療は、次の範囲内にて行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。

(2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

(3) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000円

イ 就職支度費 1件当たり 15,000円

(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

- (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,500円

中学校生徒 1人当たり 4,800円

高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

- (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
- (2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つば及び骨箱

- (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人215,200円、小人172,000円以内とする。

- (4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
- (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
- (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり5,400円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。
 - ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
 - (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内とする。
 - (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- (1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難に係る支援
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の捜索
 - カ 死体の処理
 - キ 救済用物資の整理配分
 - (2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
 - (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

- 1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに掲げる者
 - (1) 日当
 - ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,300円以内
 - イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり 17,200円以内
 - ウ 看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,300円以内

- エ 救急救命士 1人1日当たり 15,300円以内
- オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,100円以内
- カ 大工 1人1日当たり 23,700円以内
- キ 左官 1人1日当たり 22,600円以内
- ク とび職 1人1日当たり 23,000円以内

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

(3) 旅費

福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号）の規定により支給すべき旅費に相当する額以内とする。

2 政令第4条第5号から第10号までに掲げる者

業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

第3 救助事務費

規則第23条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金職員等雇上費
- (3) 旅費
- (4) 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 通信運搬費
- (7) 委託費

2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る1の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分	割合
3千万円以下の部分	100 分の 10
3千万円を超え6千万円以下の部分	100 分の 9
6千万円を超え1億円以下の部分	100 分の 8
1億円を超え2億円以下の部分	100 分の 7
2億円を超え3億円以下の部分	100 分の 6
3億円を超え5億円以下の部分	100 分の 5
5億円を超える部分	100 分の 4

3 2の「救助事務費以外の費用の額」とは、第1定める救助の実施のために支出した費用及び第2に定める実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した

費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

6-1 応援協定等一覧

①消防等

協 定 名	協 定 先	締結年月日 (改訂年月日)	備 考
福岡県消防相互応援協定	福岡県内の市町村及び、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	平成元年3月25日 (平成14年8月1日)	全ての災害
福岡都市圏市町村消防相互応援協定	福岡都市圏9市10町6消防組合	昭和55年3月1日 (平成14年7月1日)	全ての災害
災害時における福岡県市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県内の市町村	平成17年4月26日	全ての災害
二市一町消防相互応援協定	飯塚市、嘉麻市、桂川町	平成18年3月27日	全ての災害
田川市、嘉麻市、川崎町消防相互応援協定	田川市、嘉麻市、川崎町	昭和40年6月28日 (昭和60年3月3日)	全ての災害
筑豊地区常備消防相互応援協定	直方市、飯塚地区、田川地区、直方鞍手広域	昭和47年10月16日 (昭和54年3月1日)	全ての災害
飯塚地区消防組合、筑紫野大宰府消防組合消防相互応援協定	飯塚地区、筑紫野大宰府	昭和62年11月1日	全ての災害
飯塚地区消防組合、粕屋南部消防組合消防相互応援協定	飯塚地区、粕屋南部	昭和63年10月17日	全ての災害
甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、飯塚地区消防組合消防相互応援協定	飯塚地区、甘木朝倉広域	平成6年12月1日	全ての災害

②災害時協定締結業者(土木以外)

協定書	業者名	協力可能な事項	締結日
嘉麻市における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省 九州地方整備局	・現地情報連絡員(リエゾン)の派遣 ・災害応急措置	平成23年10月3日
災害時の緊急救援物資輸送に関する協定書	公益社団法人 福岡県トラック協会	・災害応急対策に必要な資機材・生活物資等の輸送業務 ・その他の車両による支援業務	平成25年8月24日
嘉麻市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	社会福祉法人 嘉麻市社会福祉協議会	・ボランティアセンターの設置、運営 ・被災住民のニーズの把握	平成25年12月24日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	・住宅地図の供給	平成26年10月7日
避難所施設利用に関する協定書	福岡県稲築志耕館高等学校	・避難所としての学校施設利用	平成27年4月30日

協定書	業者名	協力可能な事項	締結日
避難所施設利用に関する協定書	福岡県立嘉穂特別支援学校	・避難所としての学校施設利用	平成 27 年 4 月 30 日
遠賀川河川管理用光ファイバー網の相互接続等に関する協定書	国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所	・河川ライブカメラへ画像の閲覧	平成 29 年 5 月 18 日
災害時における情報伝達等に関する協定書	ケーブルステーション福岡 嘉麻営業所	・ケーブルテレビへのデータ放送への情報配信 ・臨時放送枠、第2コミュニティチャンネルの開放 ・テレビ自動お知らせサービスへの情報配信	平成 30 年 3 月 22 日
災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人 飯塚医師会	・医療救護チームの編成及び派遣 ・救護所の設置	平成 30 年 3 月 26 日
災害時における物資供給に関する協定書	ホームプラザナフコ 稲築店	・物資供給	令和元年 6 月 28 日
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター	・物資供給	令和元年 7 月 5 日
災害時における物資供給に関する協定書	グッデイ 大隈店	・物資供給	令和元年 7 月 16 日
防災パートナーシップに関する協定書	九州朝日放送株式会社	・災害及び防災に関する情報の周知	令和元年 10 月 9 日
嘉麻市地区災害復旧に関する覚書	九州電力株式会社 飯塚配電事業所	・災害時 被災情報の収集・提供等 ・ライフラインの早期復旧	平成 30 年 10 月 25 日
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	・災害時のレンタル機材の提供 (発電機、仮設トイレ、その他レンタル機材)	令和 2 年 7 月 28 日
災害時における応急対応業務に関する協定書	西田石油株式会社	・緊急用発電機設置による石油製品の安定供給	平成 20 年 12 月 11 日

③災害時協定締結業者(土木)(市内)

地区	業者名	協力可能な事項	締結日
碓井	有限会社 坂本工業	・重機による水防工法 ・建築、水防資機材の提供及び搬入 ・倒壊家屋および風倒木等の撤去 ・被災建築物の修復・仮設住宅建設	平成 21 年 4 月 14 日
稲築	株式会社 瓜生建設一工業 嘉麻支店	・鉄骨、給排水施設、上下場施設、送水管、配水管焼却施設、し尿処理施設、土木工事	平成 21 年 5 月 15 日

地区	業者名	協力可能な事項	締結日
山田	有限会社 前建工業	・土木作業、住宅補強、補修、仮設住宅設置 ・土砂災害時の緊急対応 ・災害防止対策の応援、協力	平成 21 年 7 月 10 日
稲築	松村工業	・崩工片付け、土のう積み、保安ロープ張 ・倒木伐採及び片付け、セーフティーコーン設置 ・ブルーシート張 ・その他	平成 21 年 10 月 29 日
嘉穂	株式会社 久家組	・崩工撤去・風倒木の伐採、撤去 ・側溝(水路)浚渫、土のう設置 ・徘徊排水路設置(コルゲート管・ライト管)	平成 21 年 11 月 16 日
山田	平嶋工務店	・重機等による災害復旧 ・建築資材等の提供及び搬入 ・倒壊家屋の撤去及び修復 ・仮設住宅の建設	平成 21 年 12 月 3 日
嘉穂	有限会社 山建	・土木工事 ・水道施設工事業 ・建築工事業 ・管工事業	平成 21 年 12 月 17 日
山田	石原建設 株式会社	・公営住宅及び一般住宅等の建設工事全般(建築・土木・水道) ・河川及び道路災害時対応急処置及び復旧工事(土木) ・上水道配水管破裂時の管補修工事及び布設設備工事全般	平成 22 年 4 月 7 日
嘉穂	有限会社 サトウ土木	・市内の市道、林道、河川等の災害、除雪等の復旧に協力	平成 22 年 4 月 13 日
稲築	株式会社 パスター	- 道路関係 ・ガードレール・ガードパイプ・フェンス類修復	平成 22 年 4 月 15 日
稲築	株式会社 上瀧組	・道路法面崩壊時の重機による土砂撤去 ・風倒木等の撤去 ・河川氾濫時の土のうによる止水作業等	平成 22 年 4 月 16 日
嘉穂	有限会社 児玉建設	・倒木の撤去、土のう類 ・重機による活動 ・土砂撤去 ・道路河川の巡視活動	平成 22 年 4 月 22 日
嘉穂	山栄建設	・急斜傾災害の復旧工事 ・道路災害時のバリケード設置 ・林道、農道の損害の復旧工事	平成 22 年 6 月 28 日
山田	有限会社 松田工業 嘉麻支店	・引込線(電灯・その他)の撤去、修復(電気工事) ・停電時の仮復旧(電気工事) ・水漏れ、破裂時の復旧(管工事)	平成 22 年 9 月 3 日
山田	有限会社 水電社 嘉麻支店	・避難施設及び仮設住宅等への送電 ・CATV、九電引込線の復旧、障害撤去 ・活線(危険電線)の端末処理	平成 22 年 9 月 21 日

地区	業者名	協力可能な事項	締結日
嘉穂	石山技建	・道路関係、法面崩壊箇所シート張、土のう積み 他 ・河川関係、堤防崩壊箇所シート張、土のう積み 他 ・住宅関係、宅地崩壊箇所シート張、土のう積み 他	平成 22 年 10 月 27 日
全域	嘉麻市建設業協力会	・道路及び河川等公共土木施設の応急措置に関するこ - と ・倒壊住宅等の撤去に関すること 他	平成 22 年 11 月 1 日
山田	株式会社 吉国組	・土砂片付 ・土のう設置 ・バリケード設置	平成 22 年 12 月 22 日
碓井	有限会社 樹香園	・風倒木の撤去 ・土砂の撤去	平成 23 年 2 月 28 日
嘉穂	有限会社 伏貫産興	・重機工事全般、土砂片付け、土のう積み ・倒木伐採及び片付け、水替え工、セーフティコーン設 - 置 ・排水施設、ブルーシート張り、その他	平成 21 年 10 月 20 日
稲築	松俵建設株式会社	・倒木の撤去、土砂の撤去、道路、河川の巡視 ・土のうの積み ・重機作業による災害抑制、活動	平成 22 年 4 月 22 日
碓井	有限会社 フクダ技建	・災害の調査等(1級建築士業務)	平成 23 年 3 月 14 日
嘉穂	株式会社 坂口建設	・災害箇所の復旧等の協力 ・土砂撤去 ・土のう積み ・シートかけ	平成 23 年 8 月 17 日
碓井	有限会社 松岡組	・バックホウによる瓦礫の撤去、トラックによる運搬 ・機械、技術の提供	平成 23 年 11 月 14 日
山田	西建設工業株式会社	・豪雨の際の水替え ・台風による飛来物の片付け ・土砂の片付け・搬出 ・法面崩壊防止 ・災害時の巡視活動	平成 23 年 11 月 14 日
山田	株式会社 大門興業	・緊急時即応体制がとれる - 重機(掘削機、ブルドーザー、ダンプトラック 2.0t、4.0t、10t)	平成 24 年 3 月 12 日
嘉穂	株式会社 大貴建設	・人員の応援 ・バックホウによる運転作業 ・ダンプトラック(2t)による運搬 ・トラッククレーンによる積込、運搬	平成 27 年 4 月 1 日
碓井	株式会社 タナカ技建	・人員の応援(3名程度) ・バックホーによる運転作業 ・ダンプトラック(2t)による運搬 ・トラッククレーン(3t)による積込、運搬	平成 24 年 7 月 13 日

地区	業者名	協力可能な事項	締結日
山田	新井興業	・土砂災害・家屋災害・河川災害等土木工事に関する一切の業務 ・浸水家屋の衛生業務並びにその家屋から出るゴミ収集投棄等に関する一切の業務	平成 24 年 8 月 21 日
嘉穂	雅技建	・通行止め用看板・カラーコーン・バリケード設置 ・発電機・水中ポンプ・土のう袋の設置	平成 24 年 9 月 3 日
稲築	株式会社 西田建設	・防水資材提供 ・建築工事 ・倒壊した家屋の解体 ・災難時の土木工事 ・管工事	平成 27 年 2 月 4 日
稲築	光和建設株式会社	・被災した建物の復旧工事 ・被災した建物の解体工事	平成 27 年 12 月 10 日
嘉穂	有限会社大親建設	・道路及び河川等公共施設の応急処置 ・災害発生又は発生する恐れがある場合の道路及び河川の巡視及び被災状況の報告 ・物資・資材の調達	平成 28 年 10 月 31 日
山田	オリジンジャパン株式会社	・資機材・労務の提供 ・応急処置(道路・建物)	平成 29 年 5 月 8 日
稲築	ガーデンホーム株式会社	・トラックの提供 人員確保(応援)	平成 27 年 12 月 10 日
稲築	サンコー開発株式会社	・人材、車、ブルーシートの提供 ・被災住宅の応急措置、資材の調達等	平成 29 年 6 月 8 日
嘉穂	株式会社和田組	・資材の提供提供 ・応急措置	平成 29 年 6 月 29 日
山田	畠中建設	・ねじ切り機、ランマ、発電機、切断機、掘削機、水中ポンプ、ダンプ、軽トラック、テストポンプ、トーチランプ	平成 30 年 10 月 18 日
嘉穂	美林建設株式会社	バックホウ(0.2、0.45、0.7) 土のう、杭、ブルーシート 崩土の撤去、土のう積み、ブルーシート設置、埋め戻し	平成 29 年 10 月 5 日
嘉穂	田中工務店	2t ダンプ、軽トラック、フォークリフト他 仮設資材、大型ジャッキ、水中ポンプ 発電機、投光機	平成 29 年 10 月 11 日
嘉穂	株式会社縄田建設	バックホウ(0.18 m ³)、4t ダンプ、軽トラック 発電機、チェーンソー、刈払機、水中ポンプ	平成 30 年 6 月 18 日
嘉穂	株式会社金生	バックホウ 0.2、0.1、0.45 土砂等の撤去	平成 30 年 8 月 13 日
稲築	有限会社梶原組	3t ダンプ、ユニック、ユンボ等 土砂撤去、法面復旧	平成 30 年 8 月 27 日
嘉穂	有限会社大田組	2t ダンプ 0.2 重機 土砂撤去	平成 30 年 10 月 23 日

地区	業者名	協力可能な事項	締結日
嘉徳	有限会社嘉徳園芸	0.15、0.2 ユンボ、高圧動力噴霧器 3t ダンプ、3t クレーン付トラック 土砂撤去	平成 30 年 10 月 24 日
稲築	有限会社留奥建設	バックホウ 各資材 土工事一式	令和元年 7 月 26 日
稲築	株式会社永水土木建設	バックホウ 0.2、0.1 ダンプトラック 4t、3t、2t 土砂撤去、伐採、道路・河川等の応急措置 倒壊住宅等の撤去	令和 2 年 9 月 25 日
碓井	山口工業株式会社	バックホウ 0.15 ダンプトラック 3t ユニック 4t 残土撤去、倒木、流木撤去等	令和元年 8 月 21 日
碓井	坂本建工株式会社	・資機材又は労力等の提供 ・道路及び河川等公共施設の応急処置	令和元年 8 月 26 日
嘉徳	田中総業	・大きな資機材(リース)を使用 ・危険箇所のバリケード設置、倒木、土砂撤去、土のう設置	令和元年 8 月 29 日
山田	鎌正産業株式会社	・災害時の労働者の派遣 ・解体等土木工事一式 ・機材の貸出し	令和元年 10 月 15 日
嘉徳	株式会社 日工	・土砂撤去 ・水中ポンプ設置 ・土のう作成・設置 ・ブルーシート設置 0.25 バックホウ、ダンプ4t、クレーン付きトラック 2.9t	令和 2 年 6 月 4 日
山田	株式会社 日本伝統建築サンジョウ	・土のう設置 ・倒木の搬出	令和 2 年 6 月 8 日
稲築	株式会社コンドーテクノ	・土砂撤去 0.2 バックホウ	令和 2 年 6 月 26 日
碓井	株式会社サグチ建設	・災害工事全般 2tダンプ、0.25 バックホウ、水中ポンプ	令和 2 年 7 月 9 日
嘉徳	おおつかガーデンサービス	・樹木伐採(倒木処理等) 高所作業車、ユニック車、バックホー	令和 2 年 9 月 28 日
嘉徳	有限会社福コーポレーション	・土砂積込、運搬、がれきの撤去他 ダンプトラック 4t、バックホウ 0.2	令和 2 年 10 月 8 日
稲築	株式会社 安建工業	・崩土撤去、土のう製作、設置 ダンプトラック4t、3t、2t バックホー0.2、ブレーカー、クロー	令和 2 年 10 月 22 日
稲築	吉原組	・土木工事、建築工事、とび、土工工事、舗装工事、管工事、水道施設工事、解体工事 ダンプ 2t バックホウ 0.2、0.45	令和 2 年 11 月 20 日
稲築	修建工業	・土砂撤去、倒木の搬出 2t ダンプ	令和 2 年 12 月 14 日

地区	業者名	協力可能な事項	締結日
稲築	株式会社 大貴 嘉麻支店	・人員の応援(3名程度) ・バックホーによる運転作業 ・トラック(2t)による運搬	平成 26 年 4 月 23 日
山田	明成工業有限会社	・土木工事 ・水道施設工事	平成 26 年 10 月 10 日

④災害時協定締結業者(土木)(市外)

業者名	協力可能な事項	締結日
前田建設 株式会社	・建築物一般、特殊構造物、土木関係、仮設避難所 ・仮設住宅設置 ・上記の点検、補強、補修、災害防止を含めた応援、協力	平成 22 年 5 月 18 日

7 - 1 参集記録票

○参集後に各自が班単位で記入すること

整理番号 _____

■災害対策班名 _____ 班

■場 所 _____ ■報告日時 _____ 年 月 日 時 分現在

NO	氏 名	参 集 時 間	自 宅 等 の 状 況
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	
		月 日 時 分	

7-2 参集途上の被災状況記録票

○参集後に各自で記入し、班長へ提出すること

整理番号

■報告者氏名	■災害対策班名	班
■参集報告 ○参集日時 年月日時分		
■見聞情報（参集時に見聞きした情報） ○自宅付近の状況 ○道路の状況 ○建物被害の状況 ○救助者の有無 ○火災の発生状況 ○その他気づいたこと 火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する		
■地図・略図 		

災害対応票（表面）

通番

対応票記入者				被災入力				顛末入力				統括者確認			
通報者	受付日時	月 日 時 分 受付													
	氏名カナ							住所							
	連絡先 電 話	- -						携 帯 電 話		- -					
被害発生場所	山 田	稲 築				碓 井		嘉 穂							
	1	2		3		4		5		6		7			
	☐ 猪国	☐ 岩崎		☐ 鴨生		☐ 飯田		☐ 牛隈		☐ 馬見		☐ 千手			
	☐ 熊ヶ畑	☐ 漆生		☐ 平		☐ 上臼井		☐ 大隈		☐ 椎木		☐ 芥田			
	☐ 上山田	☐ 口春				☐ 光代		☐ 大隈町		☐ 屏		☐ 嘉穂才田			
	☐ 下山田	☐ 山野				☐ 西郷		☐ 貞月		☐ 小野谷		☐ 九郎原			
		☐ 稲築才田				☐ 下臼井		☐ 中益		☐ 上		☐ 大力			
						☐ 平山		☐ 上西郷		☐ 桑野		☐ 泉河内			
										☐ 宮吉		☐ 東畑			
	被災地地番	嘉麻市						添付		☐ ゼンリン ☐ G I S 図					
行政区・隣組・目標物など															
罹災状況	☐ 人的被害		☐ 死亡（の可能性）		緊急度	緊急		人命の危険、人的被害がある。							
	☐ 住家被害		☐ 行方不明（の可能性）			高い		家屋被害、道路、浸水の被害がある。							
	☐ 非住家		☐ 負傷（の可能性）			上記以外		農地、山林等、上記以外 または小規模なもの。							
	☐ 道路		☐ 全壊		☐ 床上浸水		対応要請先	☐		土木課		☐			
	☐ 橋りょう		☐ 半壊		☐ 床下浸水			☐		農林振興課		☐			
	☐ 河川		☐ 一部損壊		☐ 雨漏り			☐		管財課		☐			
	☐ 水路		☐ 公共建物		☐ その他			☐		現場対応判断係		☐			
	☐ 土砂災害		☐ 損壊		☐ 冠水			☐							
	☐ その他		☐ 埋没		☐ 法面崩落			☐							
			☐ 流失		☐ 損壊			☐							
		☐ 溢水		☐ 内水氾濫		☐									
		☐ 決壊		☐ 施設・設備損壊		☐									
		☐ 溢水		☐ つまり		☐									
		☐ 法面崩落		☐ その他		☐									
		☐ がけ崩れ		☐ 地すべり		☐									
		☐ 土石流		☐		☐									
		☐ 農地		☐ 断水		☐									
		☐ ため池		☐ その他		☐									
特記事項 被害内容等の詳細、要望内容等															

災害対応票（裏面）

通番

現地確認の要否		☐ 要	☐ 不要	☐ 後日確認	
現地確認	日時	月 日 時 分			
	対応課			現地対応者	
	地元対応者			連絡先	

顛末

現地確認の顛末、今後の対応を記入
被災物件、被災規模、通行規制等

国道名、県道名、市道名やため池名など被災物件に名称があれば記載

顛末記入者

8-2 被災情報一覽

被災情報——覽

[illegible]

8-3 被災台帳

被災台帳

(表)

(整理番号第 号)

被災場所				番地		家屋所有者				番地	
嘉麻市				番 号		嘉麻市				番 号	
		住 所				番地		避難所			
		嘉麻市				番 号					
被災者		続柄	氏 名	性別	生年月日	職業又は 学 年 別	現 況				その他
							健在	軽傷	重傷	死亡	
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
10											
被災状況	住家	☐ ／壊（焼） ☐ 床上浸水 ☐ 借家 ☐ ／流 失 ☐ 床下浸水 ☐ 間借 ☐ 自宅				その他の事項					
	家財	☐ ／壊（焼） ☐ ／き損 ☐ ／流 失									
調査員の意見		☐ 要 避難所収容 ☐ 否 ☐ 要 応急仮 設住宅 ☐ 否 ☐ 要 炊き出し その他 ☐ 否									
被災	平成 年 月 日 時 分					調査員の職・氏名 印					
調査	平成 年 月 日 時 分										

(裏)

[illegible]

8-4 人的被害報告

人 的 被 害 報 告						
発信日時	月 日 時 分		受信日時	月 日 時 分		
発信機関	班		発 信 者			
受信機関	班		受 信 者			
情 報 源	住民 消防団 行政区		確 認	済（どこで） 警 察		
	その他（ ）			未 その他		
発 生	日 時	月 日 時 分				
	場 所					
	原 因					
状 況 ・被害者の住所氏名 ・年令等						
対応措置						
死 者	行方不明者	負 傷 者				
人	人	重 傷	人		計	人
		軽 傷	人			
この情報は	第 号 その他 ()		で記者発表 済			未発表

8-5 住家被害報告

住 家 被 害 報 告									
発信日時	月	日	時	分	受信日時	月	日	時	分
発信機関	班			発 信 者					
受信機関	班			受 信 者					
情 報 源	住民 消防団 行政区			確	済（どこで）			警 察	
	その他（ ）			認	未			その他	
発 生	日 時	月 日 時 分							
	場 所								
	原 因								
状 況 ・住居者名 ・避難状況									
全壊		半壊		一部破壊		床上浸水		床下浸水	
棟		棟		棟		棟		棟	
世帯		世帯		世帯		世帯		世帯	
人		人		人		人		人	
この情報は	第 号			で記者発表 済			未発表		
	その他（ ）								

8-6 その他の被害報告

その他 道路・橋梁・河川・砂防・がけ崩れ・ 非住家・田畑・文教施設・病院・水道・ 電気・電話・その他（ ）		} の被害報告	
発信日時	月 日 時 分	受信日時	月 日 時 分
発信機関	班	発 信 者	
受信機関	班	受 信 者	
情報源	住民 消防団 行政区	確 認	済（どこで） 警 察
	その他（ ）	未 認	その他
発生	日 時	月 日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況 ・路線、河川名等 ・被災延長、崩土量等 ・被災の状況 ・規制内容 ・復旧見込			
対応措置			
この情報は	第 号 その他 （ ）	} で記者発表 済 未発表	

8-7 火災・災害等即報要領様式

第1号様式 (火災)

		第 報	
報 告 日 時	年 月 日 時 分		
都 道 府 県			
市 町 村 (消防本部名)			
報 告 者 名			

消防庁受信者氏名 _____

※特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他								
出 火 場 所														
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分										
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)											
出 火 箇 所			出 火 原 因											
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由											
	負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人													
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積											
焼 損 程 度	<table border="0"> <tr> <td>全 焼</td> <td>棟</td> <td rowspan="4">} 計 棟</td> </tr> <tr> <td>損 半 焼</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>数 部分焼</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>ぼ や</td> <td>棟</td> </tr> </table>		全 焼	棟	} 計 棟	損 半 焼	棟	数 部分焼	棟	ぼ や	棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a	
全 焼	棟	} 計 棟												
損 半 焼	棟													
数 部分焼	棟													
ぼ や	棟													
り災世帯数			気 象 状 況											
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 そ の 他 人													
救 急・救 助 活 動 状 況														
災害対策本部等 の 設 置 状 況														
その他参考事項														

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

報 第

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報 告 日 時	年 月 日 時 分
	都 道 府 県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報 告 者 名	

事 故 種 別	1 火災	2 爆発	3 漏えい	4 その他 ()	
発 生 場 所					
事 業 所 名			特 別 防 災 区 域	{ レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 }	
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分 月 日 時 分)	発 見 日 時		月 日 時 分	
		鎮 火 日 時 (処 理 完 了)		月 日 時 分	
消防覚知方法			気 象 状 況		
物資の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ()			物 質 名	
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要			危 険 物 施 設 の 区 分		
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重 傷 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関		出 場 人 員	出 場 資 機 材
		事 業 所	自 衛 防 災 組 織	人	
			共 同 防 災 組 織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)		台 人	
		消 防 団		台 人	
		海 上 保 安 庁		人	
		警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人		
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 等 の 概 要			
死 傷 者 等	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 { 重 症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
消防・救急・救助 活 動 状 況			
災害対策本部等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名		報 告 日 時			
		都 道 府 県			
		市 町 村 (消防本部名)			
		報 告 者 名			
災害名		(第 報)			

災害の概況	発生場所					発 生 日 時	月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死者		人	重症		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部損壊		棟	未分類		棟
		119番通報の件数												
	応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)						
消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
消防機関等の活動状況														
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

（注）第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。

（確認がとれない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県 ()

都道府県 ()

※対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(被害狀況即報)

※１被害額は省略することができるものとする。
 ※２１１９番通報の件数は、１０件単位で、例えば約１０件、３０件、５０件（５０件を超える場合は多数）と記入すること。

9-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

文書番号
年 月 日

福岡県知事 殿

嘉麻市長 印

自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

9-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文書番号

年 月 日

福岡県知事 殿

嘉麻市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請日時 年 月 日 時 分
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項

10-1 避難所利用者登録票

ひなんじょりょうしゃとうろくひょう

避難所利用者登録票

		避難所名		受付番号	
きにゅうび 記入日		年 月 日 ()		にゅうしよじかん 入所時間	
じゅうしょ 住所					
でんわ 電話		() -			
けいたいでんわ 携帯電話		() -			
ひなんじょりょうしゃひと 避難所を利用する人					
しめい 氏名		生年月日		ねんれい 年齢	せいべつ 性別
あんびかくにん 安否確認 への対応					
せたいめし 世帯主	ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日		歳	男・女 公開 非公開
いぞく ご家族	ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日		歳	男・女 公開 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日		歳	男・女 公開 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日		歳	男・女 公開 非公開
	ふりがな	明/大/昭/平/令 年 月 日		歳	男・女 公開 非公開
じかようしゃひなんじょ 自家用車(避難所に ちゅうしゃばあい 駐車する場合)		しゃしゆ 車種		いろ 色	ナンバー
けがや病気、障がい、アレルギーの有無、妊娠中、ペットの有無など、必要な事項があれば記載してください。					

● 世帯(家族)ごとに記入して、係員に提出してください。

● 避難者数の管理を行っていますので、退所する際は必ず係員にお声掛けください。

10-2 避難所利用者名簿

避難所利用者名簿

避難所名()

番号	住 所	氏名	男	女	特記事項	避難時間	
						入所日時	退所時刻
例	嘉麻市上臼井446-1	嘉麻 太郎	○		車いす利用 情報非公開等	7/5 10:00	7/5 18:00
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

10-3 避難所運営記録

避難所運営記録								
年 月 日 時 分現在				受信日時		月 日 時 分		
発信機関		避難所			発信者			
受信機関					受信者			
避難者数		男	女		計	備考		
		人	人		人			
(運営状況)								
(問題点・要望等)								

10-4 物品の受払簿(避難所用)

物品の受払簿（避難所用）

[illegible]

避難所設置及び収容状況

(注)

1	「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
2	物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。
3	他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。(ただし、該当者が多く記入不可能の場合は、その「避難者名簿」の写しを添付し、その旨を「備考欄」に記すこと。)
4	「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線でけすこと。

[illegible]

個別引き継ぎ事項

[illegible]

行方不明者名簿

整理番号	届出月日	行方不明者							届出者				備考
		住所	氏名	年齢	性別	身長(cm)	体重(kg)	着衣その他の特徴	住所	氏名	行方不明者との関係	備考	
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												
	月 日												

11-2 医療救護所開設状況報告

医療救護所開設状況報告									
年 月 日 時 分現在					受信日時		月 日 時 分		
発信機関		部			発 信 者				
受信機関		部			受 信 者				
場 所									
従事者数				軽 症	中毒症	重 傷	計	左のうち 要搬送者	
医 師	看護婦	その他	計						
人	人	人	人	人	人	人	人	人	
状 況									
執 っ て い る 措 置									
処 理 状 況									

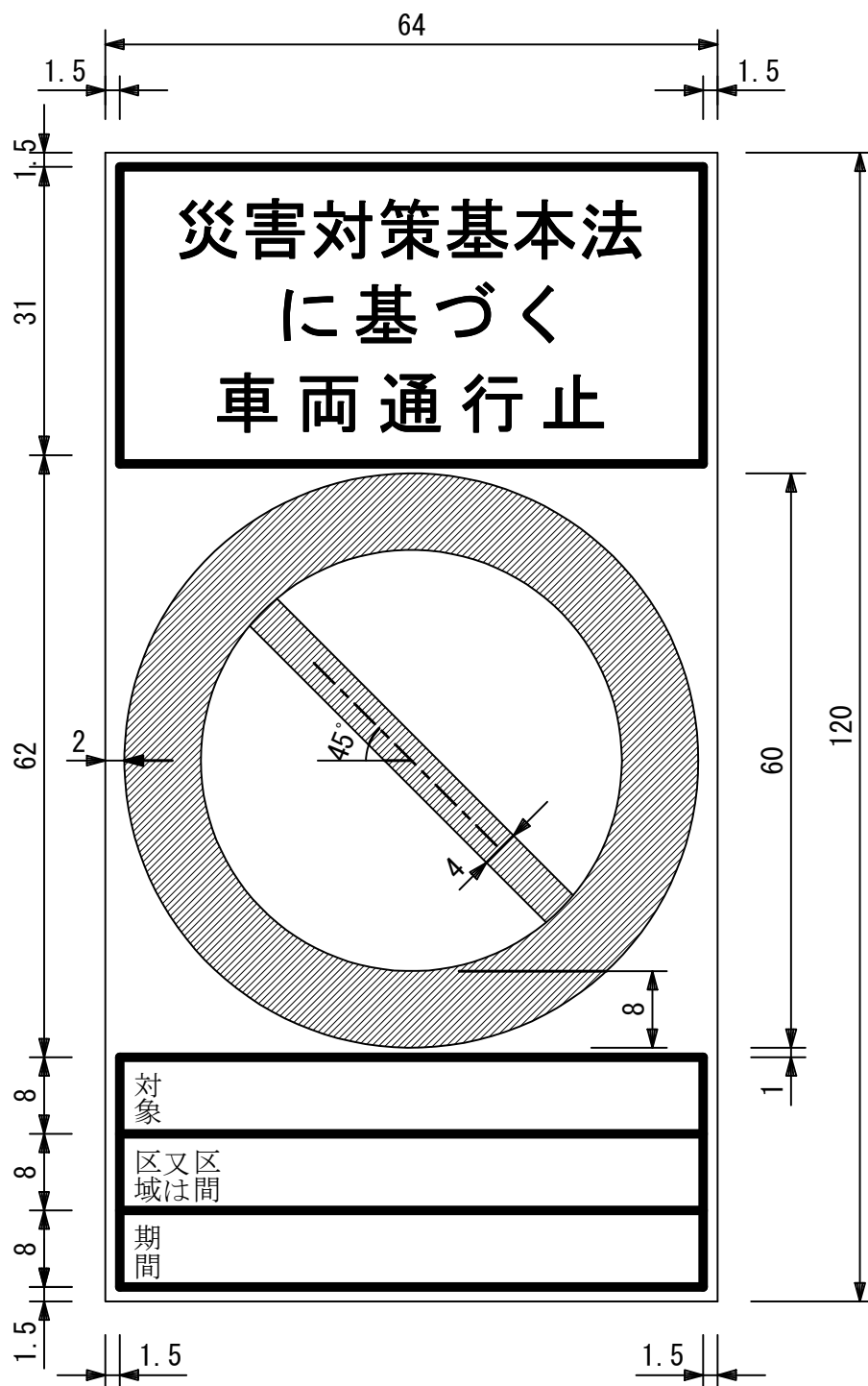
12-1 緊急通行車両事前届出書

別記様式第 1

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書		災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証	
福岡県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
申請者 住所 (電話) 氏名 印 年 月 日		年 月 日 福岡県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、公安委員会（警察本部又は警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	
出 発 地 使用者 住所 氏名 () 局 番		(注) この事前届出書は、2 通作成し、申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類及び自動車検査証の写しをそれぞれ 1 通添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課に提出してください。	

12-2 緊急通行車両以外の車両通行止め標示

別記様式第2(災害対策基本法施行規則第5条関係)



備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

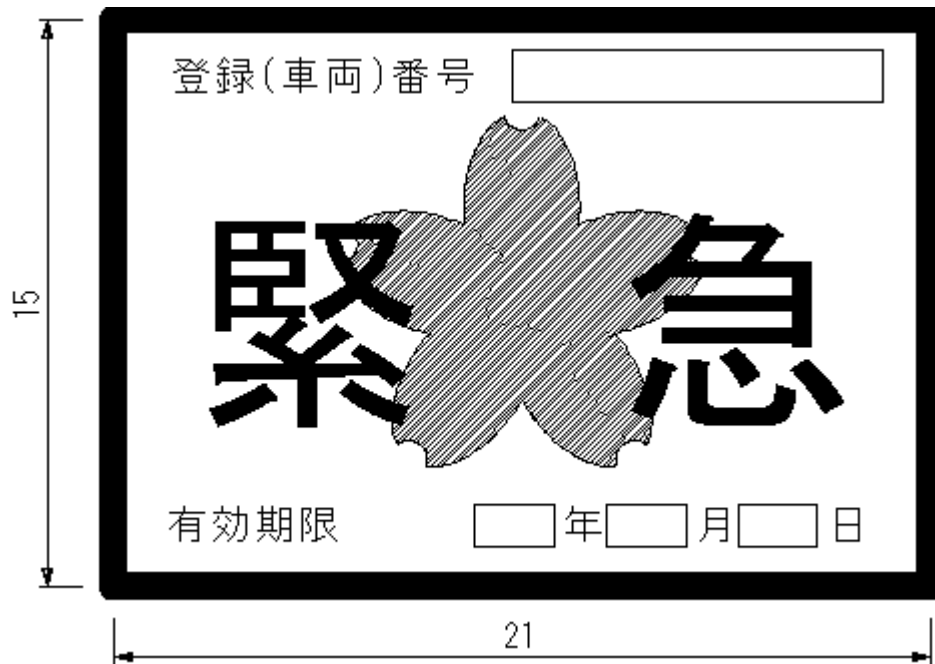
2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

12-3 緊急通行車両通行標章

別記様式第3（災害対策基本法施行規則第6条関係）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

12-4 緊急通行車両確認証明書

別記様式第4（災害対策基本法施行規則第6条関係）

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
知 事			印	
公安委員会			印	
番号票に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通行日時				
通行経路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

備考 用紙は日本工業規格A5とする

12-5 物品の受払簿(物資集配拠点用)

[illegible]

12-6 通行止情報一覽

通行止情報一覽

番号	作成日時		種別	住所		管理区分	路線名	状況
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

13-1 遺体処理票

遺 体 処 理 票

[嘉麻市]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	遺 骨 処 理 番 号	第 号
	焼 骨 日 時 場 所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
納 骨 場 所		

13-2 遺留品処理票

遺 留 品 処 理 票

[嘉麻市]

災 害 遺 体 番 号		第 号
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	主 な 遺 留 品	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との関係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺 留 品	処 理 番 号	第 号
	保 管 所	
備 考		
遺留品保管場所		

14-1 罹災証明申請書

(整理番号)

罹 災 証 明 書 申 請 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家※の 所在地	嘉麻市
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

14-2 罹災証明書

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家※の 所在地	嘉麻市
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

嘉麻市長

14-3 被害届出兼証明書

第 号			
被害届出兼証明書			
下記のとおり、被害があったので届出ます。			
届出者	住所		
	氏名 (事業所名・代表者)	TEL ()	
被害物件 の所有者	住所		
	氏名		
被害場所			
被害日時 年 月 日 (時 分頃)			
被害原因 強風・大雨・大雪・洪水・地震・爆発 () その他 ()			
被害の状況			
気象等 の状況	注意報	強風・大雨・大雪・洪水・ ()	
	警報	暴風・大雨・大雪・洪水・ ()	
	時間	: ~ :	
上記のとおり、届出のあったことを証明します。			
年 月 日			
嘉麻市長 印			

※ この証明は、災害対策基本法第 2 条に規定する災害により受けた被害のうち、り災証明の対象事項でなく市の調査確認が出来ていない被害について、本人の届け出があったこと及び被害当日の気象状況を証明するものです。

14-4 義援金品受領書

義 援 金 品 受 領 書

No. _____

金 額 ¥ _____

品 名	数 量	備 考

以上のとおり受領致しました。
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

様

嘉麻市災害対策本部長
嘉麻市長

印

嘉麻市地域防災計画

一資料編一

(令和3年6月)

(令和7年6月改定)

編集・発行 嘉麻市防災会議
事務局 嘉麻市防災対策課
〒820-0292
福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1
TEL 0948-42-7417
FAX 0948-42-7098